

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第2号

目 次

論 文

「悲憤詩」と「胡笳十八拍」— 蔡琰テキストの変容 —	福山泰男	1
むだ時間システムの安定性とロバスト安定化 — 動的補助システムを用いたアプローチ —	西平直史	13
ドイツ語 Web-CALL システムにおけるより効果的な出題形式 — 選択式と記述式の比較 —	渡辺将尚・西平直史	25
農家家族契約と扶養契約——覚書——	國方敬司	33
オンライン音楽配信ショップと伝統的な音楽ショップによる音楽サービスの需要分析モデル	田北俊昭	45
山形県内市町村の「国際化・国際交流・多文化共生事業」調査（中間報告）	松本邦彦	51
体系期和辻哲郎における内在と超越	板垣哲夫 (I)	114
要旨（英語・中国語）		73
社会文化システム研究科彙報（2004 年度）		77
投稿規程		81

平成 17 年 7 月

「悲憤詩」と「胡笳十八拍」

— 蔡琰テキストの変容 —

福 山 泰 男

(文化システム専攻アジア文化領域担当)

「悲憤詩」と「胡笳十八拍」は、いずれも蔡琰が、後漢末の政治・社会の激変の中、南匈奴への拉致と帰国・子との生別という一女性の悲劇を詠んだ作品と伝えられている。しかしながら両作品は伝承テキスト、様式・表現、内容・思想等の様々な面において隔たりが大きい。

筆者は別稿で、『後漢書』所収「悲憤詩」に関する先行研究に検討を加え、その問題点を考察するとともに、この作品が蔡琰の真作と見なしうることを確認した⁽¹⁾。一方、北宋末の『楽府詩集』にテキストが残される「胡笳十八拍」については、1950年代末に真偽をめぐる一大論争が湧き上がったが、論争自体は必ずしも決着をみていない⁽²⁾。現今の文学史書は、おおむね「悲憤詩」を蔡琰の制作と認めるのに対し、「胡笳十八拍」は偽作と見なしている。いずれにせよ、偽作と見なした時の伝承・受容の過程を含め、蔡琰「胡笳十八拍」については、依然検討の余地が残されているように思われる。

しかし、そのような真偽論に帰着させるだけでは、「悲憤詩」・「胡笳十八拍」両作品が様々な違いを示すその意義・所以を見失うことにならないだろうか。小論は、「悲憤詩」と「胡笳十八拍」の本質的な差異は何か、「胡笳十八拍」はどのように形成されたか、『後漢書』列女伝に収載されるテキストとしての「悲憤詩」の特質は何か、という諸問題をめぐり、少々私見を述べてみたい。

看取しやすい特徴を挙げれば、「悲憤詩」⁽³⁾には、蔡琰が経験した精神的・肉体的苦痛を示す感覚描写が少なくない。「号泣」「悲吟」「感時」「哀嘆」「歡喜」といった一般的感情表現以外に、感覚描写や身体表現が顕著に見られるのである。蔡琰作とされる「胡笳十八拍」と比較しつつ見てみよう。

卓衆来東下 卓衆来りて東下し
金甲耀日光 金甲は日光に耀く

「悲憤詩」の右の句は、董卓麾下の胡兵軍が侵攻してくる恐怖を詠む部分である。既成の感情表現ではなく、白日に照らし出された甲冑という視覚イメージによって、軍隊に殺略される直前の戦慄感が見事に表されていると言えよう。「胡笳十八拍」⁽⁴⁾で右に類するものは次のような句しか見あたらないが、観念的な描写に過ぎない。

人多暴猛兮如虺蛇 人は暴猛多く虺蛇の如し
控弦被甲兮為驕奢 弦を控き甲を被り驕奢を為す（第二拍）

叙事的スタイルかどうかという違いがあるにしても、「胡笳十八拍」は抽象的・説明的描写が多い。「悲憤詩」の次の句は感覚表現ではないが、このような具体的描写は、「胡笳十八拍」には見られない。

斬截無子遺 斬截して子遺無く
尸骸相撐拒 尸骸相撐拒す

(1) 拙稿「『悲憤詩』小考——研究史とその問題点——」(『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』創刊号, 2005)。
(2) 『胡笳十八拍討論集』(中華書局, 1959)所収論文と、入矢義高「『胡笳十八拍』論争」(『中国文学報』13, 1960)参照。

(3) 『後漢書』(中華書局, 1965)列女伝、董祀妻伝(2800~2803頁)所収。以下出典の引用は、原則として当用漢字を用いる。
(4) 『楚辞後語』(『古逸叢書』〈台湾芸文印書館『百部叢書集成』, 1967)所収)巻3, 9葉左~12葉左。

馬辺縣男頭 馬辺に男頭を縣け
馬後載婦女 馬後に婦女を載す
さらに、「悲憤詩」では以下の傍点部のように身体表現も目立っている。

還顧邈冥冥 還顧すれば邈冥冥として
肝脾為爛腐 肝脾為に爛腐す

……

失意機微間 意を機微の間に失えば
輒言斃降虜 輒ち言う「斃降虜、
要当以亭刃 要当に以て刃を亭むべし、
我曹不活汝 我が曹は汝を活かさじ」と
豈復惜性命 豈に復た性命を惜しまんや
不堪其詈罵 其の詈罵に堪えず
或便加極杖 或は便ち極杖を加へ
毒痛參并下 毒痛參じえ並び下る

苦痛を表す内蔵感覚や痛覚以外、注意したいのは「其の詈罵に堪えず」という句である。このように聴覚から感受される精神的苦痛が詠まれる例は、次のように騷体「悲憤詩」第二首にもある。

兒呼母兮号失声 兒は母を呼び号して声を
失い
我掩耳兮不忍聽 我は耳を掩いて聴くに忍
びず

「悲憤詩」の以下の部分は母子離別の悲痛な場面であるが、感情表現だけでなく身体表現や感覚描写が用いられている。

兒前抱我頸 兒は前みて我が頸を抱き
問母欲何之 問う「母は何くにか之かんと
欲する
人言母当去 人は言う『母は当に去るべし
豈復有還時 豈に復た還る時有らんや』と
阿母常仁惻 阿母は常に仁惻なるに
今何更不慈 今何ぞ更に慈ならざる
我尚未成人 我尚未だ人と成らず
奈何不顧思 奈何ぞ顧思せざるや」と
見此崩五内 此を見て五内崩れ
恍惚生狂癡 恍惚として狂癡を生ず
号泣手撫摩 号泣して手を撫摩し
当發復回疑 発するに当たりて復た回疑す

兼有同時輩 兼ねて同時の輩有り
相送告離別 相送りて離別を告ぐ
慕我独得帰 我独り帰るを得たるを慕い
哀叫聲摧裂 哀叫して聲摧裂す
馬為立踟躕 馬は為に立ちて踟躕し
車為不轉轍 車為に轍を転ぜず
觀者皆歔歔 觀る者皆歔歔し
行路亦嗚咽 行路亦嗚咽す
去去割情戀 去り去りて情戀を割き
遄征日遐邁 遄やかに征きて日びに遐かに邁く
悠悠三千里 悠悠たり三千里
何時復交会 何れの時か復た交会せん
念我出腹子 我が腹より出し子を念い
匈臆為摧敗 匈臆為に摧敗す

苦痛を表す身体表現・臓器感覚は、「胡笳十八拍」にも見られないではないが、次の例のように紋切り型となっている。

雁飛高兮邈難尋 雁の飛ぶこと高く邈かに尋ね難し
空斷腸兮思愔愔 空しく断腸 思い愔愔たり (第五拍)
身歸国兮兒莫知隨 身は国に歸りても兒は隨うを知る莫し
心懸懸兮長如飢 心懸懸として長に飢うるが如し (第十四拍)
日東月西兮徒相望 日は東し月は西して徒に相望み
不得相隨兮空断腸 相隨うを得ずして空しく断腸 (第十六拍)

「胡笳十八拍」に見られる紋切り型表現に関して言えば、次のように『莊子』知北遊をそのまま引用する部分もある。

人生倏忽兮如白駒之過隙 人生倏忽として白駒の隙を過ぎるが如し
然不得歡樂兮当我之盛年 然るに歡樂を得ずして我の盛年に当たる (第九

拍)

このように「胡笳十八拍」は、感情表現が類型的・抽象的であるのに対し、「悲憤詩」の方は、五感や身体感覚を駆使して、作者が体験した苦痛・恐怖や不快感を表現していると言えよう。「悲憤詩」の次のような例も、南匈奴の食物に対する臭覚・味覚の不快や、言語・体格⁽⁵⁾に対する違和感を端的に述べた句である。

人似禽兮食臭腥	人は禽に似て臭腥を食ら
	い
言兜離兮状窈停	言は兜離して状は窈停た
	り

一方、「胡笳十八拍」は、「悲憤詩」が感覚的に表すところを説明的にこう述べている。

氷霜凜凜兮身苦寒	氷霜凜凜として身は苦寒し
飢对肉酪兮不能飡	飢えて肉酪に対し飡する能わず (第六拍)

「胡笳十八拍」は、子供との別れの悲痛も重複して詠うが、修辞上の工夫は見られない⁽⁶⁾。次の部分は、先に引いた「悲憤詩」の親子離別の場面と対応する。

撫抱胡兒兮泣下沾衣	胡兒を撫抱し泣下りて衣を沾す
漢使迎我兮四牡駢駢	漢使我を迎え四牡駢駢たり
号失声兮誰得知	号して声を失えども誰か知るを得ん
与我生死兮逢此時	我が生死を与にして此の時に逢う
愁為子兮日無光輝	愁いは子の為にして日に光輝無し
焉得羽翼兮將汝歸	焉くにか羽翼を得て

- (5) 内田吟風「いわゆる蔡琰悲憤詩について—匈奴史の一資料として—」(『史窓』37, 1980)は、「言兜離兮状窈停」の「窈停」に注目し、匈奴人の身体について、背が高く白皙・美好であったと述べている。
- (6) 胡国瑞「關於蔡琰《蔡琰十八拍》的真偽問題」(『胡笳十八拍討論集』所収)は、母子の情愛描写において「悲憤詩」が「胡笳十八拍」より優れる点を論じている。200～202頁。

汝を將きて帰らん

一步一遠兮足難移	一步一遠足は移し難し
魂消影絶兮恩愛遺	魂消え影絶え恩愛遺る
十有三拍兮絃急調悲	十有三拍絃急に調べ悲し
肝腸攪刺兮人莫我知	肝腸攪刺して人の我を知る莫し (第十三拍)

右に挙げた末句が、臓器感覚を用いるのは、「悲憤詩」と同じだが、全体を「悲憤詩」の相当部分と比較すると情景描写に乏しく、抽象的な言い回しになっている。「悲憤詩」の方はさらに子供の母に対する訴えを引き出すことで、母親の痛切な感情をより浮き上がらせている。

以上、感覚的・身体的表現、母性の描出といった観点から、「悲憤詩」と蔡琰作と伝えられる「胡笳十八拍」の、容易に看取できる差異を例示した。このような差異を、両作品が叙事的か叙情的か、即興的か否かといったスタイルの違いに起因させてしまうのは危険である。騷体の「悲憤詩」は、「胡笳十八拍」と同じく抒情の様式とも見なしうるが、感覚・身体・母性の表現において、五言体「悲憤詩」と同じ特徴を持っている。先に引いた「人似禽兮食臭腥, 言兜離兮状窈停」, 「児呼母兮号失声, 我掩耳兮不忍聴」や、「追持我兮走犂犂, 頓復起兮毀顔形」(顔を歪めて泣く仕種)がその例句と言えよう。

さらに、五言・騷体の「悲憤詩」二首と、「胡笳十八拍」で歴然と異なるのは、両作品の語彙の違いが示すような、漢朝や国家に対する意識である。すでに指摘されているように、「胡笳十八拍」では、「悲憤詩」には見えない「漢家」「漢国」「胡兒」「胡城」という字面が目立っている⁽⁷⁾。しかも、「胡笳十八拍」本文に見える、「漢祚」・「胡虜」・

- (7) 譚其驤「蔡文姬の生平及其作品」(『胡笳十八拍討論集』所収) 253頁。黄嫣梨『漢代婦女文学五家研究』第6章「蔡琰」(河南大学出版社, 1993) 146頁。

「漢国」・「胡城」・「漢音」・「胡風」・「胡人」・「漢家」・「漢使」・「胡兒」・「胡笳」, 「胡」・「漢」という用語は、いずれも漢：胡という対立の構図を露わにしていると言える。たとえば, 「漢祚衰」: 「胡虜盛」(第一拍), 「越漢国兮入胡城」(第三拍), 「寄辺声…得漢音」(第五拍), 「胡与漢兮異域殊風」(第十八拍) という対比的表現以外にも, 「俗殊心異」・「嗜慾不同」(第四拍), 「辺声四起」(第七拍), 「天無涯兮地無辺」(第九拍) 等の異域・辺境描写が多く, 漢：胡＝中心：周縁の二元的世界が明示されている。

一方, 以上に類する「悲憤詩」の語彙は, 董卓の乱を描いた冒頭の「漢季」「胡羌」以外, 蔡琰が南匈奴の居留地に拉致された後の描写部分で「胡風」と述べるだけである。その部分の「辺荒与華異, 人俗少義理, 処所多霜雪, 胡風春夏起, 翩翩吹我衣, 肅肅入我耳」は, 「悲憤詩」第一首で, 唯一, 塞外の情景が描かれているが, 「悲憤詩」の全体は, 漢：胡の対立を強調していない。第二首も, 「羌蛮」「胡殿」「胡笳」以外, 「漢」の文字は無い。

「胡笳十八拍」の塞外風景が, 南匈奴の居留地河東平陽のそれと合致しないという指摘は多い⁽⁸⁾。だが, それ以上に問題なのは, 「胡笳十八拍」に, 「疆場征戰何時歇, 殺氣朝朝衝塞門」(第十拍), 「両国交歡兮罷兵戈」(第十二拍) と描かれるような南匈奴の漢への侵攻と和戦という事実が, 史料から見て存在しない点である。

先行研究では, このような時代背景の誤認を, 「胡笳十八拍」偽作説の根拠の一つとしてきた⁽⁹⁾。小論では, そのような真偽論に帰着させるだけでなく, この作品が前面に打ち出している華夷の対立・排他意識から導かれる国家意識と, 「悲憤詩」のそれとの食い違いに注目したい。

「悲憤詩」に唯一見られる「漢」の文字は, 冒頭, 「漢季失權柄, 董卓乱天常」にあるが, 「漢季」は漢末を指す。漢朝崩壊前にこのような表現は不可能と主張する論究⁽¹⁰⁾に対し, 筆者はすでに別稿で反証を試みた⁽¹¹⁾。後漢末建安年間に没した陳琳の「武軍賦」に, 「漢季世之不辟, 青龍紀乎大荒」という反例があり, 「悲憤詩」を, 漢魏禪讓後の制作もしくは偽作と判断することはできない。「悲憤詩」の制作時期を仮に蔡琰帰漢後の建安年間と考えても, 「悲憤詩」に「漢季」とあるのは, 実質的に漢朝が崩壊し, 曹操政權が確立していく時期であり, 不自然な表現ではなかったと考えられる。たとえば曹操自身, 「十二月己亥令」において, 「遂蕩平天下, 不辱主命, 可謂天助漢室, 非人力也」⁽¹²⁾と述べているが, これは漢朝の実質的壊頽を目前にした曹操の公式的発言であり, 漢朝を賛美するものではない。建安文学における「漢」への言及は目立たないが, 特に「胡笳十八拍」に表される漢対夷狄という対立の図式や漢への国家意識は, 曹操政權下の文学作品に読み取ることは難しいと思われる。

二

『楽府詩集』巻 59 所収の「後漢・蔡琰」作と記される「胡笳十八拍」の直後に, 唐, 大暦の進士, 劉商による「胡笳十八拍」が収録されている⁽¹³⁾。前節では, 心身の痛苦を表す身体・母性の表現や, 華・夷の二元的世界に示される国家意識という観点から, 「悲憤詩」と, 蔡琰作とされる「胡笳十八拍」の相違点を概括した。劉商「胡笳十八拍」は, 「漢室」「中国」「漢月」「漢地」「漢家」「漢語」等の語彙や辺塞の情景描写が多く, 身体表現がほとんど見られない点で, 蔡琰作とされる「胡笳十八拍」と同様の特徴をもつようである。

(8) 『胡笳十八拍討論集』所収の李鼎文「《胡笳十八拍》は蔡文姬作の嗎」, 王先進「根拠蔡琰歴史論蔡琰作品真偽問題」, 譚其驤「蔡文姬の生平及其作品」, 劉大傑「關於蔡琰的《胡笳十八拍》」等。

(9) 李鼎文「《胡笳十八拍》は蔡文姬作の嗎」, 王達津「《胡笳十八拍》非蔡琰作補証」, 胡国瑞「關於蔡琰《蔡琰十八拍》的真偽問題」(『胡笳十八拍討論集』所収) 等。

(10) 蔡義江「史載蔡琰《悲憤詩》是晋宋人的偽作」(『北方論叢』1983—6, 1983) 55 頁。

(11) 注 1 拙稿, 59 頁。

(12) 『三国志』魏書, 武帝記(中華書局, 1982) 注引『魏武故事』所載, 32~34 頁。

(13) 『楽府詩集』(中華書局, 1979) 巻 59, 866~869 頁。

劉商「胡笳十八拍」は、母子離別の感情を詠み込みながら、「還鄉惜別兩難分，寧棄胡兒歸旧国」（第十三拍）とも述べている。劉商の作品は、「胡兒」を棄てて「旧国」へ帰還する方を選ぶと詠んでおり、蔡琰作と称される「胡笳十八拍」よりもさらに、国家への帰属意識が明言されていると言えよう。

「胡笳十八拍」の踏襲作には、他に北宋、王安石（1019～1086）の集句⁽¹⁴⁾がある。この作品は、蔡琰作とされる「胡笳十八拍」と劉商のそれから（一部騷体「悲憤詩」から引用）部分的に詩句を引用しアレンジを加えたものである。下敷きとした「胡笳十八拍」両作品に描かれる漢と辺境・母子離別の類型的表現がちりばめられ、王安石の集句と「悲憤詩」との間にも、通称蔡琰「胡笳十八拍」、劉商「胡笳十八拍」と同様の差異を窺うことができよう。

さらに北宋の李綱（1083～1140）も「胡笳十八拍」の模擬作品を残す⁽¹⁵⁾。その序文は以下のものである⁽¹⁶⁾。

昔蔡琰作胡笳十八拍，後多倣之者。至王介甫集古人詩句為之，辞尤麗縟悽婉，能道其情致過於創作。然此特一女子之故耳。靖康之事可為万世悲。暇日效其体集句，聊以写無窮之哀云。

昔蔡琰胡笳十八拍を作り，後に之に倣う者多し。王介甫の古人の詩句を集めて之を為るに至りては，辞尤も麗縟悽婉，能く其の情致を道いて創作に過ぐ。然るに此特に一女子の故なるのみ。靖康の事万世の悲しみ為るべし。暇日其の体に倣いて集句し，聊か以て無窮の哀しみを写して云う。

李綱「胡笳十八拍」は，冒頭第一拍から，「四海

十年不解兵，朝降夕叛幽薊城，殺氣南行動天軸，犬戎也復臨咸京……」と述べ始め，全篇，靖康の変に遭遇した亡国の悲哀を詠う。この「胡笳十八拍」に，もはや蔡琰の姿は無く，「悲憤詩」のように一女性の痛苦を表す身体表現も母子感情も一切詠まれていない。ただ李綱自身の憂国の情を詠みながら，中華と夷狄の対立の構図を打ち出すことが全体の主題になっている。「悲憤詩」と「胡笳十八拍」作品群との懸隔は，特に宋金の敵対・抗争を背景とする国家意識を前面に出した李綱「胡笳十八拍」に至り最も大きい。

さらに，南宋末，文天祥（1236～1282）も，「胡笳十八拍」を踏まえ，十八拍からなる「胡笳曲」を残している。その序文で，「亦不必一一学琰語也」⁽¹⁷⁾と述べるように，元の侵略に直面した文天祥自身の亡国・憂国の情を詠じる。その点で，文天祥「胡笳曲」も李綱「胡笳十八拍」の延長線上にあると言えよう。

このように蔡琰作と伝えられるものを含む「胡笳十八拍」作品群が，じつは，華夷の対立と国家意識をつよく滲ませている点で，「悲憤詩」と大きく隔たることが理解できるのである。次節では，「悲憤詩」と質的に差異の目立つ「胡笳十八拍」作品群がどのように形成されていったのか，その過程で蔡琰作とされるものの真偽を整理してみた。

三

王安石は集句作品を残しているので，蔡琰作と伝えられる「胡笳十八拍」を目にしていたことが確言できるが，劉商の場合はどうか。すでに劉大傑が指摘するように⁽¹⁸⁾，『樂府詩集』巻 59，蔡琰「胡笳十八拍」題注に引く劉商「胡笳曲序」⁽¹⁹⁾や，

(14) 『王安石全集』（上海古籍出版社，1999）巻 80「集句歌曲」，619～621 頁。

(15) 郭沫若「四談蔡琰文姬《胡笳十八拍》」（『胡笳十八拍討論集』所収）は，李綱が，蔡琰「胡笳十八拍」を真作と見なしたことを説くための資料として，李綱「胡笳十八拍」を取り上げる。30 頁。

(16) 『梁谿集』（『四庫全書』〈上海古籍出版社，1987〉集部，別集類所収）巻 21，1125—688～690 頁。

(17) 『文山先生全集』（『四部叢刊』電子版〈万方数拠電子出版社，2001〉所収）巻 14，「指南後録」巻 3，31 葉左。

(18) 劉大傑「關於蔡琰的《胡笳十八拍》」（『胡笳十八拍討論集』所収）143～146 頁。

(19) 860・861 頁。劉大傑の説くように劉商「胡笳十八拍」の最後の句に「哀情尽在胡笳曲」とあるから「胡笳曲」＝「胡笳十八拍」と見なせよう。

明、胡震亨『唐音癸籤』楽通 3、琴曲所引、劉商「胡笳十八拍」自序²⁰⁾は、「胡笳十八拍」(曲)の先行作品として「董庭蘭」・「董生」の名を挙げるのみで、蔡琰には言及しない。

また劉大傑は、大暦の進士、劉商の親戚であり同時代の人、武元衡による『全唐文』所収「劉商郎中集序」にも、「及早歳著胡笳詞十八拍」とあるが、蔡琰の「胡笳十八拍」に擬したと述べていないことを指摘する²¹⁾。劉大傑の論じるように、劉商「胡笳十八拍」の成立に関して、蔡琰作品への言及が見られないことは、蔡琰「胡笳十八拍」の真偽を疑わせる問題点と言えよう。李頎の「聽董大彈胡笳聲兼寄語弄房給事」に、「蔡女昔造胡笳聲，一彈一十有八拍」²²⁾とあるが、劉大傑は、これを「琴師們的託古和附會」と考察した²³⁾。いずれにせよ、少なくとも李頎の詩は、蔡琰が「胡笳十八拍」を作詩したとは述べていないし、唐代において、蔡琰「胡笳十八拍」の制作を伝える資料は他に存在しない。

武元衡「劉商郎中集序」は、次のように記している²⁴⁾。

及早歳著胡笳詞十八拍，出入沙塞之勤，崎嶇驚畏之患，亦云至矣。

早歳に胡笳詞十八拍を著わすに及びては，出入沙塞の勤，崎嶇驚畏の患，亦た云に至れり。

この引用部分の傍点部に関して、劉大傑を始め先行の論究では特に言及していない。だが、小論では、武元衡が、「出入沙塞」「崎嶇驚畏」こそ劉商「胡笳十八拍」の主旨と見ていたことに注目したい。小論で先述した「胡笳十八拍」作品群の特徴は、武元衡の発言に通じると言えよう。

さらに小論では新たに、従来の通称蔡琰「胡笳

十八拍」に関する論究では見落とされていた、『雲笈七籤』巻 113 下に掲載される劉商伝の以下の冒頭部分に着目したい²⁵⁾。

劉商彭城人也。家於長安。好學強記，攻文。有胡笳十八拍。頗行於世，兒童婦女悉誦之。進士擢第，歷台省，為郎中。

劉商は彭城の人なり。長安に家す。學を好みて強記，文を攻む。胡笳十八拍有り。頗る世に行われ，兒童婦女悉く之を誦す。進士擢第し，台省を歴て，郎中と為る。

この記載では、劉商「胡笳十八拍」の制作に際し、蔡琰作とされる「胡笳十八拍」に擬したことに触れていない。劉商の作品が、「頗行於世，兒童婦女悉誦之」と記されるほどに流行したというのが事実であれば、先行作品であるべき蔡琰の原作についても何らかの言及があってもよいのではあるまいか。蔡琰の歴史故事を題材とした劉商「胡笳十八拍」が、女性・子供も暗誦するほどに広い読者を獲得したと述べられるが、その背景は何か。蔡琰「胡笳十八拍」の制作にふれる唐代の資料は現存しないが、劉商「胡笳十八拍」のような作品はどのように形成されたのか。それらの考察のために、蔡琰「胡笳十八拍」の受容史をやや幅を広げて見わたす必要がある。

四

蔡琰「胡笳十八拍」に関する記載は、唐代以前には見られない²⁶⁾。少し広げて「胡笳」と蔡琰をつなぐ用例を眺めると、先に引いた李頎の詩の「蔡女昔造胡笳聲」以外にも次のような句が散見できる。「明妃愁中漢使廻，蔡琰愁處胡笳哀」(顧況「劉禪奴彈琵琶歌」)²⁷⁾，「蔡琰沒去造胡笳，蘇武歸來持漢節」(李益「塞下曲」)²⁸⁾，「胡笳悲蔡琰，漢使泣明

20) 胡震亨『唐音癸籤』(古典文学出版社、1957) 巻 14、楽通 3、琴曲、121 頁。

21) 劉大傑「再談《胡笳十八拍》」(『胡笳十八拍討論集』所収) 166・167 頁。

22) 『全唐詩』(中華書局、1960) 巻 133、1357 頁。

23) 注 21 前掲論文、162・163 頁。

24) 『全唐文新篇』巻 531 (吉林文史出版社、2000) 6170 頁。

25) 『雲笈七籤』(華夏出版社、1996) 巻 113 下、紀伝部、伝、710・711 頁。

26) たとえば、『文選』李善注に「悲憤詩」は見出せるが、「胡笳十八拍」は引用されていない。注 1 拙稿、64 頁。

27) 『全唐詩』巻 265、2947 頁。

28) 『全唐詩』巻 283、3224 頁。

妃」(李敬方「太和公主還宮」)⁽²⁹⁾ 等。

右のように、「胡笳」が蔡琰との類縁関係で詩に詠み込まれる時の「胡笳」のもつ含意はどのようなものか。少し振り返ってみよう。「胡笳」は、蔡琰自身、騷体の「悲憤詩」で、「胡笳動兮辺馬鳴、孤雁歸兮声嚶嚶」と詠んでいる。李陵「答蘇武書」(おおむね偽作と見なされているが)に、「胡笳互動、牧馬悲鳴」とあり、その李善注は、「杜摯笳賦序曰、笳者李伯陽入西戎所作也。傳玄笳賦序曰、吹葉為声」と述べる⁽³⁰⁾。また虞羲「詠霍將軍北伐」に、「胡笳関下思、羌笛隴頭鳴」と詠まれ⁽³¹⁾、『晋書』劉琨伝には、「中夜奏胡笳、賊又流涕歔歔」と記される⁽³²⁾。これらの「胡笳」は、まず第一に楽曲であるが、辺塞をイメージさせる詩語として働いていると言えよう。このような詩的イメージを含意する「胡笳」は、唐代に入り、「夜聽胡笳折楊柳」(王翰「涼州詞」)⁽³³⁾・「羌笛胡笳不用吹」(孟浩然「涼州詞」)⁽³⁴⁾・「君不聞胡笳声最悲」(岑參「胡笳歌送顔真卿使赴河隴」)⁽³⁵⁾ 等、辺塞詩の句をはじめ、詩語として数多く用いられている⁽³⁶⁾。

また、韓愈の「上襄陽于相公書」に、「伏蒙示文武順聖樂辭、天保樂詩、讀蔡琰胡笳辭詩…」という記載があり⁽³⁷⁾、于頔が、「蔡琰胡笳辭」を読み、それを踏まえて詩を創作したことが記される。この「胡笳辭」が騷体の「悲憤詩」なのか「胡笳十八拍」なのか、あるいは他に蔡琰作と伝承された詩なのか、具体的に何を指すかは特定できない。しかし少なくとも唐・韓愈の頃には、蔡琰と「胡笳」を結びつけて見る觀念が生じていたと言えよう。

このように「胡笳」は、辺塞詩のモチーフとも

連なる詩的イメージとして、時には蔡琰と密接に関連づけられつつ六朝・唐と結晶化していった。一方、楽曲としての「胡笳」も、南朝以来の「胡笳曲」として『樂府詩集』琴曲歌辭に収められている。ただし、蔡琰が「十八拍」の胡笳声を作ったとする伝承は、李頔「聽董大彈胡笳声兼寄語弄房給事」の「蔡女昔造胡笳声、一彈一十有八拍」とある句が、唐代に唯一見られるものである。

要するに、詩的含意をもつ「胡笳」とは別に、蔡琰と「胡笳十八拍」を結びつける資料は六朝・唐代には存在しない。蔡琰が「胡笳十八拍」の曲を制作したという資料は、北宋末の『樂府詩集』卷 59、琴曲歌辭の後漢・蔡琰「胡笳十八拍」題注に引く「琴集」の、「大胡笳十八拍、小胡笳十八拍、並蔡琰作」とする記載が最初である⁽³⁸⁾。

先述したように王安石は、郭茂倩『樂府詩集』の編纂以前に、蔡琰作とされる句を引用した集句「胡笳十八拍」を残しているが、蔡琰「胡笳十八拍」を掲載した資料は『樂府詩集』卷 59、琴曲歌辭以前には皆無である。

蔡琰「胡笳十八拍」の真偽論は、現行の文学史書がほぼ偽作と認めており、小論はそれに新知見を加えるものではないが、今一度偽作説の主旨を振り返ってみたい。蔡琰「胡笳十八拍」偽作説において依拠すべき論究は多いが、中でも劉大傑の「關於蔡琰的《胡笳十八拍》」⁽³⁹⁾、「再談《胡笳十八拍》」は、偽作説を展開した基本研究と思われる。劉論文の詳密な考証過程は省略するが、要点を列挙・整理すれば次のようになる⁽³⁹⁾。

(1) ○唐代までの文献に蔡琰「胡笳十八拍」に関する言及がない。○劉商は董庭蘭の「十八拍」琴譜に配し、最初に歌詞を付けた。○宋代以後の文献で、「胡笳十八拍」について劉商・董庭蘭のことを述べながら蔡琰に言及しないものがある。○宋以後も、蔡琰「胡笳十八拍」を偽作と見る論述が目立つ。

(2) ○風格・体裁が東漢の詩賦と合わない。○

(29) 『全唐詩』卷 508, 5775 頁。

(30) 『文選』(芸文印書館『胡本文選』, 1979) 卷 41, 2 葉右。

(31) 『文選』卷 21, 20 葉左。

(32) 『晋書』(中華書局, 1974) 卷 62, 劉琨伝, 1690 頁。

(33) 『全唐詩』卷 156, 1605 頁。

(34) 『全唐詩』卷 160, 1669 頁。

(35) 『全唐詩』卷 199, 2053 頁。

(36) 『全唐詩』に 50 例ほど見られる。中央研究院《漢籍電子文獻・瀚典全文檢索系統》参照。

(37) 『韓昌黎文集校注』(上海古籍出版社, 1986) 卷 2, 147 頁。

(38) 861 頁。

(39) 注 18・21 前掲論文参照。

地理環境が、実際と合わない。

(3) ○曲名としての「拍」は、隋に始まり唐に盛行する。

(4) ○蔡琰「胡笳十八拍」は複雑で洗練されており、思想・芸術の成就が劉商の作品より高い。○蔡琰「胡笳十八拍」は劉商「胡笳十八拍」より後の作品であろう。

以上の論旨の細部は、なお考察の余地を残すが、小論は、劉大傑の考察をおおむね是としたい。特に(4)の要旨は、蔡琰「胡笳十八拍」の形成を探る上で、明確な立場を示しており注目すべきと思われる。そこで小論では、劉論文を踏まえつつ、劉商「胡笳十八拍」の形成について少々私見を加えてみたい。

蔡琰「胡笳十八拍」が劉商のそれより複雑で洗練されているという劉大傑の主張は、こうである⁽⁴⁰⁾。〈劉商の「胡笳十八拍」はおおむね毎拍八句七言で形式が整い、文字も典雅である。それに対し蔡琰作とされる方は、劉商作より全体の字数はるかに多く、毎拍、六句三拍・八句六拍・十句七拍等々、形式が複雑であり、通俗的な表現が目立つ。蔡琰作とされる「胡笳十八拍」は、劉商のものが「詩人配樂之作」であるのに比べ、民間から生まれ更に修改・加工を経たためスタイルが不統一な「集体性」をもつという点で「市民文学」の特徴を反映している。蔡琰のものとされる「胡笳十八拍」の歌辞は、実際歌われたもので、劉商「胡笳十八拍」の基礎の上にもたらされたと見なせる⁽⁴¹⁾。〉

小論において、さらに劉商「胡笳十八拍」と、いわゆる蔡琰「胡笳十八拍」を比較するならば、前述したように、劉商作品は、同様に母子離別の感情を詠み込みながら、「還郷惜別兩難分、寧棄胡兒歸旧国」(第十三拍)とも述べ、「胡兒」よりも「旧国」への帰属意識の方が明言されている点を

注視したい。

蔡琰のテキストにおいて最も悲痛を覚えるのは、母子離別の描写であるが、その部分を含む両作品を比較してみよう。

蔡琰「胡笳十八拍」(第13拍)

撫抱胡兒兮泣下沾衣	胡兒を撫抱し泣下りて衣を沾す
漢使迎我兮四牡駢駢	漢使我を迎え四牡駢駢たり
号失声兮誰得知	号して声を失えども誰か知るを得ん
与我生死兮逢此時	我が生死を与にして此の時に逢う
愁為子兮日無光輝	愁いは子の為にして日に光輝無し
焉得羽翼兮將汝歸	焉くにか羽翼を得て汝を將きて歸らん
一步一遠兮足難移	一步一遠足は移し難し
魂消影絶兮恩愛遺	魂消え影絶え恩愛遺る

劉商「胡笳十八拍」(第13拍)

童稚牽衣双在側	童稚衣を牽きて双ながら側に在り
将来不可留又憶	将来留めて又た憶うべからず
還郷惜別兩難分	郷に還ると別れを惜しむと兩つながら分かち難し
寧棄胡兒歸旧国	寧ろ胡兒を棄てて旧国に歸らん
山川万里復辺戍	山川万里復た辺戍
背面無由得消息	面を背くるも由し無し消息を得るに
淚痕滿面对殘陽	淚痕滿面殘陽に対し
終日依依向南北	終日依依として南北に向かう

劉商の作品は、帰郷と子との離別に引き裂かれる感情を詠んでいるが、「惜別」という言葉からもわかるように、諦念の方が強い。蔡琰作とされる

(40) 注21 前掲論文、168頁。

(41) 胡国瑞、注6 前掲論文は、蔡琰作とされる「胡笳十八拍」は、蔡琰の騷体「悲憤詩」を敷衍・拡大したものに過ぎないと考察している。196～203頁。

方は、冗長ではあるが我が子との生別の悲痛な思いを詠み連ね、劉商のものよりも、より母子の情を率直に表現している⁽⁴²⁾。劉商と蔡琰の両作品の優劣を単純に比較することは難しいが、国家意識や母子の情の表現において看過できない違いを示している。劉大傑の論証を補足すれば、このような違いは、蔡琰に仮託した「胡笳十八拍」の方を、劉商作品の制作以後に偽作されたものと考えたと理解しやすいのではないかと。すなわち、劉商「胡笳十八拍」を踏襲しつつ、より蔡琰という主体とその母子の情に立って変改を加えたのが、作者を蔡琰の名に仮託した「胡笳十八拍」ではないかと考えられるのである。

従前の研究では引用されなかった『雲笈七籤』巻113下に掲載される劉商の伝記をもう一度見てみよう。「劉商彭城人也。家於長安。好學強記，攻文。有胡笳十八拍。頗行於世，兒童婦女悉誦之。進士擢第，歷台省，為郎中」。武元衡「劉商郎中集序」には、「及早歲著胡笳詞十八拍」とあり、劉商が「胡笳十八拍」を制作したのは、進士当第前の若年の頃と記録される。『雲笈七籤』の記載によれば、「胡笳十八拍」は「兒童婦女」等、民衆間にも広く流行したと言う。

推察すれば、前述したように楽曲としての胡笳曲の発展と、詩的イメージとしての胡笳と蔡琰の結びつきが劉商「胡笳十八拍」成立の一つの前提となっていたと考えられる。

さらに、六朝時代にはほとんど見られなかった蔡琰像の形成が、唐代に入り進んでいったことも確認しておきたい。「胡笳」と蔡琰の類縁関係の確立以外にも、たとえば次のように歴史故事としての蔡琰を詠むテキストが登場する。「蔡女煙沙漠北深」(楊巨源「冬夜陪丘侍御先輩聽崔校書彈琴」)⁽⁴³⁾・「蔡女沒胡塵」(陳子昂「居延海樹間鶯同作」)⁽⁴⁴⁾・「魏公

懷旧嫁文姬」(舒元興「贈李翱」)⁽⁴⁵⁾・「蔡琰歸梳兩鬢絲」(徐夔「愁」)⁽⁴⁶⁾・「蔡琰弄琴」(李瀚「蒙求」)⁽⁴⁷⁾等々。

以上のような蔡琰像の伝承・形成を踏まえた上で、劉商は、漢家と夷狄の対立・抗争のはざまで運命を翻弄される女性の姿を、「胡笳十八拍」として提出した。武元衡「劉商郎中集序」が言う「出入沙塞之勤，崎嶇驚畏之患」とは、劉商「胡笳十八拍」が、蔡琰の悲劇以上に、それによって象徴される辺防の困難や外夷の脅威の方を新たな主題としていたことを意味している。

『雲笈七籤』に述べられるように、「胡笳十八拍」という新しい歌謡は、蔡琰という一女性の悲劇的人生を歌い上げて、劉商当時の女性達に共感・支持を呼び起こしたのであろう。さらに言えば、「胡笳十八拍」は、武元衡「劉商郎中集序」が記すように劉商早歳の頃、また『雲笈七籤』が述べるように進士登第以前に制作されたようである。そうであればこそ、辺境の詩的イメージと華夷の対立が喚起する国家意識が、青年の情感とともに詠み込まれることになったのではないだろうか。劉商の青年時、安史の乱前後の唐朝は、もとより周辺諸民族の勢力台頭、異民族の集結・侵攻が進んだ時代である。華夷の厳しい対立が引き起こす国家意識の高まりの中で制作された「胡笳十八拍」は、その内容からして民衆の感情を刺激するものであったことは想像に難くない。

だが、もし仮に、内容・表現がより複雑・精細と見なされる蔡琰「胡笳十八拍」が、劉商の時代にすでに存在していたのならば、劉商「胡笳十八拍」はそれほどの読者・聴衆の支持を得られなかったのではないだろうか。劉商の作品が蔡琰「胡笳十八拍」の摸擬作であれば、むしろ蔡琰原作の二番煎じと受け止められる可能性すらある。

以上、劉論文に若干の補足を加えつつ、「胡笳十八拍」について私見を述べた。先述したような、

(42) 岡村貞雄「蔡琰の作品の真偽」『古楽府の起源と継承』(白帝社、2000)第3章蔡琰に、蔡琰と劉商の「胡笳十八拍」における、母の子への愛情表現を比較し、蔡琰作と伝えられる作品の方が優れていることを論じている。126～130頁。

(43) 『全唐詩』巻333、3729頁。

(44) 『全唐詩』巻84、905頁。

(45) 『全唐詩』巻489、5548頁。

(46) 『全唐詩』巻710、8176頁。

(47) 『全唐詩』巻881、9963頁。

「悲憤詩」と「胡笳十八拍」の間に横たわる様式・内容・表現・思想の様々な食い違いは、両作品の制作された時代の隔たり（＝真作・偽作の違い）という根本的な差異をも含んでいると考えられる。このような両作品の差異は、後漢末・建安時代と、唐・大暦の劉商以後、宋以前の文学的因襲の差でもあろうか。小論では、次節で『後漢書』に記載されるテキストとしての「悲憤詩」の性質を改めて眺めてみたい。

五

個人が受けた苦痛をどう描いているかという点を中心に、「悲憤詩」の身体表現の特質を「胡笳十八拍」との比較において既述した。もう一点見過ごすわけにいかないのは、「悲憤詩」が、「父母」「骨肉」「児」「家人」「新人」「宗族」「門戸」といった言葉に集約されるように、「家」に対する観念を詠み込んでいることだ。「胡笳十八拍」の方は、劉商の作品、蔡琰の名を冠した作とも、「漢家」「漢国」への帰属意識の方がつよく、子供への情愛表現以外、そのような「家」にまつわる観念は希薄である。

既に触れた母子離別の部分は省略し、「悲憤詩」を例示してみよう。

感時念父母	時に感じて父母を念い
哀歎無窮已	哀歎窮まり已むこと無し
有客従外來	客有り外従り來れば
聞之常歛喜	之を聞きて常に歛喜す
迎問其消息	迎へて其の消息を問うに
輒復非郷里	輒ち復た郷里に非ず
邂逅微時願	微時の願いに邂逅し
骨肉來迎己	骨肉來りて己を迎う
...	...
既至家人尽	既に至れば家人尽き
又復無中外	又た復た中外無し
...	...
瑩瑩対孤景	瑩瑩として孤景に対し
恒咤糜肝肺	恒咤肝肺を糜らす
...	...

託命於新人	命を新たなる人に託して
竭心自劬厲	心を竭くして自ら劬め厲ます
流離成鄙賤	流離して鄙賤と成り
常恐復捐廢	常に復た捐廢せられんことを恐る

...

一見すると、右の叙述は肉親への思慕・孤独感や再嫁への不安に過ぎないようである。だが「家」から切り離された女性の悲劇を詠う「悲憤詩」には、裏を返せば、「家」を繋ぎ、存続させようとする女性の「孝」の観念が反映しているとも言える。騷体「悲憤詩」において、蔡琰は自分の不幸を次のように、「宗族」「門戸」の衰滅から述べ始めている。

嗟薄祐兮遭世患	嗟薄祐にして世患に遭い
宗族殄兮門戸單	宗族殄びて門戸單つなり

下見隆雄の詳論する所によれば、「母・妻・娘は、子・夫・父の存立や名誉の基盤を支援して孝を養成する存在」でもあった⁽⁴⁸⁾。家門の継承を重大視する「孝」は、儒教社会において女性が守り伝えるべき枢要な観念であったと言えよう。

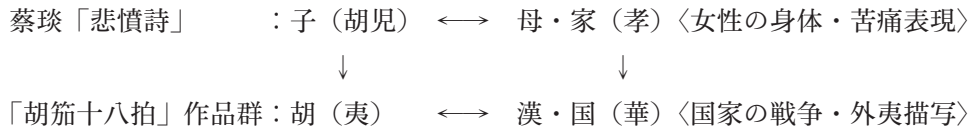
「悲憤詩」が掲載されるテキストは、『後漢書』列女伝であることを思い起こしたい。『後漢書』列女伝は、「哲婦隆家人之道」、「貞女亮明白之節」⁽⁴⁹⁾を篇述するが、董祀妻伝には、次のような事跡が記される。○帰漢して再嫁した夫、董祀が死罪にあたる法を犯したのに対し、曹操に特赦を願いその罪を救ったこと。○曹操の命に応じ、父、蔡邕の残した蔵書で暗誦しうるものを書き記したこと。○その際、「男女之別、礼不親授」と述べて官吏による同座・書写を断ったこと。

蔡邕は女訓書（「女誡」「女訓」）を残しているが、その教導を受けたであろう蔡琰の右に挙げたような行動・履歴は、まぎれもなく儒教倫理の実践者としてのそれであろう。

(48) 下見隆雄『孝と母性のメカニズム』（研文出版社、1997）「IV 母・妻・娘における母性実践の諸相」281頁。

(49) 2781頁。

※



そもそも曹操が、蔡琰を南匈奴から贖って漢地に連れ戻し、董祀に再嫁させたのは、知友の蔡邕に跡継ぎが無いことを痛んだからであった。また、蔡邕の学問・諸芸を含めた後継者としての蔡琰像も、後世様々に伝承されている⁵⁰⁾。このように、父親の血脈を後代に引き継ぎ、父への「孝」を示す蔡琰は、また、夫、董祀を命を賭して守り門戸を継承せしめる妻でもあった。蔡琰は後世、『史通』で批判されるように⁵¹⁾、再嫁を重ねた経歴から不義を評されることがあるが、蔡琰の行動から、下見隆雄の論究するように家・門戸を継承する「孝」の実践者としての姿を見出すことができる。

このような『後漢書』列女伝、董祀妻伝のコンテキストの中で、蔡琰による、同伝所収「悲憤詩」の制作を捉え直してみたい。「感時念父母，哀歎無窮已」，「既至家人尽，又復無中外」，「託命於新人，竭心自勗厲」，「嗟薄祐兮遭世患，宗族殄兮門戶單」と詠う蔡琰は、儒教社会の中で、家や門戸、血族の繋がりを希求する女性の典型的姿をも描き出していると言えるのではないだろうか。

六

真作・偽作を問わず蔡琰を詩的主体とするテキストを、仮に一括して蔡琰テキストと呼んでおきたい。冒頭で述べたように、問題を蔡琰テキストの真偽論に帰着させるだけでなく、テキストの間に横たわる変容の跡を追うことが、小論の目的の一つであった。『後漢書』所載の蔡琰自作と認められる「悲憤詩」と、『樂府詩集』巻59所収テク

ストを嚆矢とする「蔡琰」・劉商の「胡笳十八拍」を比較し、さらに王安石等の模擬作品を参照することで、蔡琰テキストの変容の一側面を眺めた次第である。

蔡琰「悲憤詩」の中心テーマは、南匈奴への拉致・漢土への帰還という酷烈な体験、そして母子離別の悲劇と言える。一方、前述したように、「蔡琰」・劉商と王安石等の集句・模擬作を含む「胡笳十八拍」作品群は、そのような一女性の痛苦以上に、排外的な蛮夷観に基づいた国家意識を詠いあげることの方に重点を置いている。その一端に過ぎないが、既述した以上の論旨について、あえて図式化してみよう。

単純化して言えば、上の図※のように、「悲憤詩」は、胡兒と引き離される母（＝家門を守り継承する者）を詠んでいた。それに対し、「胡笳十八拍」作品群の方は、胡兒と母が分断される関係から胡と漢の対立関係（＝華夷の対立）へ、作品主題がずれていったと言えよう。母性の描写や女性の身体・苦痛表現において、蔡琰テキストにずれが見られるのも、そのことに関連しているのである。

小論ではさらに、劉大傑の論考に若干の補足を加えつつ、蔡琰「胡笳十八拍」の真偽問題についても一応の判断を試みた。劉大傑の論究を踏まえつつ、小論の考察を結論づけるならば、次のような次第になろう。

(1) 大暦の進士、劉商は、進士及第前の青年時代に「胡笳十八拍」の歌詞を初めて創作した。劉商「胡笳十八拍」は、女性・子供も暗誦するほど世間に流行した。

(2) 劉商の後、時を経て⁵²⁾、蔡琰に擬した「胡笳

⁵⁰⁾ 『後漢書』董祀妻伝注引、劉昭「幼童伝」等。

⁵¹⁾ 「董祀妻蔡氏，載誕胡子，受辱虜庭，文詞有余，節概不足，此則言行相乖者也」。『史通通釈』（上海古籍出版社，1978）238頁。

⁵²⁾ 劉大傑によれば晩唐、拍彈の流行した時代。注21前掲論文，167・168頁。

十八拍」が制作された。蔡琰に仮託しただけに、偽作「胡笳十八拍」は劉商の作品より、母性の視点をより意識した表現を有している。その後、偽作「胡笳十八拍」が蔡琰の作として伝承され始めた。

(3) 北宋の王安石は、蔡琰の偽作・劉商の作品を踏まえ集句「胡笳十八拍」を残した。また王安石の後、北宋、李綱は、「昔蔡琰作胡笳十八拍，後多倣之者，至王介甫集古人詩句為之，辞尤麗縟悽婉…」と述べて「胡笳十八拍」を作るが、それはもはや、靖康の変に遭遇した亡国の悲哀を詠うものになっていた。李綱が、「後多倣之者」と述べるように、王安石以前にも「胡笳十八拍」を模擬した作品が多く生まれていたであろう。李綱作品の延長線上に、文天祥も蔡琰の主題と関わりなく、「胡笳曲」十八拍を作った。

(4) 李綱の模擬作のやや以前、現存する最も早い時期のテキストとして、蔡琰「胡笳十八拍」および劉商「胡笳十八拍」が、郭茂倩『樂府詩集』巻59、琴曲歌辞3に収載された。

「胡笳十八拍」真偽論に関して言えば、先に考察した蔡琰テキストにおける様々な表現上の明白な差異も、蔡琰「胡笳十八拍」を偽作と疑わせる一根拠となるだろう。

ただし、劉商の作品と蔡琰の偽作テキストが制作された先後関係については、なお検討の余地がある。そのような細部の考証とともに、後漢末・建安時代から劉宋の『後漢書』編纂を経て、唐宋間へと蔡琰テキストに変容をもたらした、大きな文学因襲の流れや変化を見ていくことも大きな課題として残されている。

蔡琰テキストの変容は、蔡琰像が、一女性の悲境から国家の悲劇の象徴へと変わっていくことでもあった。劉商「胡笳十八拍」について、「頗行於世，兒童婦女悉誦之」(『雲笈七籤』)と記されることと、そのような蔡琰像の変容はどう関係しているのか。また、「胡笳十八拍」のように華夷の二元的世界を詠み、国家意識を喚起する文学作品は、他にどのように受容され、流通していったのか。

小論を端緒とし、そのような大きな問題を射程に入れた考察をさらに進めていきたいと思う。

むだ時間システムの安定性とロバスト安定化

— 動的補助システムを用いたアプローチ

西平直史

(人文学部総合政策科学科)

はじめに

[illegible]

このように、不安定なシステムが安定なシステムに変化する現象を「安定化現象」と呼ぶ。この現象を数値的に解析する際には、通常では、行列値関数論に代表される LMI (Linear Matrix Inequality) に基づく数値計算が広く使われる。この研究の目的は、不安定なシステムが安定なシステムになるための条件を明らかにすることにある。まず、最近では、 $\mathcal{H}_2$ ノルムを用いた安定化条件 [3], $\mathcal{H}_\infty$ ノルムを用いた安定化条件 [4], 利得 [5, 6, 7], 相対利得 [8] に関する安定化条件 [8, 9, 10] 等々における (図 1) 中の図 1 に示した研究システムに関する利得や相対利得を計算することが有用な結果が得られているとされている。このように、不安定なシステムが安定性を安定化条件を満たす利得の不安定化線に落ちるようになるのは、図 1 の図 1 に示すようにある程度であるため、図 1 の図 1 に LMI 法を用いた安定化線がある。

[illegible][illegible]

本図では、最終にわたる10の大きさを縦向きに表した図12を参考に、各々の条件設定をまとめることが出来る。受けて、条件にわたる時間や大きさの比較をしながら、よりよい条件の候補を絞り込んでいく。この過程の中で代表的なものとして、1300条件、1400条件及び条件を考察出来る条件として、図13を参考する。さらに、図14の1400条件を参考にすることで条件を絞り込む作業が図15から出来る。1400条件、図16の1400条件から更に絞り込むことで、図17の1400条件から更に絞り込むことが出来る。図18の1400条件から更に絞り込むことで、図19の1400条件から更に絞り込むことが出来る。受けて、各々の条件を絞り込んでいく条件と比較し、何の条件、スウェッチング条件、1400条件から更に絞り込むことが出来る。

一方では、安定業務の増大に伴って、労働者の福利厚生に
ついての業務も、増大してゆく。また安定業務の比重が高ま
る。このことは、労働者のモチベーションを高め、生産
力向上に大いに貢献する。安定業務の増大は、労働者の

[illegible]

[illegible]

2 安定性

2.1 対象システム

本節では、集合 $\mathcal{C}$ の凸包、 $\text{conv}(\mathcal{C})$ の定義と、凸包の性質をいくつか述べる。また、凸包の計算法も述べる。

$$\begin{aligned} \text{Set } & \text{Full} = \text{Dev} : \rightarrow \text{Type} \\ \text{Full} &= \text{Set}, \text{Unit} \quad [7, 9] \end{aligned}$$

[illegible]

2.2 石炭地層の入さるに依存しない条件

[illegible]

Theorem 1 $\rightarrow$ Δ の LMI を $\mathbf{A}_{\text{aug}}$ 上の行列 $\mathbf{L}$, $\mathbf{P}$, $\mathbf{Q}$ が存在するならば, Δ の $\mathbf{A}_{\text{aug}}$ 上の最大固有値は $\lambda_{\max}(\mathbf{A}_{\text{aug}})$ である.

$$\begin{bmatrix} P^{-1} + N^T P^{-1} Q^{-1} P^{-1} & -Q^{-1} P^{-1} \\ -P^{-1} P^{-1} & Q^{-1} \end{bmatrix} \leq 0 \quad (2)$$

[illegible]

$$V(x) = x^2 + t(P) \frac{d}{dt} = \int_0^x x^2 t(Q) dt \frac{d}{dt}$$

12121

$$\begin{aligned}
V(x) &= \left(\frac{1}{2} x^T Q x + x^T r + \frac{1}{2} r^T r \right) \\
&= \frac{1}{2} x^T (Q_0 x + Q_1 x + \dots + Q_{n-1} x) + r^T x + \frac{1}{2} r^T r \\
&= \frac{1}{2} x^T (x^T P + P^T x + Q_0 x + Q_1 x + \dots + Q_{n-1} x) \\
&\quad + \frac{1}{2} x^T P^T P x + \frac{1}{2} x^T Q_0 x \\
&= \frac{1}{2} \begin{bmatrix} x^T & x^T P + P^T x & x^T Q_0 x \end{bmatrix}
\end{aligned}$$

すなわち、 $1^{\circ}x_1 + 0^{\circ}x_2 = 0$ かつ $0^{\circ}x_1 + 1^{\circ}x_2 = 0$ である。つまり、 $x_1 = 0$ 、 $x_2 = 0$ である。すなわち、 $1^{\circ}x_1 + 0^{\circ}x_2 = 0$ 、 $0^{\circ}x_1 + 1^{\circ}x_2 = 0$ は、 $x_1 = 0$ 、 $x_2 = 0$ である。

1997, Theorem 1.7) and $\mathcal{G}(A, B) \in \mathcal{D}^{\infty}$.

$$P^* = 1 - \gamma^* P^* = Q = 0, P^* = 0, Q = 0 \quad (31)$$

であるから、 Γ 個人が受ける平均的効用は、 $\frac{1}{\Gamma}$ 倍となる。 $\Gamma = 1$ が特定の個人であることを含意するならば、これは正しいのである。しかし、スズキの議論においては、日本国民全体ではなくても、 $A + D$ が安定した状態にあるスズキ氏が安定したことを知り、他の諸国に B に比べてより受け取れる利益が大きくなる。したがって、われわれは B の場合には、 $1 - D$ が安定化していることを、スズキ氏が安定であることのみを一般費用になることを示すわけだから、とりまきは、Theorem 1 は恒等式を示しているから、それはわれわれの大きな考察例に含まれていないことが知られるのであると考へられる。

ところで、原告の主張をみると、被告の主張は、
原告の主張が真実であることを、原告が認め、
被告が認めないという点で、

2.3 および時間の入るに依存した条件

以上の結果から、本稿に報告したような、LMI 条件を導き出す LMI 条件の代表となるものがある文化、LMI の LMI 条件、その LMI 条件の LMI 条件である。

1. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were determined by the method of Lichtenthaler and Whistler (1973).

Assumption 1 $\exists \gamma \in (0, 1)$, $A = B = 0$, $\exists \beta \in (0, 1)$, $\exists \delta \in (0, 1)$, $\exists \eta \in (0, 1)$ such that

このように、システム管理には、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、セキュリティ、運用管理、保守管理、災害復旧、コンプライアンス、監査、評価、改善などの幅広い分野が含まれる。このように、システム管理は、システム全体の正常な稼働を確保するための重要な役割を果たしている。

[illegible]

$$p(t) = A \exp(-B \exp(-Ct))$$

$$p(t) = D \exp(-E \exp(-Ft))$$

$$\begin{aligned}
 & \leq \|A + D\| \int_0^t \|x(\tau) + s u(s)\| d\tau \\
 & \leq \|A + D\| \int_0^t \|x(\tau)\| d\tau \\
 & \leq \|D\| \int_0^t \|x(\tau)\| d\tau + \|u\| t \\
 & \leq \|D\| e^{\gamma t} + \|u\| e^{\gamma t} s. \quad (11)
 \end{aligned}$$

この不等式を用いて、安定条件 (9) の左辺は評価される。

Theorem 2 システム (1) において、Assumption 1 を満たすとする。このとき、あるスカラー $\gamma > 0$ に対して、システム (1) の LMI を満たす正定対称行列 X が存在するならば、システム (1) は γ -指数安定である。また、システム (1) は γ -ロバスト安定である。

$$\begin{bmatrix} Q(X) & \tau D D^T & \tau X A^T & \tau X D^T \\ A X & \tau B & 0 & 0 \\ \tau D X & 0 & \tau I & \tau D^T \end{bmatrix} \preceq 0 \quad (12)$$

が成り立つとき、

$$Q(X) = X(I - D^T D) + A + D X$$

が成り立つ。

Proof システム (1) において、安定化関数

$$\begin{aligned}
 V(x_0) &= \int_0^\infty x^T(t) P x(t) dt = W(x_0) \\
 W(x_0) &= \int_0^\infty \int_0^t \int_0^s e^{\gamma(t-s)} e^{\gamma(s-r)} e^{\gamma(r-u)} A^T A x(u) du dr ds \\
 &= \frac{1}{\gamma} \int_0^\infty \int_0^t \int_0^s e^{\gamma(t-s)} D^T D x(u) du dr ds
 \end{aligned}$$

を用いる。

$$\begin{aligned}
 \dot{V}(x_t) &= x^T(t) P x(t) + x^T(t) D^T P x(t) + W(x_t) \\
 &= x^T(t) P(A + D) x(t) + (A + D)^T P x(t) \\
 &\quad + x^T(t) P D \int_0^t A x(\tau) d\tau + s u(s) \\
 &\quad + 2 x^T(t) P D \int_0^t D x(\tau) d\tau + s u(s)
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\gamma}{2} x^T(t) (A + D)^T (A + D) x(t) \\
 &\quad + \frac{1}{\gamma} \int_0^t e^{\gamma(t-s)} x^T(s) P^T A x(s) + s u(s) ds \\
 &\quad + \frac{\gamma}{2} x^T(t) D^T D x(t) \\
 &\quad + \frac{1}{\gamma} \int_0^t e^{\gamma(t-s)} x^T(s) (A + D)^T (D x(\tau) + s u(s)) ds
 \end{aligned}$$

となる。ここで、負定数 $\mu = \gamma/2$ を用いて

$$\begin{aligned}
 & 2 e^{\mu t} (x_t)^T P D \int_0^t A x(\tau) d\tau + s u(s) \\
 &= \tau e^{\mu t} x^T(t) P D D^T P x(t) \\
 &\quad + \frac{1}{\gamma} \int_0^t e^{\mu(t-s)} x^T(s) (A + D)^T A x(s) + s u(s) ds \\
 & 2 e^{\mu t} (x_t)^T P D \int_0^t D x(\tau) d\tau + s u(s) \\
 &= \tau (1 - e^{-\mu t}) x^T(t) P D D^T P x(t) \\
 &\quad + \frac{\gamma}{2} \int_0^t e^{\mu(t-s)} x^T(s) (A + D)^T (D x(\tau) + s u(s)) ds
 \end{aligned}$$

と表すことができる。

$$\begin{aligned}
 \dot{V}(x_t) &= x^T(t) P(A + D) x(t) + (A + D)^T P x(t) \\
 &\quad + \tau P D D^T P x(t) \\
 &\quad + \frac{\gamma}{2} x^T(t) A^T A x(t) + \frac{\gamma}{2} x^T(t) D^T D x(t)
 \end{aligned}$$

となる。 $V(x_0) = 0$ ($x_0 = 0$) かつ、 $V(x_{\text{equilibrium}}) > 0$ となる。

$$\begin{aligned}
 P(A + D) + (A + D)^T P + \tau P D D^T P \\
 + \frac{\gamma}{2} A^T A + \frac{\gamma}{2} D^T D = 0 \quad (13)
 \end{aligned}$$

が成り立つのは、システム (1) が大域的一致安定である。 (6) 式より (13) から、 $X = P^{-1}$ を代入して solve complement を用いると、LMI が発せられる。

(13) 式から得る、 X が LMI (9) を満たすことが示される。また、LMI (9) はロバスト安定性を保証する。したがって、安定性を考察する LMI の変形が安定化関数の存在性により導き出される。また、定理 15 により、ロバスト安定である。

[illegible]

$$f: \mathbb{N} \rightarrow \mathbb{N} \text{ by } f(n) = n^2.$$

[illegible]

$$F_{2^k}(s_1, \dots, s_k) = A(D) \cdot \frac{1}{s_1} \cdots \frac{1}{s_k} \cdot D(A) \\ = \frac{1}{s_1} \cdots \frac{1}{s_k} \cdot e^{-2s_k} \cdot P(D)$$

定理 1.1. $\mathcal{A}$ と $\mathcal{B}$ を $\mathcal{H}$ の 2 つの可換 C^* 環とし、 $\mathcal{A}$ の $\mathcal{H}$ 上の作用 π が $\mathcal{B}$ の $\mathcal{H}$ 上の作用 σ と可換であるとする。このとき、 $\mathcal{A}$ と $\mathcal{B}$ の生成する C^* 環 $\mathcal{A} \vee \mathcal{B}$ の $\mathcal{H}$ 上の作用 $\pi \vee \sigma$ は、 $\mathcal{A}$ と $\mathcal{B}$ の $\mathcal{H}$ 上の作用 π と σ の可換な C^* 環 $\mathcal{A} \otimes \mathcal{B}$ の $\mathcal{H}$ 上の作用 $\pi \otimes \sigma$ と同値である。

$\frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \right) = 1$

• • •

$$f_{\text{Z}}^{\text{Z}} = f_{\text{Z}}^{\text{Z}} + f_{\text{Z}}^{\text{Z}}$$

2399 2. 11. 2000

$$= t_1 + \dots + t_k \int_0^1 (1 - t)^{k-1} dt = t_1 + \dots + t_k \frac{1}{k} = \frac{1}{k} \quad (17)$$

[illegible][illegible]

2.4 ノリ-ハラメータを導入した条件

【例題】次の二つの場合、それぞれどのような安定条件が成立するか、判定せよ。また、その場合の安定域を求めよ。

$$\text{rff} = 1 - \frac{f' \cdot \text{err} - f}{f'} = \frac{f' + f}{f'}$$

$$f^{\circ} \circ g = f \circ g^{\circ} = \tau^{\circ}$$

$$| \lambda | = f(v) + f(u) - f(y), \quad f(u) = f(y) \Rightarrow | \lambda | = f(v).$$

$$F = \int_0^i (1 - \gamma) e^{-\beta t} dt = [1 - \gamma] \beta^{-1} (1 - e^{-\beta i})$$

[illegible]

Theorem 3 *Let (X, d, M) be a GEM, $M \neq \emptyset$, $\phi \in C(X, \mathbb{R})$, $P, Q, R_1, R_2 \in \mathcal{C}(X)$ such that $\phi \in P \cap Q$, $\phi \in R_1 \cap R_2$, $\phi \in (P \cap Q) \cap (R_1 \cap R_2)$. Then $\phi \in P \cap Q \cap R_1 \cap R_2$.*

$$\begin{vmatrix} S_{11} & S_{12} \\ S_{12}^* & S_{22} \end{vmatrix} > 0 \quad (9)$$

• • •

$$\begin{aligned} S_0 &= P(A - 1)^2 P - M - M^2 - \varepsilon_1 P(B_1 - 1) \\ &\quad + \varepsilon_2 P^2(B_2 - 1) + Q \\ S_1 &= \begin{bmatrix} \varepsilon_1 + M & \varepsilon_2 M & P D & M^2 \end{bmatrix} \\ S_2 &= \text{diag}(\varepsilon_1 + B_1 - 1, B_2 - 1, Q_1^1) \end{aligned}$$

• *2000*

[illegible]

2.5 転的補助システムを導入した条件

2006年12月15日，在“2006年中国城市竞争力排行榜”中，杭州名列第10位，居浙江省第2位。

$$| \psi \rangle = \frac{1}{\sqrt{2}} (| \psi_1 \rangle + | \psi_2 \rangle) \quad \text{with} \quad | \psi_1 \rangle = \frac{1}{\sqrt{2}} (| \psi_{11} \rangle + | \psi_{12} \rangle)$$

4. 1. 1. 1.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 84

[illegible]

よって、Theorem 1 (6)の時 (α, β) のみならず、他の条件も必要。この Theorem 2 (6)は、より大きくは、他の条件 (β) からの条件 (1) は既知の条件からいえることがわかる。また、Theorem 3 の条件はこれらの条件の条件を定めたものになっている。次に、定理 1 (1)には、(1) の条件 (1) が入っていることが分るので、Theorem 4 の条件は、Theorem 3 (1) (2) の条件が既知の条件からいえる。

3 ロバスト安定化

「それでは、先学の考察に照らして、保身性の一
 般性について、更に検討する。その大體は次の如く安
 定性的である。それは先賢の思想を要する。」

3.1 対象システム

本書、以下、*「小説の政治的・思想的変遷」*を指し示す。

$$\begin{aligned} \delta u &= A - \Delta u \text{ over } \Omega \\ \delta D &= \Delta D \text{ over } \Omega - b \text{ in } \Omega \\ \delta B &= \Delta B \text{ over } \Omega \end{aligned} \quad (36)$$

2. 1. 1. $\text{int}(A) = B$ 成立, A 是 B 的充分条件,
 $\text{int}(B) = B$ 成立, 则 A, B 都是 B 的充分
 条件. 因此, $\text{int}(A) = B$ 的充分条件是 A 是 B 的充分
 条件.

$$U = \{u_1, \dots, u_n\} \subseteq \mathcal{H}, \quad \mathcal{H} = \{H_1, \dots, H_n\}.$$

由题中条件可知, 在 $\triangle ABC$ 中, $\angle C = 120^\circ$, $AC = 2$, $BC = 1$, 由余弦定理得 $AB = \sqrt{3}$, 又 $\angle A = 30^\circ$, $\angle B = 30^\circ$, $\angle C = 120^\circ$, 故 $\triangle ABC$ 为等腰三角形, 且 $AC = BC = 2$, $AB = \sqrt{3}$.

$$\begin{aligned}\Delta 1(n) &= H_1 F_1(n) F_1 \\ \Delta D(n) &= H_2 F_2(n) F_2 \\ \Delta H(n) &= H_3 F_3(n) F_3\end{aligned}$$

また, $\mathcal{H} = \mathcal{H}_1 \oplus \mathcal{H}_2 \oplus \mathcal{H}_3$ である. $\mathcal{H}_1, \mathcal{H}_2, \mathcal{H}_3$ は H_1, H_2, H_3 の L^2 閉包であり, E_1, E_2, E_3 は $\mathcal{H}_1, \mathcal{H}_2, \mathcal{H}_3$ の正射影演算子である.

$$f_{\text{H}} = f_{\text{A}}, \quad F_{\text{B}}(t) = F_{\text{C}}(t), \quad f_{\text{D}}^{\text{T}}(t) = f_{\text{E}}^{\text{T}}(t);$$

$$F_{11}(t) = 1, \quad F_{22}(t) = 1, \quad F_{33}(t) = 1, \quad t \in \mathbb{R}^+$$

[illegible][illegible]

$$h(t) = K_1 \exp(t) - K_2 \exp(-t) \quad (15)$$

本抄では、戦国時代から安土・徳川時代にかけての
金貨の流通と流通のしくみを、

Definition 1.6 (*cf.* [10]). $\mathcal{A}$ を $\mathcal{A}(\mathcal{B})$ の $\mathcal{A}$ の $\mathcal{B}$ 部分代数とする。このとき、 $\mathcal{A}$ の $\mathcal{B}$ 部分代数 $\mathcal{A}_1$ は、 $\mathcal{A}$ の $\mathcal{B}$ 部分代数 $\mathcal{A}_2$ を含むとき、 $\mathcal{A}_1 \subseteq \mathcal{A}_2$ と表す。

Definition 2 (シンボリック IIR からスケーラブル IIR に変換したとき，「系が安定な」状態は，何れか列の少なくとも一つは，Definition 1 の条件下で「スケーラブル安定な」状態となるとき，システム IIR は「スケーラブル安定な」状態にあるという。

[illegible]

Proposition 1 *Let N_1, N_2 be n -th order linear time-invariant systems, $H_1, H_2 \in L^1(\mathbb{R})$, $H^1(\mathbb{R}) \cap H^2(\mathbb{R}) \cap H^3(\mathbb{R}) \cap \dots \cap H^n(\mathbb{R}) \neq \emptyset$. If $H_1, H_2 \in L^1(\mathbb{R}) \cap H^1(\mathbb{R}) \cap H^2(\mathbb{R}) \cap \dots \cap H^n(\mathbb{R})$, then the convolution $H_1 * H_2 \in L^1(\mathbb{R}) \cap H^1(\mathbb{R}) \cap H^2(\mathbb{R}) \cap \dots \cap H^n(\mathbb{R})$.*

$$N_2 H^+ O N_2 = N_2^+ H^+ O N_2^+ = \rho^{-1} N_1 N_1^+ = \rho N_2^+ N_2$$

$$N_2^+ H^+ O N_2^+ = N_2^+$$

Proposition 2 *Let $N_1, N_2, N_3 \in \mathcal{B}(V_1 \otimes V_2 \otimes V_3)$ and $\alpha \in \mathbb{C}$. Then, $H(\alpha, N_1, N_2, N_3) = 0$ if and only if $N_1 = N_2 = N_3 = 0$. In particular, $H(\alpha, N_1, N_2, N_3) = 0$ if and only if $N_1 = N_2 = N_3 = 0$. In particular, $H(\alpha, N_1, N_2, N_3) = 0$ if and only if $N_1 = N_2 = N_3 = 0$.*

$$\begin{aligned} & (N_1 + N_1 H) (N_2 + H^{-1} N_2^T + N_2^T H^{-1} + N_2^T H^{-1} N_2^T) \\ & = \rho^{-1} N_1 N_1^T + N_1 \rho H^{-1} \rho N_2^T N_2 \rho^{-1} N_2^T \end{aligned}$$

1. $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

3.2 ロバスト安定化条件

システム (14) のシステム・モデル (30) に従って、 ΔA および ΔB が与えられる。

$$\begin{aligned}
 \dot{x}(t) &= (A + BK_1 + \Delta A)x(t) + \Delta B(u + K_1 x(t) \\
 &\quad + BK_2 - \Delta B(u + K_2 z(t))) \\
 &\quad + (D + \Delta D)(u + \dot{z}(t) - \dot{y}(t)) \\
 (y + BK_1 + \Delta A)x(t) + \Delta B(u + K_1 x(t) \\
 &\quad + BK_2 + \Delta B(u + K_2 z(t))) \\
 &\quad + (E^T + \Delta D^T)(\dot{z}(t) - \dot{y}(t)) \\
 &\quad = E_q(t) - F_q(t) \\
 (A + BK_1 + \Delta A)x(t) + \Delta B(u + K_1 x(t) \\
 &\quad + (FH + BK_1 + \Delta B(u + K_2 z(t))) \\
 &\quad + (F(C\dot{z}(t) - \dot{y}(t)) - g(t)) \\
 &\quad = \Delta D(u + \dot{z}(t)) \quad (15)
 \end{aligned}$$

ここで

$$\begin{aligned}
 C\dot{z}(t) - \dot{y}(t) &= g(t) \\
 C\dot{z}(t) - \dot{y}(t) &= q(t) - \dot{y}(t) \\
 &= g(t) - g(t) - \dot{y}(t) \\
 C\dot{z}(t) - \dot{y}(t) &= H_1 z(t) - \dot{y}(t) \\
 &= \int_{t_0}^t g(\tau) d\tau \\
 C\dot{z}(t) - \dot{y}(t) &= H_2 z(t) - \dot{y}(t) \\
 &= \int_{t_0}^t (H_2 F^{-1}(s) + G(s) + d)
 \end{aligned}$$

である。(3), (4) のシステム・モデル (15) は

$$\begin{aligned}
 \dot{x}(t) &= (A + BK_1 + \Delta A)x(t) + \Delta B(u + K_1 x(t) \\
 &\quad + (FH + BK_2 + \Delta B(u + K_2 z(t))) \\
 &\quad + E(C\dot{z}(t) - \dot{y}(t)) - E(H_2 z(t) - \dot{y}(t)) \\
 &\quad + FH \int_{t_0}^t (F_2^{-1}(s) + G(s) + d) \\
 &\quad + \Delta D(u + \dot{z}(t)) \quad (16)
 \end{aligned}$$

を代入後、 $\dot{z}(t)$ を消去する事で、(15) 式を (16) 式を用いて、 $\dot{z}(t)$ を係数移入する。

$$\begin{aligned}
 &= \begin{bmatrix} \dot{x}(t) \\ \dot{z}(t) \end{bmatrix} \\
 &= \begin{bmatrix} \dot{x}(t) \\ \dot{z}(t) \end{bmatrix}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &= \left(\begin{bmatrix} A + FH \\ G + F \end{bmatrix}, \begin{bmatrix} B \\ 0 \end{bmatrix}, K_1, K_2 \right) \\
 &= \left(\begin{bmatrix} \Delta A(t) & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \right) \\
 &= \left(\begin{bmatrix} \Delta B(t) \\ 0 \end{bmatrix}, K_1, K_2 \right) \begin{bmatrix} \dot{x}(t) \\ \dot{z}(t) \end{bmatrix} \\
 &= \left(\begin{bmatrix} FC^T & FH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \right) \\
 &= \left(\begin{bmatrix} \Delta D(t) & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \right) \begin{bmatrix} \dot{x}(t) - \dot{y}(t) \\ \dot{z}(t) - \dot{y}(t) \end{bmatrix} \\
 &= \begin{bmatrix} FH \int_{t_0}^t (F_2^{-1}(s) + G(s) + d) \\ 0 \end{bmatrix} \quad (17)
 \end{aligned}$$

となる。このようにすることで、移入される、

$$\begin{aligned}
 \dot{z}(t) &= (A + BK_1 + \Delta A)x(t) + \Delta B(u + K_2 z(t) \\
 &\quad + (D + \Delta D)(u + \dot{z}(t) - \dot{y}(t)) + \dot{y}(t) \quad (18)
 \end{aligned}$$

ここで、

$$\begin{aligned}
 A &= \begin{bmatrix} A + FH \\ G + F \end{bmatrix} \\
 B &= \begin{bmatrix} B \\ 0 \end{bmatrix} \\
 K &= \begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} \\
 \Delta A(t) &= \begin{bmatrix} \Delta A(t) & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \\
 \Delta B(t) &= \begin{bmatrix} \Delta B(t) & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \\
 D &= \begin{bmatrix} FC^T & FH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \\
 \Delta D(t) &= \begin{bmatrix} \Delta D(t) & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \dot{r}(t) &= \begin{bmatrix} H_0 \\ 0 \\ FH_0^T F^T + G^T F^T \xi + \eta \tau \\ 0 \end{bmatrix} \\
 \dot{\xi}(t) &= \begin{bmatrix} e(t) \\ \eta(t) \end{bmatrix}
 \end{aligned}$$

である。

これをを用いて以下に (12) を示す。

Theorem 5 Σ の LMI を満たす M, W , 定数 $\alpha > 0, X = B, S_0$ および $\beta > 0$ が与えられ、 β が十分小さいとき、システム (13) は α の β まで安定化される。

$$\begin{bmatrix} S_{11} & S_{12} & S_{13} & S_{14} & S_{15} & 0 \\ S_{12}^T & S_{22} & 0 & 0 & 0 & 0 \\ S_{13}^T & 0 & S_{33} & 0 & 0 & 0 \\ S_{14}^T & 0 & 0 & S_{44} & 0 & 0 \\ S_{15}^T & 0 & 0 & 0 & S_{55} & S_{56} \\ 0 & 0 & 0 & 0 & S_{56}^T & S_{66} \end{bmatrix} \preceq 0 \quad (14)$$

ここで

$$\begin{aligned}
 S_{11} &= \begin{bmatrix} A & EH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} X + X \begin{bmatrix} A^T & 0 \\ H^T F^T & 0 \end{bmatrix} \\
 &+ \begin{bmatrix} 0 \\ M^T \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 & M^T \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} B \\ 0 \end{bmatrix} W \\
 &+ W^T \begin{bmatrix} B^T & 0 \end{bmatrix} + \frac{1}{\alpha} S \\
 &+ \begin{bmatrix} H_0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_0^T & 0 \end{bmatrix} \\
 &+ \eta \begin{bmatrix} F \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} B^T & F^T \end{bmatrix} \\
 &+ \begin{bmatrix} H_0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_0^T & 0 \end{bmatrix} \\
 &+ \begin{bmatrix} H_0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_0^T & 0 \end{bmatrix} \\
 S_{12} &= X \begin{bmatrix} F_0^T \\ 0 \end{bmatrix}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 S_{13} &= W^T F_0^T \\
 S_{14} &= M^T H^T \\
 S_{15} &= \begin{bmatrix} EH^T & EH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} X \\
 S_{22} &= I \\
 S_{33} &= I \\
 S_{44} &= \begin{bmatrix} I \\ B \end{bmatrix} \\
 S_{55} &= S^T \\
 S_{56} &= X \begin{bmatrix} F_0^T \\ 0 \end{bmatrix} \\
 S_{66} &= I
 \end{aligned}$$

F が十分小なとき S の α の β まで安定化される。ただし、 β は α の β まで小さくする。

$$\begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} = W X^{-1}$$

で与えられる。

Proof (14) を満たす

$$\begin{aligned}
 V(\xi) &= \xi^T(t) P \xi(t) + W^T \xi(t) \\
 &+ \frac{1}{\alpha} \int_0^t \xi^T(s) Q \xi(s) ds \\
 W^T \xi(t) &= \int_0^t \int_0^s \xi^T(\eta) \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} W^T B^{-1} \\
 &\cdot \begin{bmatrix} B^T & G^T F^T \end{bmatrix} \xi(\eta) d\eta ds \\
 Q &\succeq 0
 \end{aligned}$$

を導く。ここで $\alpha = 1 - \beta$ であり、 β は α の β まで小さくする。

$$\begin{aligned}
 \dot{V}(\xi) &= \xi^T(t) P \dot{\xi}(t) + B^T K \\
 &+ \Delta A(t) + \Delta B(t) K \xi(t) \\
 &+ \xi^T(t) (1 - \beta) K \\
 &+ \Delta A(t) + \Delta B(t) K^T P \xi(t) \\
 &+ \xi^T(t) (1 - \beta) D + \Delta D(t) \xi(t) + \eta(t) \\
 &+ \xi^T(t) P \eta(t) + W^T \xi(t) \\
 &+ \frac{1}{1 - \alpha} \xi^T(t) Q \xi(t) \\
 &+ \frac{1}{1 - \alpha} \lim_{t \rightarrow \infty} \xi^T(t) - \lim_{t \rightarrow \infty} \eta(t) \xi(t) = 0
 \end{aligned}$$

(20)

となる。ここで

$$\begin{aligned} W(\xi, \alpha) &= h_0 \xi^T \alpha \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} H^T \\ &\quad + (R^{-1} H^T (G - F) \xi, \alpha) \\ &\quad + \int_{\alpha_0}^{\alpha} \xi^T \alpha^{-1} \alpha' \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} H^T \\ &\quad + (R^{-1} H^T (G - F) \xi, \alpha) d\alpha. \end{aligned}$$

である。Proposition 1 より、 ξ, Δ, α が $\mathcal{W}_{\infty}^{\Delta}(\mathcal{F}_{\infty}) = 0$ 、 $\alpha \rightarrow 0$ かつ $\xi^T \alpha \rightarrow 0$ ならば、

$$\begin{aligned} \xi^T \alpha (P \Delta A \alpha + \Delta A^T \alpha + P \xi \alpha) \\ &= \xi^T \alpha P \begin{bmatrix} H_1 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_1^T & 0 \end{bmatrix} P \xi \alpha \\ &\quad + \xi^T \alpha \begin{bmatrix} F_1^T \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} F_1 & 0 \end{bmatrix} \xi \alpha = 2(1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \xi^T \alpha (P \Delta B^T \alpha K + K^T \Delta B^T \alpha + P \xi \alpha) \\ &= \xi^T \alpha P \begin{bmatrix} H_2 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_2^T & 0 \end{bmatrix} P \xi \alpha \\ &\quad + \xi^T \alpha K^T E_B^T F_B K \xi \alpha = 2(2) \end{aligned}$$

と $R(\alpha) > 0$ となる。よって、 $\Delta A, \Delta B, \Delta B^T \Delta B^T \alpha + R(\alpha) = 0$ かつ $\xi^T \alpha \rightarrow 0$ ならば、

$$\begin{aligned} \xi^T \alpha P \xi \alpha &= \int_{\alpha_0}^{\alpha} \xi^T \alpha' \begin{bmatrix} P_1 \\ P_2^T \end{bmatrix} E \\ &\quad + (R F^T (P_1 - P_0) \xi, \alpha) \\ &\quad + \int_{\alpha_0}^{\alpha} \xi^T \alpha^{-1} \alpha' \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} H^T \\ &\quad + (R^{-1} H^T (G - F) \xi, \alpha) d\alpha \\ &= h_0 \xi^T \alpha \begin{bmatrix} P_1 \\ P_0^T \end{bmatrix} F B F^T \begin{bmatrix} P_1 - P_0 \\ 0 \end{bmatrix} \xi \alpha \\ &\quad + \int_{\alpha_0}^{\alpha} \xi^T \alpha^{-1} \alpha' \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} H^T B^{-1} \\ &\quad + (H^T (G - F) \xi, \alpha) d\alpha = 2(3) \end{aligned}$$

となる。ここで、 $\mathcal{W}_{\infty}^{\Delta}(\mathcal{F}_{\infty}) = 0$ ならば、

$$P = \begin{bmatrix} P_1 & P_2^T \\ P_1^T & P_2 \end{bmatrix}$$

である。よって、(21) 式、(22) 式を (20) 式に代入すると、

$$\begin{aligned} V(\xi, \alpha) &= \xi^T \alpha \begin{bmatrix} Q & \xi^T \alpha - h_0 \alpha \end{bmatrix} \\ &\quad + \begin{bmatrix} Y_1 & I_{12} \\ Y_2^T & I_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} \xi \alpha \\ \xi^T \alpha - h_0 \alpha \end{bmatrix} \end{aligned}$$

となる。ここで、

$$\begin{aligned} E_{11} &= P A + A^T P + P B K + K^T B^T P \\ &\quad + \begin{bmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 0 \end{bmatrix} Q \\ &= P \begin{bmatrix} H_1 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_1^T & 0 \end{bmatrix} P \\ &\quad + \begin{bmatrix} E_1^T \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_1 & 0 \end{bmatrix} \\ &= P \begin{bmatrix} H_B \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_B^T & 0 \end{bmatrix} P \\ &\quad + \begin{bmatrix} K^T E_B^T F_B K \\ 0 \end{bmatrix} \\ &= h_0 \begin{bmatrix} P_1 \\ P_1^T \end{bmatrix} F B F^T \begin{bmatrix} P_1 - P_0 \\ 0 \end{bmatrix} \\ &= h_0 \begin{bmatrix} G^T \\ F^T \end{bmatrix} H^T B^{-1} H^T (G - F) \xi \alpha \\ E_{12} &= P B P^T \Delta B^T \alpha \\ Y_{12} &= Q \end{aligned}$$

である。Lyapunov 条件 (14) より、

$$E_{11} - E_{12} E_{22}^{-1} E_{12}^T > 0 \quad (24)$$

が成り立つ。よって、(18) 式は $\mathcal{W}_{\infty}^{\Delta}(\mathcal{F}_{\infty})$ に安定であることが分かる。ここで、Proposition 2 より、

$$Q = \begin{bmatrix} E_B^T \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_B & 0 \end{bmatrix} > 0$$

となる。よって、 $\mathcal{W}_{\infty}^{\Delta}(\mathcal{F}_{\infty}) = 0$ かつ $\mathcal{W}_{\infty}^{\Delta}(\mathcal{F}_{\infty}) = 0$ ならば、

$$\begin{aligned}
 & P_0 P_0^* - \Delta P_0 (WQ^{-1} + D) - \Delta D (WQ^{-1} + D)^* P_0 \\
 & \cdot P \left(DQ^{-1} + \begin{bmatrix} F_{10}^i \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10} & 0 \end{bmatrix} D^i \right. \\
 & \quad \left. + \begin{bmatrix} 1 & \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} \right) P \quad (25)
 \end{aligned}$$

ここで、 $P_0, P, Q, D, E_{10}, F_{10}^i$ は (21) 式, (25) 式より

$$\begin{aligned}
 & P \begin{bmatrix} A & EB \\ G & F \end{bmatrix} \cdot \begin{bmatrix} Y^i & G^i \\ H^i F^i & F^i \end{bmatrix} P \\
 & \cdot P \begin{bmatrix} H \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} K_1^i \\ K_2^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} B^i & 0 \end{bmatrix} P \\
 & \cdot P \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} P \\
 & \cdot \begin{bmatrix} F_{10}^i \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10} & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot P \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} P + \begin{bmatrix} 1 & 0 \end{bmatrix} Q \\
 & \cdot \begin{bmatrix} K_1^i \\ K_2^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10}^i E_{10}^* & K_1 & K_2 \end{bmatrix} \\
 & \cdot P \begin{bmatrix} P \\ F_1^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} ERE^* & P_1 & P_0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot P \begin{bmatrix} G^i \\ F^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H^i R^{-1} H & G & F \end{bmatrix} \\
 & \cdot P \left(\begin{bmatrix} FC^* & FH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + Q^{-1} \begin{bmatrix} F_{10}^i \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10} & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + \begin{bmatrix} C^i F^i & 0 \\ H^i E^i & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} \right) P
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{となる。ここで、} Y = P^{-1} S^{-1} X Q X, W \\
 & \begin{bmatrix} G & F \end{bmatrix} X, W = \begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} X \text{ とおく。} \\
 & \begin{bmatrix} 1 & FH \\ G & F \end{bmatrix} X = X \begin{bmatrix} A^i & G^i \\ H^i F^i & F^i \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} H \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} X \\
 & \cdot X \begin{bmatrix} K_1^i \\ K_2^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} B^i & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} 1 & X Q X \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} 1 & X \begin{bmatrix} F_{10}^i \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10} & 0 \end{bmatrix} X \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot \begin{bmatrix} 1 & X \begin{bmatrix} K_1^i \\ K_2^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10}^i F_{10}^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} K_1 & K_2 \end{bmatrix} X \end{bmatrix} \\
 & \cdot b_0 \begin{bmatrix} F \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} B & F^i & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot b_0 X \begin{bmatrix} G^i \\ F^i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H^i R^{-1} H & G & F \end{bmatrix} X \\
 & \begin{bmatrix} FC^* & FH \\ 0 & 0 \end{bmatrix} \\
 & \cdot \left(Q^{-1} \begin{bmatrix} F_{10}^i \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} E_{10} & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + \begin{bmatrix} C^i F^i & 0 \\ H^i E^i & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + \begin{bmatrix} H_{10} \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} H_{10}^i & 0 \end{bmatrix} \right. \\
 & \quad \left. + S_{11}^{-1} S_{12} S_{22}^{-1} S_{12}^* - S_{11} S_{11}^{-1} S_{11}^* \right. \\
 & \quad \left. + S_{11} S_{11}^{-1} S_{11}^* \right. \\
 & \quad \left. + S_{11} S_{11}^{-1} S_{12} S_{22}^{-1} S_{22}^* + S_{11}^* \right) = 0 \quad (26)
 \end{aligned}$$

(26) 式, (19) 式より得られる。

Remark 3 本論文の仮定 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000

システムが、不安定な状態にあることを防ぐために、システムの入力に制約を課す必要がある。この制約は、次のように表すことができる。

$$\begin{aligned} u(t) &= -1, u(t) \leq B u(t) \\ u(t) &= C u(t), u(t) \leq B u(t) \end{aligned}$$

と表すことができる。ここで、 B と C は、システムの動的補助システムを用いて表すことができる。

3.3 数値例

システムは、次のように与えられる。

$$\begin{aligned} A &= \begin{bmatrix} 0.0181 & 0.1152 & 0.3871 \\ 0.3296 & 0.0723 & 2.179 \\ 0.5645 & 0.0805 & 0.4839 \end{bmatrix} \\ B &= \begin{bmatrix} 0.4806 & 0.0191 & 0.0387 \\ 0.2770 & 0.7710 & 0.5179 \\ 0.1742 & 0.1742 & 0.8181 \end{bmatrix} \\ C &= \begin{bmatrix} 0.0068 \\ 0.0548 \\ 0.1290 \end{bmatrix} \quad D = 1 \\ H_A &= H_B = H_C = \begin{bmatrix} 0.1 \\ 0.1 \\ 0.1 \end{bmatrix} \end{aligned}$$

$$E_A = E_B = E_C = \begin{bmatrix} 0.1 & 0.1 & 0.1 \end{bmatrix}, E_d = 0.1$$

とする。Theorem 3 を用いて、システムが安定であることを示すことができる。また、システムのロバスト安定化のための制約は、次のように与えられる。

$$\begin{aligned} F &= \begin{bmatrix} 5.037 & 1.201 & 0.0305 \\ 1.072 & 1.987 & 1.112 \\ 0.119 & 1.323 & 1.750 \end{bmatrix} \\ G &= \begin{bmatrix} 1.065 & 1.011 & 0.518 \\ 0.004 & 0.723 & 0.180 \\ 1.323 & 0.165 & 1.983 \end{bmatrix} \\ K_1 &= \begin{bmatrix} 2.201 & 8.165 & 5.553 \end{bmatrix} \\ K_2 &= \begin{bmatrix} 3.412 & 5.520 & 2.823 \end{bmatrix} \end{aligned}$$

ここで、 F , G , K_1 , K_2 は、Mahmoudi *et al.* [12] から引用した。また、システムのロバスト安定化のための

制約は、次のように与えられる。

4 おわりに

本稿では、むだ時間システム、および安定化のためのロバスト安定化問題について考察した。この問題 (LMI) の安定化条件を用いて、システムの条件が与えられる。この条件は、システムの動的補助システムを用いて表すことができる。また、この条件は、システムのロバスト安定化条件を用いて表すことができる。数値例を用いて、その有効性を示した。

今後、この問題は、システムのロバスト安定化条件を用いて表すことができる。また、この条件は、システムのロバスト安定化条件を用いて表すことができる。

References

1. S. H. Lee, J. H. Kim, and S. H. Lee, "Stability analysis of nonlinear systems with delays," *Automatica*, Vol. 40, No. 11, pp. 1051–1066 (1998).
2. S. H. Lee, J. H. Kim, and S. H. Lee, "Stability analysis of nonlinear systems with delays," *Automatica*, Vol. 28, No. 5, pp. 1081–1084 (1992).
3. H. Lu, "On stability of Nonlinear Continuous-time Neural Networks with Delays," *Neural Networks*, Vol. 13, No. 10, pp. 1135–1143 (2000).
4. X. F. Wang, G. Chen, and K. T. Ko, "A Stability Theorem for Internet Congestion Control Systems," *Control Letters*, Vol. 45, pp. 81–85 (2002).
5. P. E. Queiroz *et al.*, "Rate-based Flow Controllers for Communication Networks in the Presence of Uncertain Time-varying Multiple Time delays," *Automatica*, Vol. 38, pp. 917–928 (2002).
6. S. L. Nicholson, "On Delay Robustness

- Analysis of A Simple Control Algorithm in Highspeed Networks: *Automation*, Vol. 38, pp. 887-889 (2002).
- 7 西平直史, 高橋孝一, 藤田孝一, 西平直史, 藤田孝一, 西平直史, Vol. 41, No. 7, pp. 496-501 (2002).
- 8 W. Zhang, M. S. Branicky and S. M. Phillips: Stability of Networks Control Systems: *IEEE Control Systems Magazine*, Vol. 21, No. 1, pp. 81-90 (2001).
- 9 西平直史, 高橋孝一, 藤田孝一, 西平直史, 藤田孝一, 西平直史, Vol. 41, No. 7, pp. 502-512 (2002).
- 10 西平直史, 高橋孝一, 藤田孝一, 西平直史, 藤田孝一, 西平直史, Vol. 41, No. 7, pp. 513-518 (2002).
- 11 J. Chen and H. A. Lachman: Asymptotic Stability Independent of Delays: Simple Necessary and Sufficient Conditions, *Proc. of the American Control Conference*, pp. 1027-1032 (1994).
- 12 M. S. Mahmoud and N. P. Al-Muthairi: Quadratic Stabilization of Continuous Time Systems with State-delay and Norm-bounded Time-varying Uncertainties, *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 39, No. 10, pp. 2135-2139 (1994).
- 13 X. Li and C. E. de Souza: Delay-dependent Robust Stability and Stabilization of Uncertain Linear Delay Systems: A Linear Matrix Inequality Approach, *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 42, No. 8, pp. 1141-1148 (1997).
- 14 西平直史, 高橋孝一, 藤田孝一, 西平直史, 藤田孝一, 西平直史, Vol. 41, No. 7, pp. 519-524 (2002).
- 15 V. L. Kuznetsov and D. M. Aguilar: On Delay-dependent Stability Conditions, *Systems & Control Letters*, Vol. 40, pp. 71-76 (2000).
- 16 K. Gu and S. I. Niculescu: Additional Dynamics in Transformed Time-delay Systems, *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 45, No. 3, pp. 572-575 (2000).
- 17 K. Gu and S. I. Niculescu: Further Remarks on Additional Dynamics in Various Model Transformations of Time-Delay Systems, *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 46, No. 3, pp. 497-500 (2001).
- 18 西平直史, 高橋孝一, 藤田孝一, 西平直史, 藤田孝一, 西平直史, Vol. 38, No. 2, pp. 166-172 (2002).
- 19 Y. Wang, L. Xie and C. E. de Souza: Robust Control of a Class of Uncertain Nonlinear Systems, *Systems & Control Letters*, 19, 139-149 (1992).
- 20 E. Fridman: New Lyapunov-Krasovskii Functionals for Stability of Linear Retarded and Neutral Type Systems, *Systems & Control Letters*, Vol. 43, No. 1, pp. 309-319 (2001).
- 21 E. Fridman and U. Shaked: A Descriptor System Approach to H_∞ Control of Linear Time-delay Systems, *IEEE Trans. on Automatic Control*, Vol. 47, No. 2, pp. 273-279 (2002).

ドイツ語 Web-CALL システムにおけるより効果的な出題形式

— 選択式と記述式の比較 —

渡 辺 将 尚

(文化システム専攻欧米文化領域担当)

西 平 直 史

(人文学部総合政策科学科)

第1章 これまでの経緯

これまでの Web-CALL は、そのほとんどが教室外での学生の自習を支援する目的で開発されている。しかし、筆者らは、そのようなシステムには、学生の語学能力向上を図る上で障害となるいくつかの重要な問題が放置されたままになっていることを指摘してきた⁽¹⁾。従来の Web-CALL がかかえる問題としては、たとえば学生のモチベーションという不確定要素に多くを頼らなければならない点が挙げられる。つまり、学生が学習意欲をもってパソコンに向かうまでは何の効果も示さないのである。日ごろ自宅学習をしない学生を、Web という新しさだけでどうして長期的な学習に引きつけることができるだろうか。その議論が欠けているのである。また、個々の学習者のニーズにあった問題設定や解説が不可能であるなどの問題もある。すでにあらかじめ用意されている解説が、ほんとうに学習者が望んでいるものかどうかは分からない。誤答の原因は、学習者個人によって異なるからである。

そのような問題を回避し、より学習効果の高いシステムを実現するために、筆者らは、教室外での学生の自習を支援するものではなく、教室内において 90 分という限られた授業時間をより効率化する CALL システムを開発しようと試みた。授業という場合は、それだけで自習よりも学生のモ

チベーションを高めやすいし、教員は学生の「背景」(学生の特徴や、学習の進捗状況)を承知しているため、学習者のニーズにあった問題設定や解説が実現できる。そのようにして授業で理解できなかった箇所がその場で解決できれば、それがまた学生のモチベーションを高めることにつながっていくのである⁽²⁾。このシステムは、ネットワークを用いて、学生に練習問題を解かせ、それを教員用のパソコンに送信させることで、教員が各設問ごとの正答率および誤答をすべて瞬時に把握できるようにしたものである⁽³⁾。このシステムの効果を確認するために、平成 15 年度後期にはじめて学生を使った実験を行った。

この実験では、12 名の学生(男子学生 6 名、女子学生 6 名)に、ドイツ語の定冠詞に関する問題 5 問を解いてもらった。その結果、以下に挙げるような効果を確認した。

①教員は、学生がどの問題においてどのような間

(2) エレン・ビアリストクとケンジ・ハクタも、理解度とモチベーションとの間の相関関係を確認している。(エレン・ビアリストク, ケンジ・ハクタ(重野純訳):『外国語はなぜなかなか身につかないか』新曜社, 2000 年, 174 頁。)

(3) 筆者らが念頭においているのは、いわゆる誤用分析である。ここでの「誤用」とは、ネイティブスピーカーの犯す誤りではなく、ある言語を外国語として学ぶ学習者の誤りのことである。それらを蓄積し、原因ごとに分類するのが「誤用分析」である。学習者の誤答の原因が分かれば、それに合った効果的な解説が可能になる。たとえば、吉川武時氏は、日本語を学ぶ外国人の誤用の例を収集し、その原因を「母語の干渉」、「以前に習った外国語の干渉」、「それまでに習った日本語の事項の影響」、「不十分な理解」、「不十分な説明」、「類推のはずれ」、「考えすぎ」、「その他」の 8 項目に分類している。(吉川武時:『誤用分析 I』『日本語誤用分析』(明治書院), 1997 年, 11 頁。)

(1) 渡辺将尚, 西平直史: インターネットを用いたドイツ語授業補助システムの開発と実践——定冠詞の練習問題(『山形大学紀要(教育科学)』, 第 13 巻, 第 3 号, 205-206 頁。)

違いをしたのか、またなぜそのような間違いをするに至ったのかを詳細に知ることができる。その結果をふまえれば、正答率が高かった問題では説明を簡略化し、誤答の多かった問題により時間を割くなど、効果的な授業運営が可能になる。

②1 回目の問題演習が終了した後、各設問に関して若干のヒントを与えた。その際、学生の誤答をふまえ、学生の理解度に応じた効果的なヒントとなるように心がけた。その後学生に再度同じ問題を解かせ、解答を送信してもらった。その結果、ほぼすべての設問について、正答率が上昇した。

③練習問題の末尾に、自由記述欄を設け、学生に自由に質問を書くように促した。授業時間中にはなかなか質問が出ないものであるが、今回は複数の学生から具体的な質問が出された。

ただし、今後に向けて、さらなる考察を要する点も明らかになった。それは、以下の 2 点であった。

1. 記述式と選択式では、どちらが効果（教員側、

学生側をふくめて）が上がるか。

2. 学生はパソコン操作に不安を感じるか。

この 2 点の課題について検討するため、筆者らは平成 16 年 6 月に再度実験を行った。本論では、その実験から得られた結果について報告し、考察を行う。

第 2 章 実験概略

対象としたのは、教養教育で渡辺が担当するドイツ語 I を履修している学生 60 名である。内訳は、男子学生 36 名、女子学生 24 名であった。

学生には、まず 30 名ずつ 2 部屋に分かれてもらった。分け方は、教員側で指示はせず、学生の自由にまかせた。ただし、正確に同じ人数になるように、若干の調整は行った。これらのグループを、ここではグループ A、グループ B と呼ぶことにする。設問は、選択式の問題 1 と、記述式の問題 2 を作成し、グループ A には問題 1→問題 2、グループ B には問題 2→問題 1 の順に解いてもらった。もちろん問題 1 と問題 2 の間で難易度の差は出ないようにし、いずれの問題群でも注意す

Fig.1 問題 1

Fig.2 問題 2

問題 2

空欄に適する語尾を 記入しなさい。

(1) Lern Sie Japanisch? - Ja, wir lernen Japanisch.

(2) Spielst du Tennis? - Nein, ich spiele nicht Tennis.

(3) Wo wohnst du?

(4) Tanzt du gern? - Ja, ich tanze sehr gern.

(5) Arbeitet ihr fleissig?

質問・要望がありましたら、記入してください。

解答が終了したら右のボタンをクリックしなさい。→ 解答送信

ページが表示されました

Fig.3 問題 1 に関する教員側画面

解答集計結果 - Microsoft Internet Explorer

アドレス(D) http://133.24.11.13:8080/examples/deutsch/verb1/dspv1.jsp

40 st,e,t,t,en,t,et,e

41 st,e,t,t,en,est,eul,e

42 st,e,t,t,en,est,e

43 t,e,st,t,t,t,et,e

あまりにもできなさすぎてごめんなさい(><)

44 期末テストまでには、落とさないようにしっかり勉強しておきます....

45 st,e,st,t,en,t,est,e

46 st,e,t,t,en,t,est,e

47 st,e,t,t,en,t,est,e

48 st,e,st,t,en,e,et,e

パソコンでやるのは簡単ですが、個人的にはやっぱり手で書いたほうが覚えると思う。特に回答以外の単語の意味とかを、パソコンだと気にしなくなる。手で書くといやでも辞書を引く気になる。単語量を増やす上では書いたほうが良いと思う

49 st,en,t,t,en,et,et,en

(4)の問題がわからなかった。

50 st,e,t,st,en,t,est,e

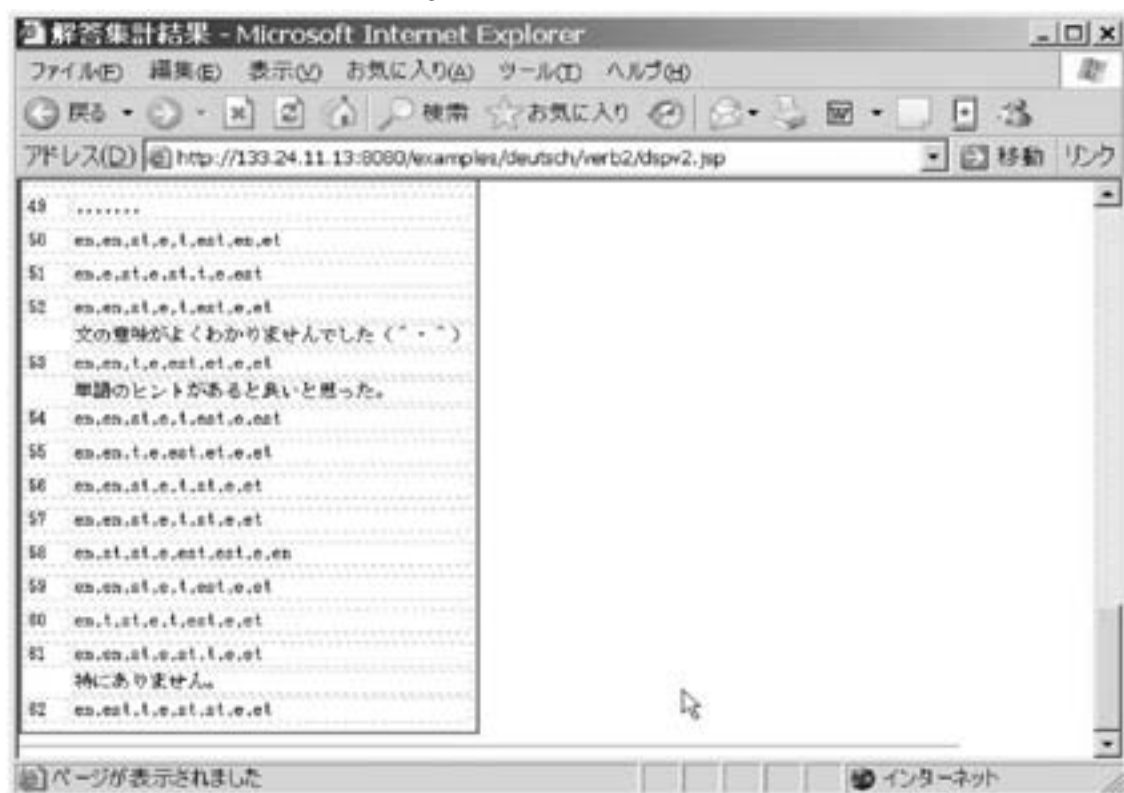
51 st,en,t,t,en,t,est,e

52 st,e,t,t,en,t,est,e

53 st,e,t,en,e,st,st,e

ページが表示されました

Fig.4 問題 2 に関する教員側画面



べきポイントが同じになるように問題を作成した。今回、このような実験の方法をとったのは、解く問題の形式の違いが正答率の上昇に影響するのかどうかを検証するためである。同じ形式の問題 2 種類を解かせた場合、2 回目で正答率が上昇することは、前回の実験で検証済みである。

用意した問題は、Fig.1 および Fig.2 に示した。問題 1 は空欄の右側にある矢印をクリックし、現れる選択肢から、当てはまる語尾を選ぶ。問題 2 は直接解答を記入する。すべて動詞の人称変化に関するものであるが、(1) から (3) までは規則的な変化、(4) と (5) は不規則な変化を問うものである。どちらの問題でも (4) がもっとも難易度が高い。問題 1 の選択肢であるが、どの設問にも、e, st, t, en, est, et の 6 種類を設けた。現段階ではすべてこの 6 種類で足りる。ドイツ語の動詞としては不可能な語尾を選択肢にふくめ、動詞の語尾そのものについての知識を問うことも可能であったが、今回の実験ではそれは行わなかった。不要な選択肢に気をとられすぎてしまうというデメ

リットも存在するからである。現に、実験後行ったアンケート（第 4 章で詳述）で、答えが惑わされることを理由に選択式を嫌う学生がいることが判明した。一方、教員側では、Fig.3 および Fig.4 のような画面によって、学生の解答状況を把握できるようにした。

第 3 章 前回の成果の再検証

今回の実験においても、前回実証された効果を再度確認することができた。まず、第 1 章に挙げた①の効果に関して、グループ A が解いた、問題 1 の (5) および問題 2 の (5) を例にとりながら検証することにしよう。問題 1 の (5) と問題 2 の (5) は、それぞれ以下のとおりである。

問題 1 (5)

Wart() du schon lange?

—Nein, ich wart() nicht so lange.

Tab.1 設問（5）におけるグループ A の解答状況

| | e | st | t | en | est | et | その他 |
|---------|---|-----------|----------|----|----------|-----------|-----|
| 問題 1（5） | 0 | 22 | 0 | 0 | 5 | 3 | |
| 問題 2（5） | 0 | 1 | 0 | 6 | 5 | 16 | 2 |

※記述式の問題 2 には、存在しない語尾を入れたものや、無解答のまま送信されたものがあった。それらの解答は「その他」に入れてある。「必ず答えを埋めなさい」や、「無解答でもよい」というような指示は特に与えていない。問題 1 は選択式のため、「その他」はない。

問題 2（5）

Arbeit（ ） ihr fleißig?

問題 1 の（5）には空欄が 2 つあるが、後の空欄と関係する Nein, ich... で始まる文は非常に容易であり初めから正答率も高かったため、ここでは最初の空欄のみを考察の対象とする。問題 1、問題 2 それぞれの設問（5）の解答状況をまとめると Tab.1 のようになる。

問題 1（5）の正解は、語尾 est が入り、Wartest である。この問題は、通常 du（君）が主語であれば動詞は語尾 st のみをつけるところ、発音上の理由から途中に e をはさむ若干不規則な例をみつかったものである。授業では、規則的なものを説明した直後に、補足として必ずふれる内容である。正解者は 5 名（16.7%）であった。ここでもっとも多かった誤答は、22 名が選択した st（73.3%）である。これは、動詞 warten を規則的に変化させることができると考えた結果である。これをふまえ、学生に解答を示し、どのようなものが不規則になるかについて特に重点的な解説を行ってから、つぎに問題 2 に移ってもらった。

問題 2（5）も同じ知識を問うものである。通常 ihr（君たち）が主語のとき、語尾は t のみをつけるが、この動詞の場合、e をはさみ arbeitet となる。正解の語尾は et である。正解者は 16 名（53.3%）になった。t を入れて規則的に作ろうとしたものは誰もいなかった。このように、このシステムでは、学生がどのような誤答をしたのかを把握できるため、学生が理解していない箇所に重点を置いた効果的な説明が可能になる。また、そのような説明をした後では、正答率が上昇するこ

とも再度実証された。（第 1 章の②）

全体の正答率も——個別の設問では例外はあるものの——グループ A、グループ B とともに上昇していることが確認された⁽⁴⁾。（Tab.2）

Tab.2 総合正答率

グループ A

| 1 回目（問題 1） | 2 回目（問題 2） |
|------------|------------|
| 66.3% | 71.1% |

上昇率（2 回目－1 回目）＝4.8%

グループ B

| 1 回目（問題 2） | 2 回目（問題 1） |
|------------|------------|
| 68.3% | 74.6% |

上昇率（2 回目－1 回目）＝6.3%

第 4 章 今回の課題の検討

1. 記述式と選択式では、どちらが効果が上がるか

つぎに、今回の実験に課した 2 つの課題について検討したい。ここではまず、第 1 の点、記述式と選択式ではどちらがより高い効果を得られるかについて考える。このシステムの効果といった場合、学生にとっての効果（学習効果）と、教員に

(4) グループ B の 1 回目は記述式であるが、グループ A の 1 回目（選択式）の正答率を上回っている。学生にとっては記述式のほうが解きにくいであろうから、グループ B のほうが若干習熟度が高かった可能性もある。しかし、たとえそうだったにせよ、このグループ B の 1 回目の結果と、グループ A の 2 回目（いずれも記述式）とを比べると、グループ A の 2 回目のほうが明らかに正答率が高い。このことは、はじめ学力の低かったグループ A でも、いったん問題を解き、効果的な説明を受ければ、まったくそのような過程を踏んでいないグループよりも理解が進むということを示しており、本システムの効果をうかがうことができる。

Tab.3 学生 A,B の問題 2 解答状況

| | (1) | | (2) | | (3) | (4) | | (5) |
|------|-----|-----|-------------|----|-----------|------------|----|-----|
| 正解 | en | en | st | e | t | t | e | et |
| 学生 A | en | en | est | e | <u>it</u> | <u>ist</u> | e | est |
| 学生 B | en | est | <u>eter</u> | en | <u>er</u> | <u>er</u> | en | en |

※学生 A はグループ A であるから、すでに選択式の問題 1 を解いたあとである。学生 B にとっては、これが最初の問題である。

※(1), (2), (4) に欄が 2 つあるのは、左側が最初の空欄に対する解答、右側があとの空欄に対する解答であることを示す。

としての効果（学生の理解状況の把握・説明の効率化）の 2 つの側面が考えられる。しかし、前章および Tab.2 に示したように、学生にとっての効果はすでに明らかである。選択式→記述式の順に解いても、記述式→選択式の順に解いても、全体の正答率を比べれば、どちらも 2 回目は上昇していた。グループ A の上昇率が 4.8%，グループ B が 6.3%と、たしかにここに 1.5%の差があるが、これをもって記述式→選択式の順に解く方法がより高い学習効果を得られるとは言い難い。個々の設問によって、2 回目の正答率が下がるものもあったが、総じて 1 回目の問題を解き解説を受けた後では、どちらのグループの学生も確実に理解を深めたと言える。

一方、教員側にとっての効果には、選択式と記述式による差が明確に出た。この点を確認するために、グループ A、グループ B からそれぞれ 1 名を抜き出し、その学生たちが記述式の問題 2 にどのように解答しているかを見てみたい。グループ A から抜き出した学生を学生 A、グループ B の学生を学生 B と呼ぶ。2 人の解答状況をまとめると Tab.3 のようになる。

この表で注目したいのは、太字と下線で表した部分 5 箇所である。いずれも、ドイツ語の動詞としては存在しない語尾である。学生 A の (3) の解答は it である。キーの位置から考えても、(4) でもういちど同じミスをしていることから考えても、これは単純なタイプミスではない。発音上の理由で何か 1 音加えなければならない時、その 1 音とは前述のように e である。しかし、この学生

はそれが i に変わる場合があると認識している。たしかにドイツ語の動詞の中には、語幹の部分でこのようにもともとあった e が i に変化するものがある⁽⁵⁾。このような変化をする動詞は他にもあり、どれも重要な動詞であるので、授業では何度か練習し、その後もたびたび説明している。しかし、これはあくまで語幹の部分であって、語尾に関してはこのように変化することはない。この学生は、この語幹の法則と混同した可能性が高い。

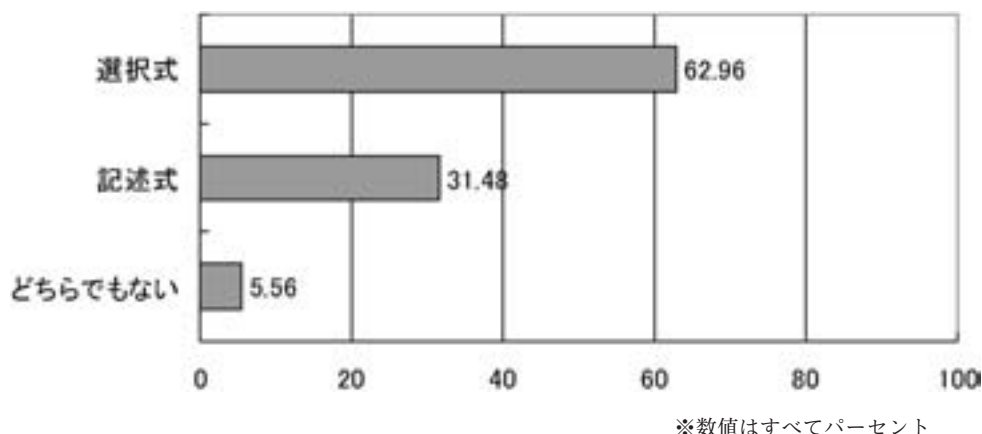
学生 B の特徴は、er という語尾である。この語尾は動詞には不可能であるが、他の品詞にはつけることができる。たとえば形容詞である⁽⁶⁾。ドイツ語は、学生たちがこれまで学習してきた英語とくらべて、数多くの語尾変化が要求される言語である。これらの誤答から分かるのは、学生の中には、どのような場合にどのような変化をするのかについて整理がつかず混乱している学生が少数ではあるが存在するということである。通常、教員は学生が誤答をした際、誤りを正し、正解を間違いないくたきこむことに終始してしまいがちであるが、そのような学生に対しては、正解を覚えさせることの他に、混乱を解き、違いを明確にするような説明を加えなければならないのである。

選択式では、学生は用意した選択肢からしか解答できないため、動詞そのものの性質が分かっていた場合でも、教員はそれを知ることがで

(5) たとえば sprechen (話す)。この動詞は du と er (彼) が主語のとき、それぞれ sprichst, spricht と変化する。

(6) 「年をとった」は alt であるが、「老人」という場合 er という語尾をとり ein alter Mann となる。

Tab.4 「出題形式のうち、選択式と記述式ではどちらがよいと思いますか」



きない。記述式ではその問題を回避することができる。もちろん、記述式においても、正答が分からないために誤答であることを承知でいい加減な解答を書き込むケースも考えられる。この場合、正確な誤答分析ができないようにも思われる。しかし、そのような学生も、記述式の場合、選択式のようにまったく理由のないまま解答を選ぶことはできず、それまでに得た知識をある程度は使って解答を導き出すことになる。彼らの誤答は、先ほど見た学生 A、B と異なり、知識不足ということになるが、何らかの障害があって正答にたどりつけなかったという点では共通である。記述式は、選択式よりも、誤答分析にとってより理想的な形式なのである。

また、このシステムを使わず、通常の授業形態で同じ練習問題を行った場合、教員はこれら学生 A、B を指名し、そこで誤答しなければ、彼らの問題点は決して表面化することはない。このように、このシステムを使用し、しかも記述式の問題形式をとれば、どの語尾をつけるかといった表面的な問題点を越えたより根本的な次元の問題点が把握できるのである。

2. 学生はパソコン操作に不安を感じるか

前項で、記述式にすれば学生のより根本的な問題が把握でき、解決できることを明らかにした。しかし、記述式にした場合、学生にとって使いや

すさという面で新たな問題が生じる。今回の実験が終了した後、選択式と記述式についてアンケートを行い、54 名（実験に参加した学生の 90%）から回答を得た。「出題形式のうち、選択式と記述式ではどちらがよいと思いますか」という質問に対しては Tab.4 のような結果が出た。

選択式か記述式かを問うと同時に、その理由も書いてもらった。選択式と答えた学生は 34 名であったが、そのうち 27 名（34 名を 100 とすれば 79.4%）が「答えがその中にあること」、「うろ覚えでも解答にたどりつけること」を挙げた。最終的に正確な知識を身につけることよりも、目先の問題の点数をかせぐことで満足し、安心してしまいう、現代の学生に典型的な性質が表れているとも言える。残りの 6 名（1 名は理由までは答えなかった）は、マウスのみで操作できるという簡便性と、慣れないキーボード操作への不安をその理由として挙げた。このほかに、アンケートの中では「コンピューターの操作を手助けしてくれるティーチング・アシスタントがいた方がよいと思いますか。」という質問もしているが、上の質問で選択式と答えた学生 34 名のうち、25 名（34 名中 73.5%）が「いた方がよい」と答えている。学生が自分で行わなければならない操作は、各自のパソコンを立ち上げ、所定のホームページにアクセスするだけであるが、学生が個別に与えられたパスワードを忘れてしまっていたり、立ち上げの段階

でトラブルが起きる可能性もある。彼らがティーチング・アシスタントを望むのは、このあたりの不安からであろう。

一方、記述式と答えた学生は 17 名であったが、そのうち 10 名（17 名中 58.8%）が、選択式にくらべて練習した内容が身につくことを理由として挙げた。（以下、「選択肢があると答えに迷ってしまう」が 3 名、「高校までが記述式が多かったから」が 2 名、その他が 2 名であった。）この 10 名は、選択式ならば偶然正解することもあるが、それではほんとうに勉強したことにならないと考えている。しかし、これらの学生は、記述式のほうが学習効果が高いと思いながらも、やはりコンピューター操作には不安を持っている。先ほどと同様の質問「コンピューターの操作を手助けしてくれるティーチング・アシスタントがいた方がよいと思いますか。」に対して、「いた方がよい」と答えた学生は 12 名（17 名中 70.6%）であった。これは、選択式がよいと答えた学生の場合とほとんど変わらない高い割合であった。記述式を望んでいても、かならずしもコンピューター操作に慣れているとは限らないことを示している。

第 5 章 まとめ

選択式でも記述式でも、このシステムを使用する限り、学生の学習効果は確実に上がる。しかし、教員サイドおよび授業運営という観点から見れば、記述式にさらに大きなメリットがある。ところが、記述式の問題を導入した場合、学生にとっての操作性という新たな問題が発生することも同時に明らかになった⁽⁷⁾。今後本システムを使った授業においては、学生により負担をかけず解答に専念できるようなシステムの改良や、ティーチング・アシスタントの導入（今回の授業に参加している 60 名に対して何名必要かも検討を要する課

題である）など、操作性の面での改善を図っていかねばならない。

(7) この問題は重要である。なぜなら、「マルチメディア学習においては、コンピューターに対する積極的な態度が満足度に貢献する」（宮本節子：『マルチメディア語学学習教材の開発と評価』溪水社、2001 年、195 頁。）からである。

農家家族契約と扶養契約——覚書——

國 方 敬 司

(文化システム専攻歴史文化領域担当)

I はじめに

農家における農業資産の相続には、現在でもそれほど大きな変化があらわれているとはいえない。前にもふれたように、民法が改正されて男女を問わず諸子均分という原則がうちたてられたとき、農地の細分化が憂慮され、農業資産相続特例法の制定がしばしば企てられたが、その心配はこれまでのところなかったのである。次三男や娘たちは、後継者の農業経営の継続を可能にするために、そして両親の扶養をその後継者の扶養にゆだねることを暗黙の前提として、相続権抛棄の印判をおしてきた。農林省の委託調査として一九六二年および一九六五年に行なわれた農家相続の実態調査をみても、農家相続の基調に大きな変化は認められない。一九六五年調査によると、農地を生前分与している農家は一割をこえるが、死後の遺産相続では八割までが単独相続であり、分割請求は今でも稀である。生前贈与が多くなっていることは注目してよいことであるが、死後の財産は一般に後継者である長男によって単独包括的に相続されているのである。

しかし、ここでも新しい動きへの萌芽がわずかではあるがみられる。それが親子契約とか父子契約、あるいは家族協定農業などといわれるものである。もっとも、それらは、現在のところ、相続との関連を意識して生まれたものとはいいがたい。むしろ、もともと後継者対策として考えられたものである。

すでにふれたように、現在の農家をめぐる状況は、後継者の確保を農家の一課題としなければならないという事情にある。若い後継者たちは、かつて耕耘機を買ってくれなければ農業をつぐ気がしないといった。ついで、あつぎの就業のために親たちはオートバイを買わなければならない

なった。そして今日では、さらに自動車をということになっている。しかし、そうした配慮も今の青年たちを満足させるには足りない。友人や弟たちが他産業に就業しているのをみると、彼ら後継者たちは、自分で稼いだ所得を多少とも自由につかえる身分に羨望の気持をいだかざるをえない。将来農家の資産をつぐまで、それとひきかえに無給の労働をつづけるということでは、彼らの農業就労への意欲をかきたてることができないのである。

こうして、親子の間で契約し、後継者に何かしらの所得を与え、農業につなぎとめるとともに、さらには前向きな意欲をおこさせようという試みが始められた。それは約一〇年ほど前欧米の親子契約にならってとりあげられ、いくつかの町村での取組みが注目をあつめた。そして、全国農業会議所が労働力対策協議会を組織してその普及推進をはかった。この協議会の名称が示すように、この親子契約は、今でも主として労働力対策として考えられているのである。

したがって、その多くは、小遣を定額与える契約にはじまり、一定の賃金を支払う、特定の部門をまかせてその収入を与える、あるいは所得の一定歩合を与える、というようないろいろの方式をとっている。しかし、中には労働報酬と資産譲渡とを組み合わせる形にして相続との関連をもたせようと意図している試案もあらわれている。それは、協定された賃金の一定部分を積みたて、これによって資産を譲渡してゆくのであるが、そのばあい現実には十分な賃金が払えないので、延払いし親の債務という形をとって将来農業資産をゆずることにしようとするものである。

このように日本の親子契約は、欧米にならないながら現実には今なお後継者足どめ策としてとりいれられたのであるが、欧米のそれはもともと均分

相続制と関連をもっている。農業をつごうとする息子が親と一緒に無償で働き、親の死んだとき農業に従事しなかった兄弟姉妹にも農業資産が均分されるとすれば、農業をつぐものにとって不公平になる。そのために、農業をつぐ子は、農業に従事するようになると月給をもらい、結婚すると親と別世帯をつくり、親の引退後は小作料を払い、余分の金で親の資産を少しずつ買いとってゆく。親が死んだとき、買いのこした部分についてのみ他の子たちと均分相続する。兄弟姉妹たちの相続分を一時に支払えないときには、年賦で償還する契約を結び、親からうけついだ農業経営をつづけてゆくわけである。

こうした均分相続制と密接に関連する親子契約の本質は、今なおほとんど意識されていない。その段階にまで日本の農業は達していないし、農業資産に関しては後継者以外の相続権拋棄も当然とみられてきたからである。……中略……

しかし、このことはしばらくおくとしても、この親子契約ないし家族協定農業とよばれる試みは、農家に今後いろいろの影響をもたらすであろう。一九六六年度の農林省意識調査によれば、後継者の中で、こういう試みについて聞いたことがあるものは半数をわる四七パーセントであり、これを行なっていると答えたものは一パーセントに足りなかつた。後継者対策という限られた意味での親子契約でさえ、このような状況であるが、この動きは小遣の定額化にはじまり、今後ひろがってゆくであろう。一九六五年度の同じ調査では、農業の一部を後継者にまかせている農家が九・七パーセントあるが、後継者が農業に就業している農家が二四パーセントであることを考えれば、この率もかなり高いということもできるし、契約ないし協定という形を明確にとっていないにしても、実質上の親子契約は、上述の数字を大きく上回るものと思われる。そして、このことが親子間の関係を合理化し、それが延長されて、二世代同居の複合家族における若夫婦の立場をつよめるように働くであろう。

そして、このような合理的な人間関係の中から均分相続への道が開かれ、その均分相続ができないような農業という壁が意識されるとき、将来のことではあろうが農民意識の変革も生じるであろう。その変化の動きは、前にあげた調査の結果が一五年間の相違を示しているように、すでに始まっている。少なくとも、長男に生まれたばかりの農家をつぐのは当然であるとし、それを親子ともに疑わなかった時代が、今やすぎ去ろうとしているといえよう。それがもっと明確な動きとなるとき、それは同時に、今なお残っている「家」への反省と批判につながるはずである。

このような問題点は、いうまでもなく、老後における生活の扶養や保障の問題に関連する。日本の農家では、長男に家をつがせた後はもっぱらその長男の扶養にたよることを当然とした。そして前にふれたように、次三男は、相続権を拋棄することによって親の扶養を後継者の長男にゆだねるというのが、今もなお大勢である。

一九六七年農民年金問題調査会が調査した農家のうち、経営主でなくなった六〇歳以上の男子世帯員をふくむ農家についてみると、その八四パーセントが後継者である現在の経営主だけで老人を扶養している。老齢世帯員自身で自分の生活費をまかなっているのは一一パーセントにすぎず、後継者以外の子どもも負担しているのが三パーセント、それらの子どもが平等に扶養を負担しているのは〇・五パーセントという状態でネグリジブルだといってよい。

この調査で月額の小遣をみると、だいたい二千円ないし三千円程度であり、五千円以上の小遣がつかえるものは四分の一にすぎない。そして経営主の座をゆずり渡した後には財産の所有名義をある程度現在の経営主にうつしているが、なお半ば以上の老齢世帯員が所有名義者になっている。それは、名義を死ぬまで保持していることが後継者による老後の扶養を保証するものであるかのようにも思える。「しんしょうを全部わたした老人ほど淋しくみじめなものはない」という心情もあるの

であろう。……中略……

以上述べてきたように、農家の家族生活はかなり大きな変貌をとげている。その変化は戦前には考えられなかったことであるし、戦後においても経済復興期には予測しがたいことであった。いいかえれば、戦後まもなく民法が改正され農家の封建性が論議されて、いろいろの生活改善運動が行なわれるようになったが、これほどの「家」制度の動揺と解体は予想されなかった。ということは、その後の経済の高度成長の中でもまれてきた農業の変動が家族生活を大きくかえたというわけである。しかし、この変化が内発的な変化であるよりも、外部の状況の変化によってもたらされたということは、家族生活の変化にも多くのひずみをひきおこしたといわなければならない。青壮年男子人口を多量に農家からひきぬき、農業が老人や女性にゆだねられたということは、農家の婦人の労働負担を重くしたということにほかならない。その婦人たちがさらにパート・タイムの工場労働にまでひき出されるようになってきている。農家はひたすら現金収入を求めて家庭そのものの健全ないとなみを犠牲にしている。さらに出稼ぎ農家のばあい一層問題が深刻であることは、ここにくりかえすまでもない。

こういう状況の中で「家」が解体してきているわけであるが、それは、これまでに述べたように「家」からの解放の道が歩まれているということではない。日本の農家が新民法の規定するような家族生活をいとなめるようになったとき、「家」制度からの真の解放の日がくるのであるが、それは今のところ困難である。「家」は農家のあらゆる生活面に残っており、農家は自由な家族にはなっていない。

農家における「家」が解消するには、なお多くの条件がととのわなくてはならない。農業経営が農家の消費生活から分離されて企業的な利益計算ができるようになり、家業としてではなく職業として選択されるような農業にならないかぎり、「家」の残滓はなくなる。そして農家の子弟も、農

業が好きでなければ他産業に転じ、農家としての「家」をつがなくてもよいようになるとき「家」制度はなくなる。他の職場で充分に生活できただけでなく、住居にも不自由しなくなり、退職後の老後生活も農地によりかからなくても安泰であるほどに社会的に保障されること、こうした条件がそろわなくてはならないのである。いいかえれば、農業をつづける農家の子弟が自らの意志によって農業を職業としてえらび、結婚したばあい世帯を別にしながら経営に参加し、やがて親たちに賃借料を支払い、さらにその農業資産を買いとってゆけるような農業、その結果として買い残した資産を兄弟姉妹に均分できるような農業、そのような農業が生まれるまで、農家の「家」はのこるであろう。この点からみると、現在の日本では、「家」の解消への明るい展望をもつことはできない。企業的計算にたえるような農業がいとめめる農家はきわめて少ないし、他産業も生活の安定を約束するほどの賃金を払ってはいない。国の土地問題解決への無策が地価の高騰を野放しにしており、住宅政策の点でも不十分きわまる状態にある。農家はその土地を「家産」と考えなくてすむようになる日は、なお遠い。農業者の老後が、農業資産を後継者に譲渡することによって保障されるのではなく、生活の最低限が社会保障によって約束され、これに加えて自己の労働による蓄積が余生を楽しませてくれるような日が、一日も早く到来してほしいと思うのであるが、それはいつの日であろうか⁽¹⁾。……後略……

煩瑣であるにもかかわらず長々と引用してきた文は、福武直『日本の農村』のなかの〈相続と老後の保障〉の部分である。この本は、1971年に出版されたものである。出版されてからまもなく、大学生時代に読んだわたくしは、欧米においては

(1) 福武直『日本の農村』（東京大学出版会、1971年）57-67頁。ただし、第12表は省略している。また、福武直『世界農村の旅』（東京大学出版会、1962年）244頁以下も参照されたい。

農家といえども契約関係によって相続問題が処理されていることに、日本と比べて欧米はやはり近代的である、と強く印象づけられたことが今でも記憶に残っている。

今回、読み返して、福武直が、農業後継者の問題に危惧をいだきながらも「家」の解消を強く希求していることに、時代の要請を感じるとともに、「家」をめぐる論点、あるいは農業のあり方に関する主張については、必ずしも賛同しえないものを認める⁽²⁾。しかし、これらの問題は、ここでは傍らに置くとして、本稿では、福武が日本の親子契約（家族協定農業）の原型であると指摘した欧米の親子契約について若干の考察を加えたい。

Ⅱ 北アメリカにおける扶養契約

昨年公刊された『農家家族契約の日・米・中比較』のなかで、青柳涼子は、利谷信義の議論を援用して、家族契約を「労働条件や資産の継承、老親の生活保障等に関する関係家族員の合意を契約として文章化したもの」と定義し⁽³⁾、日・米・中の比較考察を進めている。そこでは、家族契約をそれぞれの国における伝統的家族制度、すなわちアメリカの夫婦家族制、日本の直系家族制、中国の複合家族制とかかわらせながら家族契約の内容が比較分析されている。

といっても、比較分析の基軸は同一ではない。日本のばあい、直系家族制から夫婦家族制への家族変動が起きていることから、その変動が家族契約にいかなる影響を与えたのかを検討することが重要課題であると指摘されている。それに対して、アメリカのばあいには農業構造の変化が、そして中国のばあいには政治経済の変化が、家族契

約の展開にいかなる影響を与えたのかを検討することが課題であると認識されている⁽⁴⁾。

本稿の関心からして、日・米・中の比較研究の全体に論評を加える余裕はないが、アメリカの農家家族契約について少しばかり紹介しておきたい。青柳によれば、20世紀初めのアメリカにおいては、農業経営者になるにはホームファームの手伝いから始まって、農業労働者、小作農という段階を経て農場所有者になる「農業階梯」が存在した。それが、しだいに「小作農」段階を経ることなく、ホームファームの手伝いから直接に農場所有者になる傾向が強まった、という。

こうした傾向のなかで、すべての「農業階梯」を経験した農場所有者が、その農場を「身内以外から購入」することが多かった（77%）のに対して、ホームファームの手伝いから直接に農場所有者になった者のばあいには、77%までが「相続」ないしは「身内からの購入」によって農場所有者になっていた。この特徴と並行して、ホームファームの手伝いから直接に農場所有者になった者は、比較的大規模な農場で生まれ、その農場を相続するか、あるいは父を含めて身内から市場価格より安く農場を購入することで農場所有者になるという特徴がみられた。こうした家族内継承の重要性が高まるなかで、1940年から50年にかけて「父子契約（father-son agreement）」が利用されるようになったという⁽⁵⁾。

「父子契約」は、農場所有者と後継者との関係の段階的变化にあわせて契約内容を変化させていくもので、農業階梯が家族内継承によるものへと変化していくのに対応した契約関係であると考えられている。その「父子契約」は、日本でのそれが父と長男とのあいだでの契約が圧倒的だったのに比べて、複数の息子とのあいだでの契約が多いなど、かなり性格を異にするものであった。

息子のうち誰が農場継承者になるかということについては、アメリカでは「両親が隠退す

(2) たとえば、「家」については、永野由紀子『現代農村における「家」と女性——庄内地方に見る歴史の連続と断絶——』（刀水書房、2005年）第1章が論点整理をこころみているので参看せられたい。

(3) 青柳涼子『農家家族契約の日・米・中比較』（御茶の水書房、2004年）3頁。利谷信義には、一連の日本における「親子契約」に関する研究業績があるが、本稿では、日本における「親子契約」は当面の課題対象としないので、紹介することはしない。

(4) 青柳、上掲書、4-5頁。

(5) 青柳、上掲書、108-114頁。

る時期に農業をやりたい息子に農場が譲渡されるのが一般的」と考えられており、したがって「父子契約」の型にもよるけれども、とくに息子たちが未婚の間は、父と「父子契約」を結ぶのが長男一人に限られることがない。複数の息子が農場経営を希望するのであれば平等に機会を与えられ、その中で農場継承者が一人決められることもあれば、経営規模がそれを可能にする限り、複数の息子が共同で農場経営を行うこともある⁽⁶⁾。

こうした父子契約が結ばれるアメリカにあって、かつては農場の生前譲渡と扶養義務とが結びついていて、子どもと同居しながら扶養される親が相当数いたが、1960年代には「親子別居」は当然視されるようになっていたという。つまり、アメリカにおいても「父子契約」が普及し始めた初期には、「扶養契約」と呼ばれる型が存在したのが、親夫婦と子どもとの別居が一般化するにつれて「扶養契約」は減少し、アメリカの「父子契約」の主流は最終的に親の農場を買い取ることを目標にした父子間の「購入契約」に変化していった、というのである⁽⁷⁾。

しかしながら、アメリカ農業における経営規模の急速な拡大や経営組織の単一化・専門化といった構造変化が、さらに「父子契約」から「共同経営契約」へと転換を促したということであるが、この変化については本稿では取り扱わない⁽⁸⁾。ここで確認したいのは、農業階梯が小作農を含まない、ホームファームの手伝いから直接に農場所有者になる傾向が強まったとき、家族内継承の重要性が高まるなかで父子契約が登場してきた、と認識されている点である。

アメリカの「父子契約」の詳細については、改めて検討しなければならないが、その中核が農場の継承と農場所有者の老後における生活保障にあることはまず間違いあるまい。たとえ「父子契約」

の内容が多様であり、その契約内容が当事者相互の年齢経過とともに変化していったとしても、結局は一方で農場所有者の地位を確保したいと希求する者と、他方で自分の所有する農場をもとに安定した老後の生活を担保したいと思う者とのあいだでの契約である。そのように捉えると、「農場移譲の協定」には「購入契約」のほかに「扶養契約」があったというのは当然のことである。

ところで、「父子契約」は、青柳が紹介している文脈では新しい契約制度のように印象づけられるが、本当に新しい契約だったのであろうか⁽⁹⁾。本稿では、若干の文献に依拠することができるにすぎないが、1879年から1937年までのあいだにネブラスカの Diller 地区における土地移動の36%までが、扶養契約などを利用することで、所有者の生前に実行されたことが確認されている⁽¹⁰⁾。

また、アイオワでも1900年を基点に971の農家を1895年から1945年まで追跡調査した結果によれば、表1のように17.9%の農家が「扶養契約」といった手段で生前に農場を譲渡していた。この数字をわずか18%とみるか、18%もとみるのかは難しいところであるが、破産整理とか借地経営のままとかといった農家数が、44.5%も占めていることを勘案するならば、20世紀前半のアイオワでは「扶養契約」が重要な譲渡手段として活用されていたことは否定できまい。

(9) 扶養契約による農場移転は、「子どもは親を扶養する責任がありとする旧時代の思想からきたもので、最近では親自身も子どもに依存しないで行こうという思想傾向が大であるから、今日この方法による農場移転は減少しつつある」という、山内豊二「『アメリカの家族農業経営における父親と息子——家族労働力の循環と経営内部の農業階梯を中心として——』『国際食糧農業』第8巻12号、1959年、30頁」の言説を引用していることから、扶養契約が古いものであることは認識していると思われる。とはいえ、おそらく、山内が、いま引用した文章につづいて、「このように農場移転の方法には各種のものがあるが、これらの方法はいずれも契約者として法的に効果のある形で実施される。このいみにおいてはまさに近代的である」と書き記した点についても、青柳は認識を共有しているのではなかろうか。少なくとも、それを否定するような論旨の展開はない。

(10) Diller, Robert, *Farm Ownership, Tenancy, and Land Use in a Nebraska Community*, Arno Press, 1941 (1979), pp.132ff.

(6) 青柳，上掲書，118-119頁。

(7) 青柳，上掲書，120-121頁。

(8) 青柳，上掲書，121頁以下。

表1 アイオワ州の農場移転 1895－1945 年

単位：％

| エスニシティ | Intervivos | Testate | Intestate | Liquidation | Renter | 農家数 |
|-----------|------------|---------|-----------|-------------|--------|-----|
| Yankee | 15.9 | 18.8 | 8.3 | 17.0 | 40.1 | 277 |
| Southern | 5.0 | 25.0 | 21.6 | 26.7 | 21.7 | 60 |
| German | 21.8 | 32.2 | 10.1 | 12.2 | 23.4 | 436 |
| British | 11.1 | 33.4 | 11.2 | 19.4 | 25.0 | 36 |
| Norwegian | 11.3 | 28.8 | 7.5 | 26.3 | 26.3 | 80 |
| Hapsburg | 20.0 | 20.8 | 10.0 | 20.0 | 30.0 | 10 |
| Swedish | 0 | 0 | 50.0 | 50.0 | 0 | 2 |
| Irish | 24.3 | 28.5 | 10.0 | 8.6 | 26.8 | 70 |
| 全体 | 17.9 | 27.2 | 10.2 | 15.8 | 28.7 | 971 |

出典：Friedberger, *Farm Families & Change*, p.79. Table 3.

表2 移転タイプ別の農場の家族内保持率

単位：％

| 移転タイプ | 80 エイカ未満 | | 80～160 エイカ | | 160 エイカ超え | |
|--------------------|----------|------|------------|-------|-----------|------|
| | 保持 | 非保持 | 保持 | 非保持 | 保持 | 非保持 |
| Intervivos | 41 | 11 | 45 | 20 | 44 | 24 |
| Testate, faming | 49 | 35 | 28 | 36 | 33 | 36 |
| Intestate, faming | 5 | 30 | 13 | 23 | 7 | 20 |
| Testate, retired | 3 | 8 | 10 | 13 | 10 | 7 |
| Intestate, retired | 2 | 6 | 4 | 5 | 4 | 9 |
| 不明 | 0 | 11 | 1 | 4 | 1 | 4 |
| 農家数 | (66) | (61) | (84) | (101) | (90) | (45) |

出典：Friedberger, *Farm Families & Change*, p.82. Table 5.

注：保持されている農場とは、少なくとも2世代にわたって同一家族によって保持されつづけている農場である。

もっとも、20世紀前半のあいだに、遺言によって農場を譲渡する傾向が強まって、「扶養契約」の使用も若干減少していくが、それよりも影響を受けたのは無遺言による譲渡であった。1909年以前に、扶養契約による譲渡が15.3％、遺言による譲渡が52.5％、無遺言による譲渡が32.2％であったのが、1940年以降にはそれがそれぞれ12.7％、72.7％、14.5％となっている。明らかに遺言の使用が農家のあいだで広まりつつあることがみてとれる⁽¹¹⁾。とはいえ、表2のように、農場規模が大きくて、しかも家族内でその農場を継承しようとするばあい、扶養契約といった生前譲渡が優勢であるのも、また事実である。

それはともあれ、カナダでも19世紀の農村地帯で扶養契約が広く活用されていた⁽¹²⁾。ケベック

の農村地帯では、「扶養契約」は重要な慣習となっており、公式の土地移転は父親の死を待たなければならないとしても、その「扶養契約」は男性相続人の婚姻と結びついて活用されていたようである。

もっとも、こうした「扶養契約」が国境線の南側であろうと北側であろうと北米の農村地帯でありふれたものとして観察できるのは自然なことであった。すなわち、都市の土地所有とちがって、農場は、労働が投下されてはじめて生産的価値をもつ。そのために、農場所有者にとってみれば、自己の衰えていく肉体的能力を自覚するとき、己にかかわって農場を切り盛りしてくれる人を確保する必要があるが⁽¹³⁾、一方で若い人（子どもたちを

(11) Friedberger, Mark, *Farm Families & Change in Twentieth-Century America*, University Press of Kentucky, 1988, p.82. なお、本書で指摘されているように、アメリカの農場移転については、各州の州法のちがいでによって甚だしく影響されることは、勘案すべきであろう。Ibid., pp.74ff.

(12) Snell, James G., Maintenance Agreements for the Elderly: Canada, 1900-1951, *Journal of the Canadian Historical Association*, NS, 3, 1992, p.200. Verdon, M., The Quebec Stem Family Revisited, in *The Canadian Family*, ed. by Ishwaran, K., Gage, 1983.

(13) 農業労働の年齢別能力に関する議論については、差し当たり、山内、前掲稿、23頁。

含めて）にしてみれば、土地を確保してはじめて安定した結婚生活に入れるわけであるから、元の農場主を扶養する負担はあるにしても、扶養契約は農場所有者になる契機として魅力的であったはずである⁽¹⁴⁾。

ところで、「扶養契約」の肝腎な点は、単なる慣習あるいは口約束とちがって、文書に書き記すことで、契約に背反する行為が生じたときは、是正される法的歯止めがあったことである。この法的強制力が背後にあってこそ、老齡の農場所有者は自己の農場を安心して息子に託しえたのである。他方、農場を譲渡された息子にしても、自己の農場として農場改良に惜しみなく労力あるいは資金を投下する意欲を持ちえたはずである。

このように考えてくると、「扶養契約」はなにも農業にだけ適合的な契約制度だったわけではないことになる。労働の投下が重要な意味をもつような資産ならば、その資産を媒介にして「扶養契約」が結ばれるであろうことは容易に推測がつく。実際カナダでは、68歳になるニューファンドランドの漁師が、1940年に家屋を既婚の息子の一人に譲り渡すとともに、漁船と漁具すべてを結婚している4人の息子たち全員に分け与えたが、かれはその点について役人につぎのように説明をしている。「わたくしは、それ（わたくしの資産）をやりくりできなくなったとき、そのすべてを息子たちに引き渡した。その代わりに、かれらはそこから得られる稼ぎにしたがってできる限りの援助をわたくしにしてくれているのだ」⁽¹⁵⁾、と。そして、その老人と妻は、かれらの息子（の家族）と一緒にその家に住み続けていたというのである。

カナダといえば、さらに、本来的には農家資産に適合的だった扶養契約が都市の不動産を媒介にして取り結ばれるようになったことが報告されて

いる。都市における「扶養契約」の問題は、本稿の守備範囲を越えているので簡単に触れるにとどめるが、たとえば1940年代のはじめに、1874年生まれの老婦人が、ロンドンにある自宅の3室を、食事をも含めて彼女の世話をするという条件に賃借人に安い賃貸料で貸し出したという記録が残っている⁽¹⁶⁾。

いま紹介した事例のばあいは、どうやら血縁関係がないようであるが、そのことは別として、この時代になると、老齡年金制度（Old Age Pension）が扶養契約の内容を複雑にしていたようである。というのは、年金の受給資格を喪失しないようにしながら、手持ちの資産を有効に活用しようということ、たとえばケベック在住の Francois Lebrun が試みたつぎのような取り決めが出現している。すなわち、Lebrun は、ほかの息子や娘たちの面倒をみることを条件に3,500ドルと評価されている資産を息子の一人に移譲している。この契約のばあい、ケベックの老齡年金委員会は、Lebrun 本人に対する扶養の規定がないのは年金受給資格を喪失しないようにするためであると判断して、成人した子どもたちは父親の生活費として年額240ドル支払うように決定した。その上で、月額10.41ドルの老齡年金が支給されることになった⁽¹⁷⁾。

要するに、「老齡年金の入手可能性が、家族における資産や諸負担の分配の時期およびやり方を、しばしばまったく根本的に新たなものにしようとしていた」⁽¹⁸⁾ のだというのが、これはカナダに限られた現象ではなかった。1930年代のアイルランドにおける農村事情についてつぎのような証言がのこされている。

それ（老齡年金）は、本来イングランドでは工業化した地域の高齡者扶助を目的に構想されたものであるが、アイルランドの農村生活の枠組みのなかに速やかに編み込まれていっ

(14) この点に関する具体例として、アイルランドにおける Edmond Looby の事例を参照されたい。Kennedy, Liam, *Farm Succession in Modern Ireland: Elements of a Theory of Inheritance*, *Economic History Review*, XLIV, 3, 1991, p.482.

(15) Snell, op.cit., p.204.

(16) Ibid., p.207.

(17) Ibid., p.208.

(18) Ibid., p.208.

た。今日では、農民は70歳でかれの土地を引き渡す。そうすることで、かれが年金を受け取るに際して障碍となる資産を取り除くのである。……中略……かれ（ある地方住民）曰く、「このご時世、家に年寄りを持つことは大変にありがたいことである。というのは、あなたがもし一人のお年寄りを持っているのなら、それは週につき10 シリングを意味するであろうし、もし二人なら週に1 ポンドが家に転がり込んでくることを意味するからである」と⁽¹⁹⁾。

Ⅲ 扶養契約の起源

前節では、少しばかり横道にそれてしまったが、「扶養契約」が、19世紀後半から20世紀の初めにかけてアメリカやカナダの農村部でかなり広範に用いられていたことを確認した。しかも、「扶養契約」は農村だけではなく、都市においても活用されていた。それだけではなく、「扶養契約」が20世紀の拡充された社会保障制度のなかで、それらの制度を巧みに織り込みながら柔軟に活用されていたことにも疑問の余地はない。

それでは、この「扶養契約」はどのような経緯から編み出されるようになったのであろうか。という問いを投げかけておいて無責任ではあるが、20世紀半ばに活用されていた「扶養契約」の直接の系譜を、現在のところ確認するに至ってはいない⁽²⁰⁾。オーストリアにおいて、Ausgedinge, Altenteil, Auszug とよばれている「扶養契約」が確認されているが⁽²¹⁾、この「扶養契約」と北米の「扶

養契約」との関係、あるいは中世イングランドにおいて確認されている「扶養契約」との関係については、十全に検討されてはいない。もっと率直に言えば、中世イングランドの「扶養契約」がいかなる運命をたどるのかといったことさえ判然とはしていないのが実情である。

ここで、中世イングランドにおける「扶養契約」について詳しく述べる余裕はないが⁽²²⁾、Ramsey 修道院領のばあい、Liber Gersumarum に記載されている土地移転の事例でいえば、この記録帳の最後尾の方でも「扶養契約」が活用されている。1453年のCranfieldに関しておおよそつぎのような内容の記事が残っている。Thomas Catelynの未亡人、Matillisは、夫の死亡後、マナの慣習によって手に入れた家屋敷と1/2 ヴァーゲイトの土地をJohn Aleyneとその妻Alicia（Thomas Catelynの娘）のユースのために、かれらのあいだで作成された証書の条件にしたがってMatillisの生存のあいだ引き渡した、というのである⁽²³⁾。これは、明らかに「扶養契約」であるが、この「扶養契約」においては13世紀あるいは14世紀初めの「扶養契約」とちがって、JohnとAliciaは、Matillisの許可なくしては、その物件の一部といえども譲渡することができないことが明記されている。譲渡者の権利保護がこの形式まで改良されてくると、「扶養契約」の制度はほぼ完成したものと評価できよう。

しかも、もう一点附言しておくならば、この中世農村社会における「扶養契約」の強制力は、お

(19) Arensberg, Conrad M., *The Irish Countryman: An Anthropological Study*, Macmillan, 1937, pp.86-87.

(20) Friedberger は、アメリカにおける扶養契約は中欧起源であることを強く示唆している（Friedberger, *op. cit.*, pp.74.）が、中世イングランドにおける扶養契約の存在は、最近の研究成果であるからして、その当時は必ずしも十分に認識されてこなかっただけのことであるように思われる。

(21) オーストリアにおける扶養契約については、Held, Thomas, *Rural Retirement Arrangements in Seventeenth- to Nineteenth-Century Austria: A Cross-Community Analysis*, *Journal of Family History*, 7-3, 1982を参照されたい。この論文において、19世

紀に扶養契約が増加するのは、年齢構造の変化によるのではなく、特定の農業地帯で豊かになっていったことに因ることを指摘していることに留意したい。

(22) 中世イングランドにおける「扶養契約」については、拙稿「中世イングランドにおける高齢者扶養と介護（上）」（『山形大学紀要（社会科学）』第34巻2号，2004年）を参看せられたい。

(23) DeWindt, Edwin Brezette(ed.), *The Liber Gersumarum of Ramsey Abbey: A Calendar and Index of B. L. Harley MS.445*, Pontifical Institute of Mediaeval Studies, 1976, p.352. Liber Gersumarum に記載されている最後の記録が1457-58年であることから判断して、少なくともRamsey修道院領では「扶養契約」が利用されつづけてきたことに疑いを容れる余地はなかろう。

そらく 19 世紀末から 20 世紀前半のカナダ都市社会における強制力よりも強固であったと思われる。それは、1 つには、マナ裁判集会という領主権力によって担保された法秩序のなかに「扶養契約」は組み込まれており、マナ裁判文書に登録され、紛争が生じたときにはその記録にしたがって裁決されていたからである。最初の段階から法的な枠組みが用意され執行されたのであるから、こうした法的背景のもとで作成されていない都市社会の「扶養契約」は不安定な要因を当初から伏在せしめたといえよう。

また、農村社会の法秩序は、扶養契約を結ぶ高齢保有者の立場にいずれは陥る可能性をひめた人びとによって担われていた。そうだとするならば、本来弱い立場になりがちな高齢保有者にとっては、共同体的生活秩序そのものが契約の履行を担保するきわめて安心しうる契約制度であったといえよう。ひるがえって、20 世紀のカナダでは、法秩序は隣人社会とはいわば疎遠な機構として確立されていたから、必ずしも資産を譲渡する高齢者に同情的に機能はしなかったはずである。そもそも都市社会では、一般的に隣人への関心が農村社会ほどには濃密ではないから、「扶養契約」を守らせる担保としては万全ではなかったであろう²⁴⁾。

それはともあれ、中世後期のイングランド農村社会にみられた扶養契約は、どのように変化を遂げていったのであろうか。この点が、まさに現段階では不分明なのである。先に紹介したように、20 世紀のアイランドでは扶養契約がたしかに活用されていた。しかも、社会保障制度の展開に伴って、そうした公的扶助制度を与件としてそれにあわせて変化を遂げていた。それでは、近世イ

ングランドで「扶養契約」が広く活用されていたのかといえ、確信を持って肯定することができないのである。

わたくし自身、これまでこうした観点から文献調査したことがないし、またマナ史料にあたったこともない。したがって、今のところ確定的なことはいえないが、つぎのような事例がのこっている。それは、17 世紀末のシュロプシアの Myddle での教区間紛争について書き記した Richard Gough の報告事例のなかの 1 件である。内容としては、救貧行政にかかわる記事である²⁵⁾。

3 番目の事例：Myddle と Preston Gubballs あるいは Thomas Williams とのあいだに関するもの。

これは、Andrew Weston に関するものである。かれは、Marton に在る、年額 10 ポンド以上の Thomas Harwood 氏の借地にしばらく住んでいた。かれは Richard Atcherley の未亡人と結婚した。この Weston は年をとっており、妻が死亡したので、Merrington 在住の、かれの娘が結婚していた Thomas Williams のもとに身を寄せ、生涯かれを扶養するという条件で、かの Thomas にすべての財と牛とを与えた。まもなくすると、Thomas Williams の妻が死亡し、Weston は盲目となり、まったくにっちもさっちもいなくなかった。しかも、Thomas Williams は、義父 Weston を、かれの最終定住資格地である Myddle 教区に送り返すべく Preston Gubballs の教区役員を説き伏せ、決定書を手に入れて実行された。

この後は、当時の救貧行政・定住資格法の具体例

²⁴⁾ Snell, op.cit., p.209 f. カナダでは、「扶養契約」の失敗によって財産を失ったときには、老齢年金の受給資格までがすでになくなっていて、悲惨な状況に陥るというケースが散見されるようで、「かれら（高齢者）は、財産を失うのみならず、老齢年金を受給する資格までを喪失していた」（Ibid., p.210）。こうしたリスクを避けるために、高齢者は特定の個人と契約を結ぶのではなく、州当局といった地方自治体に資産を譲渡する代わりに生涯にわたる扶助を仰ぐようになったという。Ibid., pp.212ff.

²⁵⁾ この事例は、Thane, Pat, *Old Age in English History: Past Experiences, Present Issues*, Oxford University Press, 2000, p.143 に引用されているが、詳しくは、Gough, Richard (ed. by David Hey), *The History of Myddle*, Penguin Books, 1988, pp.253-255. なお、Myddle については、Hey, David G., *An English Rural Community: Myddle under the Tudors and Stuarts*, Leicester U.P., 1974 の詳細な研究があるが、残念ながらこうした観点の検討はなされていない。

としては、すぐれて興味深いものであるが、ここでは割愛することにしたい²⁶⁾。この記事から判明するように、Thomas Williams と Andrew Weston とのあいだで「扶養契約」が結ばれていたことには疑問の余地はない。しかしながら、詳細がわからないので、この契約がマナ裁判文書への登記といった法的な手続きをとっていたのかどうか、という肝腎な点が確認できない。マナ裁判文書に登録されながら扶養義務が誠実に執行されなかったのか、登録されていないから不誠実な行動がとられたのか、といった点は是非知りたい点である。つまり、もし登録されいながら扶養契約が強制力を持ちえなかったとすれば、教区間をまたがっていることから生じる、マナ裁判所の管轄権の狭隘さから発生する悲劇であったのかもしれないという点で、その当時のマナ裁判所の強制力という観点からしても検証したい論点を構成する。

IV おわりに

農家家族契約は、農家の家族関係の近代化に寄与するものとしてわが国に導入され、一定の役割を果たしてきた。その契約関係という事実から、農家家族契約は近代的な性格を帯びたものである、と考えられてきたようである。その点をもっとも明瞭に書き記しているのは山内豊二で、「このように農場移転の方法には各種のものがあるが、これらの方法はいずれも契約者として法律的に効果のある形で実施される。このいみにおいてはまさに近代的である」と指摘している²⁷⁾。これほど明示的に書いているかどうかは別として、多くの論者が「扶養契約」を近代的契約制度と認知しているようであるが、本稿で指摘したように

「扶養契約」は中世イングランドで広範に利用されていた。決して法的契約関係が認められたからといって近代的というわけではない。中世イングランドでは、われわれが近代的と考えがちなものが意外と工夫され用いられていた。たとえば、すでに紹介したことがあるが、つぎのような事例を味読されたい。

Willelmus filius Willelmi Ive と妻の Margareta は、かつて Johannes Lauwe のものであったが、現在は Willelmus が保有している土地に対して Robertus Ive が賃貸借で保有していた (tenuit ad firmam) あいだに支出した費用にかかわって、Robertus に負っている 18 シリングの負債に関して有罪と宣告される。かくして、この金額のうち、半額はイースタに、半額は聖ローレンスの祝日に Robertus に支払われるべきであり、保証人はリーヴの Willelmus Ive²⁸⁾。

この事例から読み取れるように、借地契約で保有していたあいだに改良のために支出した資金については、貸し手が借り手に払うことが当然のこととして裁定されていた。これは、きわめて合理的な考え方であって、もし借り手の改良分については貸し手が無視するのが当然だとみなされるならば、誰も借地契約期間に土地の改良を図ろうとはしないであろう。それは、借地人にとっても不幸な事態であるが、貸し手にとっても不幸な事態である。また、領主支配の観点からいっても、改良のための支出が認められなければ保有地維持のための支出が滞るわけで、結果として劣化していくことから、そうした査定が懲罰されていたようである²⁹⁾。

話がわき道にそれてしまったが、一見すると近代的な工夫が、実は中世の時代から用いられてい

²⁶⁾ 家族問題における救貧行政については、拙稿「イギリスにおける家族と救貧の変容—中世と近世との比較—」(『山形大学紀要(社会科学)』第26巻1号, 1995年)および拙稿「近世イギリスの救貧行政と家族の変容」[岩本由輝・大籾修編『家族と地域社会』(早稲田大学出版部, 1996年)所収]に詳しく述べてあるので、参照されたい。

²⁷⁾ 山内, 前掲稿, 30頁。

²⁸⁾ Raftis, J. Ambrose, *Tenure and Mobility: Studies in the Social History of Mediaeval English Village*, Pontifical Institute of Mediaeval Studies, 1964, pp.73-74, 238. ラテン語の記録では18シリングとなっている箇所が、英訳では18ペンスとなっている。

²⁹⁾ Raftis, *Tenure and Mobility*, pp.66, 233.

たのであって、「扶養契約」にしてもそのような工夫の1つであったにすぎない。今後の課題は、中世イングランドで工夫改良されてきた「扶養契約」が、近世になってどのような形で利用されていたのか、あるいは利用が廃れていったとしたら、「扶養契約」に代わるものがどのように工夫され利用されるようになっていったのかを検証していくことである。本稿では、こうした問題の所在に注意を喚起するだけに終わったが、従来意識されてこなかった問題群の存在を確認できたことに、一応の意義をみいだすことにしたい³⁰⁾。

³⁰⁾ 脱稿後に入手したために本稿では活用できなかったが、米村昭二「アメリカにおける農場相続をめぐる問題一二つの調査研究の比較を通して」（『社会学評論』第34巻、1958年）は、ウィスコンシン州東部の酪農地帯と、南西部の酪農を主体にしながらも穀作をも営む地域とを比較することによって、20世紀半ばのアメリカにおける農場継承の問題について興味深い論点を提供しているので参照されたい。

オンライン音楽配信ショップと伝統的な音楽ショップによる 音楽サービスの需要分析モデル

田 北 俊 昭

(社会システム専攻公共政策領域担当)

本研究では、オンライン音楽配信が音楽流通に与える影響について経済学的に分析するための方法を提案する。この方法は、「インターネット」を通じた仮想ミュージック店舗と既存ミュージック店舗間の代替関係について分析することを可能とする。本研究は、筆者が進める『情報』の流通についての経済学的アプローチを『音楽情報』に対して適用したものである。今や既存の音楽ショップに行かなくても済む時代になった。インターネットを通じたCD通販、音楽のダウンロードも選択可能となっている。このような大きな変革期にある音楽における情報流通について、現実空間にある音楽ショップと仮想空間にあるオンライン音楽配信ショップの関係を明らかにすることは重要である。

キーワード：音楽配信、音楽配信ショップ、インターネット、デジタル音楽プレイヤー

1. はじめに

本研究では、オンライン音楽配信が音楽流通に与える影響について経済学的に分析するための方法を提案する。具体的には、「インターネット」を通じた仮想ミュージック店舗と既存ミュージック店舗間の選択プロセスについて説明する。これは、筆者がこれまで進めてきた『情報』の流通における現実空間（「交通」による移動）と仮想空間（「通信」の利用）についての経済学的アプローチ（田北（1993, 1997, 2001, 2005））を『音楽』に対して適用したモデルである。

人類の誕生とともに慣れ親しんできた『音楽』は、1877年の米国エジソンの蓄音機発明からストックが可能となった。1910年にレコード産業の

事業化により、情報財として『音楽』が流通しはじめてからまだ一世紀にも満たない。この間、レコードやカセットからCDやMD、さらにインターネットを通じたオンライン音楽配信を楽しむ時代へと変貌してきた。音楽再生機器も、据置型の蓄音機からステレオ・コンポーネントへ、携帯型カセットプレーヤーからCDやMDプレーヤーへと発展してきた。最近では、CDから数千曲コピーしたり、オンラインミュージックショップから最新ヒット曲をダウンロードしたりする携帯型のデジタル音楽プレイヤーを持ち運ぶ時代になった。まさに、ポケット版のジュークボックスである。

2. 『情報』における音楽と生産プロセス

『音楽』は社会で流通する『情報』全体の中でのような位置づけにあるのかを整理し、『音楽』の「経済財」としての生産プロセスについて説明する。

2.1 『情報』サービスの分類

『情報』⁽¹⁾ は、インターネットのポータルサイト、たとえばMicrosoft MSN Japanでは、広い意味での生活情報の観点から表1のように分類されている。「音楽」については、「エンターテインメント」の「ミュージック」で音楽配信がされており、「ショッピング」の「CD, DVD & ビデオ」ではオンライン通販が可能となっている。「オークション」の「音楽・映画・DVD」では中古品も含めた売買が行われている。

(1) 図書分野の日本十進分類法では、『音楽』は「芸術（大分類）」の「音楽、舞踊（中分類）」に含まれる。

表1 『情報』の分類

| | |
|---|---|
| ① | 最新情報（ニュース，天気，スポーツ，コンピュータ） |
| ② | 暮らす（マネー，住宅，自動車，就職・転職，資格・学習，恋愛・結婚，健康，地図，路線） |
| ③ | 買う（ショッピング，オークション） |
| ④ | 楽しむ（エンターテインメント，トラベル，グルメ，占い，懸賞，モバイル） |
| ⑤ | コミュニケーション（Hotmail，メッセージ，ブログ，コミュニティ，チャット，メンバーディレクトリ） |

出所：MSN（2005）（<http://www.msn.co.jp/home.armx>）

2. 2 『音楽』サービスの分類

様々なポータルサイトをはじめ，音楽配信ショップでは，様々な音楽のジャンル分けが行われている。しかし，商品流通上で最も重要な音楽分類は日本レコード協会の分類である。「日本（邦盤）」および「外国（洋盤）」ごとに表2のように分類している。そのため，音楽配信ショップを利用する場合，『情報』全体の中で，関心のある『音楽』について特定し，検索および入手することが可能となっている。また伝統的な音楽ショップを利用する場合でも，音楽分類に従った陳列棚に行き，購入することが可能となっている。

表2 音楽の大・中・小分類

| | |
|---|--|
| ● | 日本（邦盤）—歌謡曲（演歌，ポップス・歌謡曲，ニューミュージック）とその他（軽音楽，民謡・純邦楽，教育・童謡，アニメーション，クラシック，カラオケ，その他） |
| ● | 外国（洋盤）—ポピュラー（ロック・ディスコ，ジャズ・フュージョン，ポピュラーソング，映画音楽，その他）とその他（クラシック，その他） |

出所：日本レコード協会（2005）

2. 3 『音楽』の情報財としての生産プロセス

『音楽』が「経済財」として生産され流通するまでのプロセスについて整理する。これは，大平による情報財の生産プロセス（大平・栗山（1995））と旧郵政省から進められてきた情報流通センサス（郵政省（1990））における『情報』の基本的考え方に従う。

最初に，作曲家および作詞家は，自然の情景や社会体験（「ソース」）をもとに，曲の構想（「デー

タ」や「資料」）を練り，全体として，「楽譜」と「歌詞」を創造（流通しない「情報財」⁽²⁾）する。最終的には，音楽出版社を通じて，「楽譜」および「歌詞」の生産（流通する「情報財」）が行われる。この種の「音楽（「楽譜」および「歌詞」）」の消費者は音楽家や愛好家である。

次に，我々が楽しむ『音楽』の生産プロセスについて整理する。作曲家および作詞家の創造した「楽譜」や「歌詞」をもとに，指揮者や演奏家は，作詞・作曲家の曲想を解釈し，各種楽器または人間の声を組み合わせて，『音楽』を創造（流通しない「情報財」）する。最終的には，音楽プロダクションによる原盤の録音⁽³⁾が行われ，『音楽』を記録した音楽メディアが生産（流通する「情報財」）される。このとき初めて，人々が消費可能な経済財となる。クラシック音楽で，指揮者やオーケストラ，録音の日時によって，『音楽』の中身が異なり評価が分かれるのは，別々の情報財として認識されているためであろう。このような『音楽』の創造した瞬間を「コンサート」として伝えることもあれば，非公開でスタジオ録音を行い，CDとしての「音楽メディア」として生産する場合もある。

実際の『音楽』は，演奏家と音楽プロダクション等の連携により，図1のような「文字情報」，「音声情報」，「映像情報」（郵政省（1982））の組合せによって表現される。「文字情報」としては，「楽譜」や「作曲や作詞家，演奏家のエピソード」，「音声情報」としては，実際の歌唱や演奏の音がある。これにパッケージ流通を可能としたレコード，それに続くCDでは，アーティストのジャケット写真，歌詞カード等の付加価値のある「静

(2) 『音楽』の価値を下げないために，出版社による「楽譜」や「歌詞」，さらに音楽メディアとしての生産活動を行わずに，コンサートホールや新曲発表会で初演を先に行う場合がほとんど多い。

(3) 蓄音機の発明による「音声情報」のストックが可能となるまで，生演奏が終了すると「音声情報」は消滅した。音楽の記録の技術は，人類の歴史とともに育んできた音楽の歴史に比べ，聴くための音楽の記録は長い間実現しなかった。

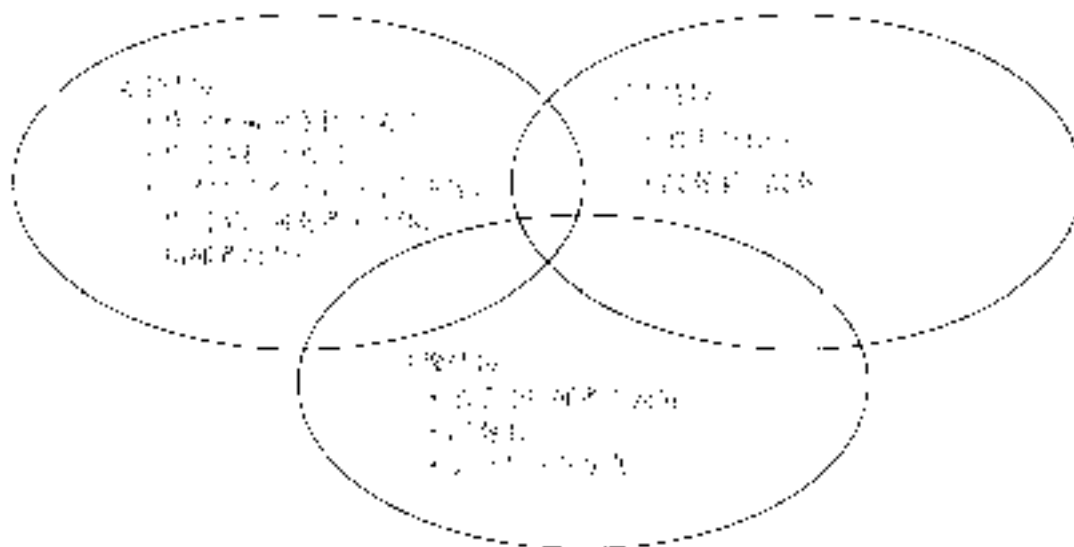


図1.『音楽』の構成要素

止画情報」が加わる。DVD では、歌手や演奏家の様子が動画の「映像情報」が加わる。消費者は、ホームシアターによる大画面・高音質の再生機器により、生演奏に匹敵するような迫力ある演奏風景を再現することになる。CD 程度の大きな音楽信号データをオンライン配信する場合、ファイルサイズ等の理由から非可逆圧縮が使用されている。このような非可逆圧縮は一般的に音質を低下させるものである。これは音声情報（音楽）の情報量を下げるものである。

3. 音楽メディアの選択行動

ここでは、消費者の音楽メディアの選択行動について、図2を用いて説明する。

ある「消費者」が、『音楽』を聴きたいとする。邦楽、ポピュラー、クラシック等のジャンルから、「新譜」または「旧譜」の『音楽』を数曲または数十曲だけ購入するとしよう。状況としては、平日か休日か、昼間か夜間か、またいつ音楽を聴きたいのかなど様々である。以下のように、シナリオを組み立てることができる。

平日の朝から夕方前に、数十曲の新曲がほしくなった。できるだけすぐ欲しいとおもうとき。

このようなシナリオに対して、ある「個人（年齢、性別、職業、居住地、音楽の嗜好、音楽機器操作の理解度、通信機器の操作の理解度等）」が、「音楽購入手段」としては、(1) 店頭パッケージ販売、(2) オンライン通販、(3) 店頭端末音楽配信、(4) パソコン音楽配信を考慮するとしよう。ある個人は、各種手段の特性を比較するために、音楽ショップやコンビニエンスストアの音楽配信端末までの往復時間および消費可能時間、購入費用、メディアの互換性および汎用性、情報の充実度（音声情報（演奏や歌唱（音質も含む））、文字情報（解説や歌詞等）と映像情報（写真等））の多さ、流通量の多さ、選択の柔軟性、購入の容易さ、音楽機器や通信機器の操作の慣れなどについて比較する。最終的には、『音楽』の内容および状況に応じて、個人は各種手段の特性に対して相対的な重要性を決定し、音楽メディアに対する選好順位を決定する。実際には、音楽の供給サイド（音楽サービスが行われているか）と消費サイド（音楽・通信機器の存在）の条件を加味して、最終的な選択順位が決定することになる。

4. 音楽メディアの選択行動モデル

あるシナリオにおける音楽メディアの選択プロセスを表現するためには、ランクロジットモデル

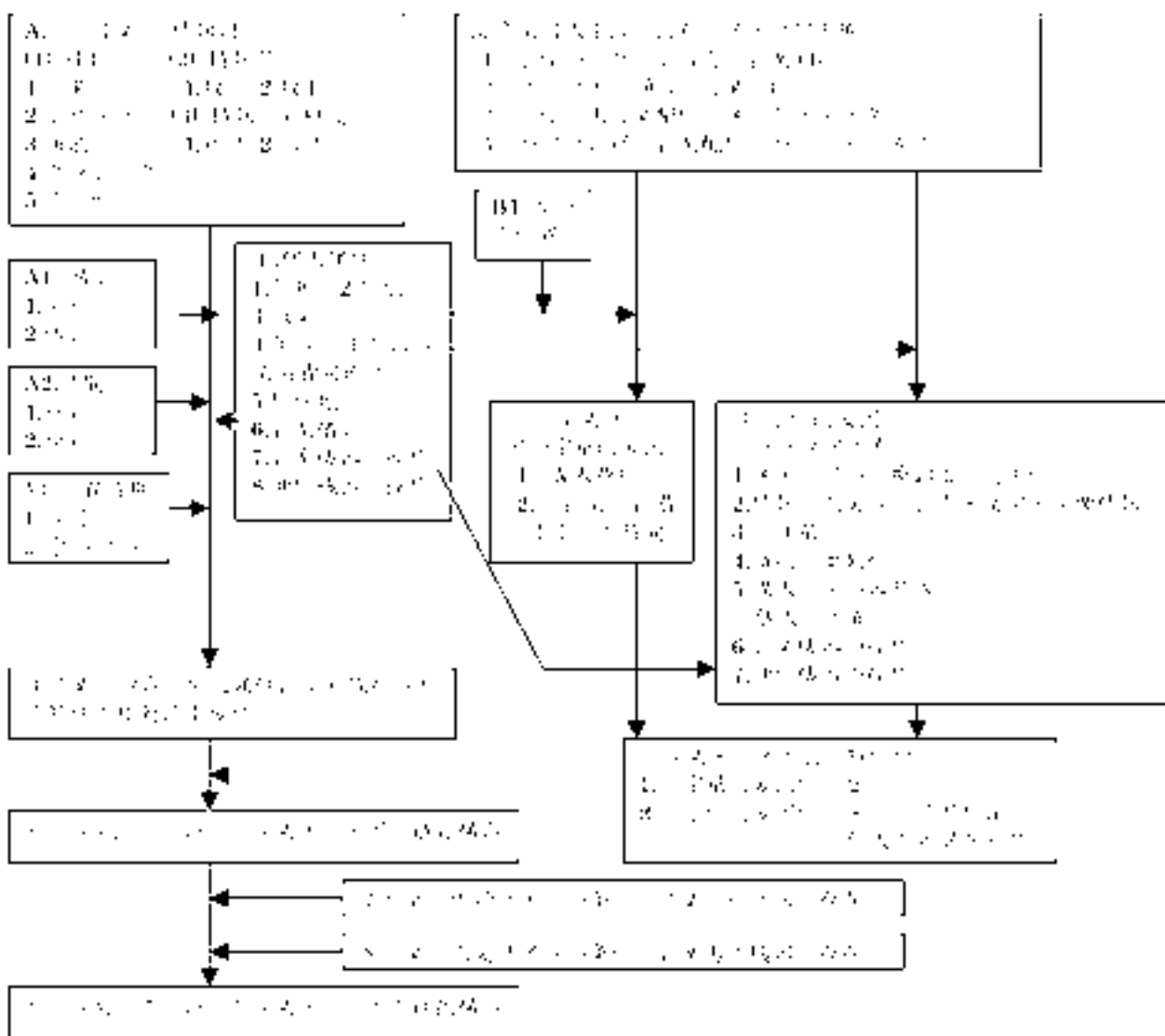


図2. 音楽メディアの選択プロセス

を用いることができる。(なお、ランクロジットモデルによる定式化およびパラメータの推定方法は、交通工学研究会編(1993)などを参照のこと)

個人 n は、あるシナリオに対して、音楽メディア j (店頭パッケージ販売, オンライン通販, 店頭端末音楽配信, パソコン経由音楽配信など) についての選好順位 $\{j_{1n}, j_{2n}, \dots, j_{kn}\}$ を想定する。このとき、個人 n の選好順位を再現する同時確率は次のように定式化される。

$$\begin{aligned} P_n(j_{1n}, j_{2n}, \dots, j_{kn}) &= \prod_{k=1}^K P_{kn}(j_{kn} \mid J_{kn}) \\ &= P_{1n}(j_{1n} \mid J_{1n}) P_{2n}(j_{2n} \mid J_{2n}) \end{aligned}$$

$$\cdots P_{3n}(j_{3n} \mid I_{3n})$$

ここで、第 k 番目の音楽メディアの選好可能な音楽メディア集合 J_{kn} は、これまで選ばれた音楽メディア $\{j_{1n}, \dots, j_{k-1n}\}$ を除いたものである。音楽メディア j_k が選択される確率は以下に示される。

$$P_{kn}(j_{kn} \mid J_{kn}) = \frac{\exp U_{jkn}}{\sum_{j \in I_{kn}} \exp U_{jkn}}$$

ここで、個人 n が音楽メディア j を k 番目に選ぶときの効用 U_{jkn} は、音楽メディア j の特性 i の特性値 x_{ijk} ($i=1, 2, \dots, I'$) (購入費用、メディア互換

性、購入の容易さなど）および個人属性値 x_{ijkn} ($i = l' + 1, \dots, l$)（音楽機器の操作、通信機器の操作など）から決定される。

$$U_{jkn} = \sum_{i=1}^{l'} \theta_i x_{ijk} + \sum_{i=l'+1}^l \theta_i x_{ijkn}$$

なお、 θ_i はパラメータである。

個人 $n = 1, \dots, N$ の同時確率 L の対数尤度を最大化するように、パラメータ θ_i を求める。すなわち最尤法を用いる。個人 $n = 1, \dots, N$ については、分析対象の複数の個人について同質性を仮定して行うか、分析対象の社会集団の構成比と同じ割合でサンプリングするかのいずれかである。

$$\begin{aligned} L &= \prod_{n=1}^N P_n(j_{1n}, j_{2n}, \dots, j_{ln}) = \prod_{n=1}^N \prod_{k=1}^K P_{kn}(j_{kn} | J_{kn}) \\ &= \prod_{n=1}^N \prod_{k=1}^K \frac{\exp U_{jkn}}{\sum_{j \in J_k} \exp U_{jkn}} \\ &= \prod_{n=1}^N \prod_{k=1}^K \frac{\exp \left(\sum_{i=1}^{l'} \theta_i x_{ijk} + \sum_{i=l'+1}^l \theta_i x_{ijkn} \right)}{\sum_{j \in J_k} \exp \left(\sum_{i=1}^{l'} \theta_i x_{ijk} + \sum_{i=l'+1}^l \theta_i x_{ijkn} \right)} \end{aligned}$$

また、この極大化問題は凸条件を満たしているため、最大化問題として解くことができることは知られている。ランクロジットモデルは、選択肢数が増える数に比べて大きい場合、個人についてパラメータを求めることができる。また、分析対象の社会集団について少ないサンプル数でパラメータを求めることができる利点がある。

5. おわりに

本研究は、オンライン音楽配信が音楽流通に与える影響について経済学的に分析するための方法を提案した。

- (1) 『情報』の分類における『音楽』の位置づけを明確化した。
- (2) 『音楽』は、音楽を含む「音声情報」に加え、解説や歌詞等の「文字情報」、写真等の「映像情報」等の組合せによって表現されている。この部分の評価の必要性を示した。

- (3) 音楽メディアの選好についてのランクロジットモデルを構築した。これまで進めてきた交通と通信の代替性を考慮したモデルを応用できることを示した。

今回は音楽の流通についての定式化を行ったが、今後、実証研究を進める必要がある。

参考文献

- 大平号声・栗山規矩：『情報経済入門』，福村出版，1995
- 交通工学研究会編：『やさしい非集計分析』，交通工学研究会，1993
- 田北俊昭：『交通と通信を統合化した情報流動の総合分析』，東北大学博士論文（情報科学），1997
- 田北俊昭・湯沢昭・須田熙：「業務交通と通信の代替性を考慮した情報メディア選択モデルの開発」，『都市計画学会論文集』，No.28，pp. 403-408，1993
- 田北俊昭：Virtual University は現実の大学を超えるか？—遠隔教育の普及による Virtual University と Real University 間の選択行動について—，情報通信学会年報，12，2001
- Takita, T.: An Economic Model Analyzing the Differences Between Traditional and Internet Based University Education, Bulletin of Yamagata University (Social Science), Vol.35, No.2, 2005
- 日本レコード協会：2005 年度版『日本のレコード産業』，2005
- 郵政省：『情報化の現況』，ぎょうせい，1990

山形県内市町村の「国際化・国際交流・多文化共生事業」調査 (中間報告)

松 本 邦 彦

(社会システム専攻国際関係領域担当)

1) 本調査の概要

(1) 目的

本報告は、「地域的公共性と地域的ガバナンス研究会」(研究代表者：高橋和)が2004年度に「1990年代の地域社会の変容と地域再生への課題：山形の政策課題と地域ガバナンス」と題して共同研究をおこなった際に、高橋と松本がおこなった山形県内自治体事業調査の中間報告である。なお同研究会は同課題にて山形大学人文学部「研究活動支援制度」による支援を受けた。

同研究会は、バブル経済以降の地方社会が構造改革と地方分権の波の中でどのように変化し、どう対処しつつあるのかに関心をもって研究をおこなったが、この調査では特に地方政治の課題の中の一つ、いわゆる「国際化」問題、特に外国出身の住民の問題に焦点を当てている。

山形県に居住する外国系住民(日本国籍者含む)の人数は、1980年代後半から劇的に増加し

た。この傾向は日本全国の傾向と同じくするものだが、県内の外国人登録者数増加のペースは全国のそれをはるかに上回っている(表1)。また、在留資格別の内訳で、日本人男性との結婚による外国人女性と見られる「日本人の配偶者等」と、その人たちが在留資格を切り替えたと見られる「永住者」が過半数を占めていることも、全国的にみて特異な山形の特徴をなしている(同)。総務省は2004年8月に発表した「平成17年度地方行財政重点施策」にて「多文化共生社会を目指した取組等を推進する」とした⁽¹⁾が、地域の、また家庭内の「多文化共生」については依然として山形は全国の先進事例となっていると言える。

この問題に関する県内自治体を対象とした事業調査としては、1994年度事業を対象に松本がおこなったもの⁽²⁾や、1996年度事業を対象に大川健嗣氏がおこなったもの⁽³⁾があり、本調査はそれらの比較をおこない、この十年間の地域の変化と対処内容を分析とすることを目的としている。しかし

表1) 日本全国と山形県の外国人登録者数の推移と在留資格別の内訳

| | 合計 | | | 2003年末の内訳 | | | 多い国籍
(2003年末の上位国) |
|------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
| | 1987年末 | 1994年末 | 2003年末 | 日本人の
配偶者等 | 永住者 | 特別永住者 | |
| 日本全国 | 884,025
(100) | 1,354,011
(153) | 1,915,030
(217) | 262,778
(13.7%) | 267,011
(14.0%) | 475,952
(24.9%) | ①韓国・朝鮮 ②中国
③ブラジル ④比国 |
| 山形県計 | 1,018
(100) | 3,074
(301) | 7,126
(700) | 1,951
(29.7%) | 1,613
(22.6%) | 458
(6.4%) | ①中国 ②韓国・朝鮮
③比国 ④ブラジル |

※出典：『在留外国人統計』(入管協会)各年版から作成。

(1) 総務省ウェブサイト「平成17年度地方行財政重点施策」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040827_10.html)。そのうち「3. 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」中の「(3) 人と自然にやさしい社会の創出」にて言及している。なお前年8月発表の「平成16年度地方行財政重点施策」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030828_4.html)では「地域の多様なニーズを汲み上げ、高齢者、障害者、女性や子ども、外国人等すべての人にやさしい

まちづくりを支援」するとの表現であった(2005年5月30日アクセス)。

(2) 松本邦彦「調査報告／外国系住民に対する山形県内自治体事業調査」『山形大学法政論叢』第4号(1995年7月)79-118頁。

(3) 大川健嗣「山形県における定住外国人と自治体の対応」(山形大学「国際化時代の地方都市と外国人」研究会：編『国際化時代の地方都市と外国人(特定研究調査報告書)』(山形大学、1998年3月)001-009頁)

山形県内市町村の「国際化・国際交流・多文化共生事業」調査（中間報告）（松本 邦彦）

表 2) 山形県内市町村事業調査結果一覧

| 地方 | 市町村名 | 外国籍の住民について | | | | 1)事業全般について | | | | | 2)国際交流・国際協力 | | | | | | | 3)日常生活 | | | | |
|----|------|----------------------------|--------|------|----------------|-----------------------------|---------------------|-----------|-----------|----------|------------------|------------|----------|---------|--------------|----------|---------------|--------|--|--|--|--|
| | | 外国人登録者数の推移※増加指数は1994年末＝100 | | | 在住外国人の特徴 | | 1-2)担当窓口 | 1-3)計画・指針 | 1-4)年次報告書 | 1-5)連携団体 | 2-1)姉妹都市(相手自治体数) | 2-2)国際協力事業 | 3-1)案内表示 | 3-2)出版物 | 3-3)職員の外国語研修 | 3-4)相談窓口 | 3-5)公営住宅の入居資格 | | | | | |
| | | 1994年末 | 2004年末 | 増加指数 | 主な出身国 | 主な在留資格・職業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 庄内 | 鶴岡市 | 203 | 684 | 337 | 中国、ベトナム、韓国・朝鮮 | 特定活動 | 総務部企画調整課国際室(専任) | ○ | | | ○ | ○(2) | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 酒田市 | 184 | 571 | 310 | 中国、ベトナム、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等、研修・特定活動(縫製業従事者) | 総務課国際交流室(専任) | | | | ○ | ○(2) | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 立川町 | 10 | 60 | 600 | 中国、韓国・朝鮮 | 特定活動(衣服製品製造作業研修生38人) | 企画課企画係(兼任) | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 余目町 | 11 | 76 | 691 | 中国 | 特定活動(縫製会社勤務等)、日本人の配偶者 | 余目町情報発信課 | | | | ○ | ○(1) | | | | | | ○ | | | | |
| | 藤島町 | 17 | 48 | 282 | 中国 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 羽黒町 | 10 | 33 | 330 | 中国 | 日本人の配偶者等 | 企画商工課(兼任) | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 柳引町 | 0 | 32 | | 中国 | 会社員(縫製工員) | 企画課(兼任) | | | | | | | | | | | 住宅なし | | | | |
| | 三川町 | 11 | 28 | 255 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者、研修 | なし | | | | ○ | ○(1) | | | | | | ○ | | | | |
| | 朝日村 | 9 | 24 | 267 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等、永住者ほか | 企画課企画調整係(兼任) | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| | 温海町 | 3 | 38 | 1267 | 中国 | 特定活動、研修 | 教育課生涯学習係、企画観光課交流推進係 | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 遊佐町 | 34 | 57 | 168 | 中国、韓国・朝鮮 | 永住者、日本人の配偶者等 | 総務企画課企画係(兼任) | | | ○ | ○ | ○(1) | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| | 八幡町 | 10 | 70 | 700 | ベトナム、中国、韓国・朝鮮 | 研修、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、職業：縫製工 | 企画商工課企画調整係(兼任) | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 松山町 | 5 | 14 | 280 | 韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等 | 総務企画課、教育委員会 | | | | | | | | | | | × | | | | |
| | 平田町 | 6 | 26 | 433 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等 | 企画課開発係(兼任) | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 最上 | 新庄市 | 144 | 429 | 298 | 中国、フィリピン、韓国・朝鮮 | 工具、興業 | 新庄市民プラザ | | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 金山町 | 45 | 51 | 113 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 永住者、日本人の配偶者等 | 企画課、教学課、健康福祉課 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 最上町 | 22 | 100 | 455 | 韓国・朝鮮、中国 | 日本人の配偶者等、会社員など | 交流促進課 | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| | 舟形町 | 16 | 45 | 281 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等 | 企画課企画調整係(兼任) | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 真室川町 | 17 | 36 | 212 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 無職(主婦) | 企画情報課、教育課 | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 大蔵村 | 13 | 48 | 369 | 中国 | 研修、日本人の配偶者等 | 総務課政策推進係(兼任) | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 鮭川村 | 27 | 39 | 144 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 日本人の配偶者等、定住者 | なし | | | | | ○(1) | | | ○ | | | × | | | | |
| | 戸沢村 | 22 | 47 | 214 | 韓国・朝鮮、中国、フィリピン | 日本人の配偶者等、永住者 | 自立推進室(兼任) | ○ | | | ○ | ○(1) | | | | | | △ | | | | |
| 村山 | 山形市 | 682 | 1337 | 196 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 中国帰国者、日本人の配偶者、留学生 | 国際交流課(専任) | | ○ | ○ | ○ | ○(5) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 寒河江市 | 72 | 403 | 560 | 韓国または朝鮮、中国 | 永住者、日本人の配偶者 | 企画調整課(兼任) | ○ | | | ○ | ○(2) | | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 上山市 | 115 | 162 | 141 | 韓国・朝鮮、中国、フィリピン | 日本人の配偶者等、興業 | 庶務課、保健課、学校教育課 | ○ | | | ○ | ○(1) | | | | | | × | | | | |
| | 村山市 | 83 | 202 | 243 | 韓国・朝鮮、中国、フィリピン | 永住者、配偶者 | 文化観光課文化係(兼任) | △ | | | ○ | ○(1) | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 天童市 | 144 | 357 | 248 | 韓国・朝鮮、中国、フィリピン | 永住者、日本人の配偶者等 | 総務部総合政策課(兼任) | ○ | | | ○ | ○(3) | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 東根市 | 66 | 214 | 324 | 韓国・朝鮮、朝鮮 | 日本人の配偶者等、永住者 | 庶務課行政係(兼任) | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| | 尾花沢市 | 39 | 147 | 377 | 韓国・朝鮮、中国、フィリピン | 永住者 | 企画政策課(兼任) | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 山辺町 | 4 | 44 | 1100 | 韓国・朝鮮、中国 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中山町 | 26 | 51 | 196 | 韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等、永住者 | 企画調整課(兼任) | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 河北町 | 53 | 101 | 191 | 韓国・朝鮮、中国 | 定住者、日本人の配偶者等 | 企画情報課(兼任) | ○ | ○ | | ○ | ○(1) | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 西川町 | 25 | 83 | 332 | 中国、韓国・朝鮮 | 研修、永住者 | 教育文化課(兼任) | ○ | | | ○ | ○(1) | | | | | | ○ | | | | |
| | 朝日町 | 22 | 77 | 350 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 永住者、日本人の配偶者 | 企画課(兼任) | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | 大江町 | 31 | 115 | 371 | ブラジル、韓国・朝鮮、中国 | 定住者、日本人の配偶者等、永住者 | 総務企画課(兼任) | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | 大石田町 | 19 | 77 | 405 | 韓国・朝鮮、フィリピン共和国 | 永住者 | 総務企画課(兼任) | | | | | ○(1) | | | | | | ○ | | | | |
| 置賜 | 米沢市 | 509 | 579 | 114 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 日本人の配偶者等、永住者、留学 | 秘書広報課市民交流係(兼任) | ○ | | | ○ | ○(2) | | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| | 長井市 | 81 | 228 | 281 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 定住者、日本人の配偶者等、永住者 | 企画調整課企画係(兼任) | ○ | | | ○ | ○(2) | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 南陽市 | 90 | 223 | 248 | 中国、韓国・朝鮮、フィリピン | 日本人の配偶者、ダンサー | 企画財政課(兼任) | | | | | ○(1) | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 高畠町 | 119 | 155 | 130 | 中国 | 帰国者、日本人の配偶者、製造業 | 企画課、健康福祉課、学校教育課 | ○ | | | ○ | ○(1) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 川西町 | 21 | 84 | 400 | 中国、韓国・朝鮮 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小国町 | 20 | 21 | 105 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者 | 教育委員会事務局(兼任) | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| | 白鷹町 | 86 | 115 | 134 | 中国 | 永住者(日本人の配偶者等、無職) | 政策改革課、産業振興課 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| | 飯豊町 | 18 | 53 | 294 | 中国、韓国・朝鮮 | 日本人の配偶者等 | なし | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| 県 | 3144 | 7384 | 235 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

山形県内市町村の「国際化・国際交流・多文化共生事業」調査（中間報告）（松本 邦彦）

| 4)健康保健事業 | | | | 5)日本語教室 | | 6)教育現場にて | | | | 7)行政への参加 | | | | 8)次年度新規事業 | | |
|----------|------------|---------------|----------|-----------|---------|----------|-----------------------|----------------|--------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|-----|---|
| 4-1)医療相談 | 4-2)医療通訳派遣 | 4-3)保健士の通訳者同行 | 4-4)母子手帳 | 5-1)日本語教室 | 行政主催の教室 | 6-1)教育指針 | 6-2)日本語指導の必要な児童・生徒の把握 | 6-3)外国人児童転入の方針 | 6-4)未就学児童の把握 | 7-1)声を聞く機会 | 7-2)企画への協力 | 7-3)職員採用試験 | 7-4)外国人職員・教員 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 人数 | JET(ALT/CIR) | その他 | |
| △ | △ | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 方針あり | ○(0) | | | | 3 | 1(1) | 2 | △ |
| | | 必要に応じて | ○ | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | △ | | | 一部可 | 4 | 3(3) | 1 | ○ |
| ○ | ○ | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | | 1 | ○ |
| | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | △ |
| | | | ○ | | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 2 | 1(1) | 1 | ○ |
| | | 必要に応じて | ○ | | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 2 | | 2 | |
| | | 必要に応じて | | | | | ○ | 個別対応 | ○(1人程度) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | | | | 未把握 | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | △ | △ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| | | | △ | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | ○ | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 事例なし | ○(0) | | | | 0 | 1(1) | | ○ |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | ※2町で1名。 | | △ |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | △ | ○ | ○ | | 0 | | | △ |
| | | 必要に応じて | ○ | | | | ○ | | ○(0) | ○ | ○ | | 1 | | 1 | |
| | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○ | | ○ | 一部可 | 2 | | 2 | |
| ○ | | 必要に応じて | ○ | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| | | 必要に応じて | ○ | | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| | | | | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 0 | | | |
| | | | ○ | | | ○ | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | ○ |
| | | | | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 0 | | | |
| ○ | ○* | 必要に応じて | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | 方針あり | △ | ○ | ○ | | 18 | 17(16/1) | 1 | ○ |
| | | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | △ | | ○ | 一部可 | 1 | 1(1) | | |
| | | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | △(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| △ | | | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(1人程度) | | | | 2 | 2(2) | | |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 方針あり | ○(1人程度) | | ○ | | 1 | 1(1) | | ○ |
| | | 必要に応じて | ○ | ○ | | ○ | ○ | 方針あり | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | △(不明) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ | | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 0 | | | |
| | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 個別対応 | △(不明) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○(2人程度) | | | | 1 | 1(1) | | △ |
| | | | ○ | | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 0 | | | |
| | | | ○ | | | ○ | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | | 1 | |
| | | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(1) | | ○ | 一部可 | 3 | 3(2/1) | | ○ |
| | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 方針あり | ○ | | ○ | | 1 | 1(1) | | ○ |
| ○ | ○ | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| ○ | ○ | 常に | ○ | ○ | | | ○ | 方針あり | ○(0) | ○ | ○ | | 1 | | 1 | ○ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 個別対応 | ○(0) | | ○ | | 1 | 1(1) | | |
| ○ | ○ | 必要に応じて | ○ | ○ | | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |
| | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | 個別対応 | ○(0) | | | | 1 | 1(1) | | |

現段階では未回答の自治体があることと、事業内容の細部の調査が全自治体には至っていないため、本中間報告では考察は概括にとどめている。特に、自治体によって事業の内容や事業主体についての解釈の相違があることが考えられるため、本中間報告はあくまで暫定的なものとして取り扱われるよう希望したい。

この場を借りて、年度末、そして年度当初の忙しい中回答された自治体の担当者の方々には改めて感謝したい。

（2）実施方法・調査時期

- ・調査対象：山形県内の全 44 市町村（市 13、町 27、村 4）。
- ・対象とした事業内容：上記の二つの調査の項目を取り入れ、さらに最近増加していると思われた外国生まれ・育ちの子どもたちの教育や国際理解教育についての項目を増設した。
- ・調査時期：2005 年 2 月に調査票を郵送で送付し、3 月にかけて返送してもらった。その後、未回答の自治体については 2 回にわたって回答をお願いするとともに、回答された自治体について若干の追加調査を 5 月末までにおこなった。その結果、3 町をのぞく 41 市町村から回答を得た。

2) 調査結果

回答市町村の概要については別表 2 にて一覧としてまとめているので参照されたい。

（1）質問 1）事業全般について

まず事業全般についてとして、事業の主たる対象となるはずの外国人の人数や担当窓口、計画・指針・報告書、また連携している民間団体などについて聞いた。

①質問 1-1）外国人登録者数とその概要

本質問では概数を聞くつもりで、その調査時点までは問わなかったのだが、どの市町村も一桁までの数字を回答してくれた。ただ明記のあった調

査時が 2004 年 12 月末から 2005 年 5 月までと分かれてしまったのと、その後、県内市町村から報告を受けて県がとりまとめた 2004 年 12 月末現在の登録者数の統計が入手できたので、ここでは県の集計にて代替することにする⁽⁴⁾。なお高島町からは日本国籍取得者も含めての人数も回答があったが、「多文化共生」という視点を考えると、対象と事業は国籍だけで区分されるものではないため、この視点は重要だろう。

人数としては山形市の約 1300 人が飛び抜けて多く、全体の 2 割近くを占める。これに、鶴岡市の約 700 人、酒田市・米沢市の約 600 人、新庄市と寒河江市、天童市が 400 人前後でつく。市部が多い傾向があるとはいえ、一部の町（高島町、白鷹町、河北町）では百人を超えている。

ここでこの 10 年間の変化を見るために、同じく県のとりまとめによる 1994 年末の人数を 100 とした増加指数を算出してみた（表 3）。各市町村ごとの詳細は別表 2 に掲載しているので、地方ごとにまとめた（ここでは全 44 市町村が対象）。

表 3) この 10 年間の増加指数と地方ごとの自治体数

| | | 市町村
計(44) | 庄内
(14) | 最上
(8) | 村山
(14) | 置賜
(8) |
|----------|---------|--------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 増加
指数 | 100～200 | 11 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| | 201～300 | 13 | 4 | 4 | 2 | 3 |
| | 301～600 | 16* | 6* | 2 | 7 | 1 |
| | 601～ | 4 | 3 | 0 | 1 | 0 |

* 檜引町（庄内）は 1994 年末が 0 人で 2004 年末に 32 人だったので、指数としては 301～600 に含めた。

このように、増大傾向は全県的なものではあるが、特に庄内地方と村山地方に強いこと、一方で小国町（指数 105／置賜）や金山町（同 113／最上）、米沢市（同 114／置賜）のようにほとんど変

(4) なお、市町村の統計と国の統計（『在留外国人統計』）とは、転居や出国などによる実施の変化が市町村の統計に反映されるまではタイムラグの問題で若干のずれが生じる。たとえば表 1 での 1994 年末の山形県内人数は国の統計に基づいて 3074 人としたが、県統計では 3144 人と若干多めになっていた。また前の年の年末の国の統計（『在留外国人統計』）は例年 8 月頃公表、刊行される。

化のない自治体もあることがわかる。もっともこうした統計はいわばストックの数値であり、この10年間に来日・移住したものの離婚（国際結婚女性の場合）または修了（留学生や研修生の場合）などにより転居あるいは帰国した人々のフローとしての考察が必要だが、その点については別稿の課題としたい。

国籍については全県的に多い中国や韓国・朝鮮が、また在留資格では「日本人の配偶者等」や「永住者」がどの市町村でも多数を占める傾向があるが、特徴ある市町村も目に付く。市町村からの回答によると、中国帰国者は高畠町（置賜）、山形市（村山）に多く、ベトナムからの縫製業の研修生、実習生が庄内地方の立川町、余目町、八幡町、酒田市に多い。2003年末の統計（表1）から2004年末の統計（県のまとめ）にかけて、ブラジルが5位に落ち、かわってベトナムが4位に上昇しているのはこのためであろう。中国帰国者と研修生それぞれ企業や個人・家族のネットワークが形成されていることを伺わせる（実際、庄内には山形縫製協同組合という8社からなる組織があるとのこと）。

②質問1-2) 担当窓口について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 窓口あり | 38 | 12 | 7 | 13 | 6 |

専任・兼任あわせて、38市町村に窓口があり、2町1村が窓口なしという回答であった。ただし専任窓口を有する自治体は山形市、鶴岡市、酒田市と3市にとどまった。

兼任の場合、企画課が担当している市町村が多いが、中には情報発信課（余目町／庄内）、交流促進課（最上町／最上）、自立推進室（戸沢村／同）、市民交流係（米沢市／置賜）、新庄市民プラザ⁽⁵⁾（新庄市／最上）のように独自色ある自治体もある。なお米沢市の市民交流係は国内外の姉妹都市交流を担当しているという。また、余目町は情報

発信課が担当窓口だが、国際交流関係の業務自体は国際交流員が専任として担当しているとのこと、こうした形態は、他の「兼任」とした自治体にもあるのかもしれない。ちなみに余目町の国際交流員の方は、JETプログラムによる国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）ではないとのこと（参照：後記質問7-4）。

なお最上地方は、1980年代後半に地域の自治体が行政仲介方式で国際結婚推進に乗り出したのをきっかけに、全8市町村が参加する最上広域市町村圏事務組合（最上広域）の組合事業の一環として1989年度から「国際交流センター」を設けて対策にあたってきた。その後、各市町村での事業が定着したとして2004年度からはセンター自体は終了している。

③質問1-3) 国際化・国際交流・多文化共生施策に関する計画や指針について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|---------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 計画・指針あり | 13 | 2 | 2 | 5 | 4 |

それぞれの自治体の計画・指針名を紹介する。

<庄内地方>

鶴岡市：「第三次鶴岡市総合計画」の中に
て

羽黒町：新羽黒町総合計画

<最上地方>

金山町：金山町総合発展計画

戸沢村：戸沢村総合整備計画

<村山地方>

寒河江市：「寒河江市第4次振興計画」に
項目あり

上山市：「外国人女性のこころの交流事業」

天童市：「第五次天童市総合計画」の中で
基本方針を策定

河北町：「河北町創造・発展計画」

西川町：「西川町における国際化推進の基
本指針」

(5) なお回答には、「ただし調整というよりはソフト事業の組み立てレベル」との注記があった。

<置賜地方>

米沢市：「米沢市国際化計画」

長井市：「長井市国際交流計画」

高畠町：「第4次高畠町総合計画」，「高畠町総合交流推進計画」（策定中）

飯豊町：「飯豊町総合計画」

計画・指針を有する市町村は約三分の一と少ない。「国際化」「国際交流」「外国人」をうたった名称は上山市，西川町，米沢市，長井市の3市1町とさらに少ないが，その位置づけについてはその他の自治体の「総合計画」も含めて考察する必要がある。たとえば村山市は1994年に「村山市国際交流基本計画」を策定していたが，10年を経て国際交流関係の計画は2004年度策定の総合計画「21世紀夢プラン」に組み込まれているという。

④質問1-4) 国際化・国際交流・多文化共生施策に関する年次報告書について

| | 回答市町村計(41) | 庄内(13) | 最上(8) | 村山(13) | 置賜(7) |
|-------|------------|--------|-------|--------|-------|
| 報告書あり | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 |

<庄内地方>

遊佐町：「遊佐町国際交流推進協議会総会資料」

<最上地方>

金山町：「事務事業評価」等

<村山地方>

山形市：「山形市の国際交流」ほか

河北町：（名称未記入）

上記の計画・指針よりもさらに該当する自治体が少なくなったが，同様に，その公開の態様・度合い（部内資料か，広報用か）について自治体によって解釈が相違したことが考えられるので，こちらにもさらなる調査を要する。また遊佐町の場合は町長が会長となる外郭団体の資料を含めているように，こうした組織を「地域国際化協会」として有する自治体は（下記質問1-5のように）多いため，その活動も含めて，市民団体とは別個に考察する必要があるだろう。

⑤質問1-5) 国際化・国際交流・多文化共生施策

をおこなうにあたって密接に連携している団体（国際交流協会，市民団体など）について

| | 回答市町村計(41) | 庄内(13) | 最上(8) | 村山(13) | 置賜(7) |
|------|------------|--------|-------|--------|-------|
| 団体あり | 24 | 8 | 3 | 7 | 6 |

記入のあった団体名を紹介する。なお財団法人山形県国際交流協会（AIRY）発行の『山形県国際交流関係団体ダイレクトリー』（2004年10月）を参考にして，団体名について回答内容を修正したものがある（法人格の追加など）。

<庄内地方>

鶴岡市：財団法人出羽庄内国際交流財団

酒田市：姉妹都市ジェレズノゴルスク・イリムスキー市友好酒田市民の会。
日本語学習支援ボランティア「べにばな会」。国際交流サロン企画運営委員会。

立川町：立川町国際友情会

余目町：余目町国際交流協会

三川町：みかわ国際交流協会

朝日村：あさひ国際交流協会

遊佐町：遊佐町国際交流推進協議会。財団法人ジョン万次郎ホットフィールド記念国際草の根交流センター。

八幡町：八幡町国際交流センター

<最上地方>

新庄市：国際交流ボランティアグループ smile（スマイル）

最上町：もがみ国際交流協会

戸沢村：戸沢村国際交流協会

<村山地方>

山形市：特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY）。J. A. Y（山形ボランティア日本語協会）。特定非営利活動法人ヤマガタヤポニカ。友好姉妹都市交流関係団体（5団体）。県と市の国際交流協会。

寒河江市：寒河江・ギレスン親善協会。寒

河江・西村山日中友好協会。

上山市：上山・ドナウエッシンゲン日独友好協会。上山市日中友好協会。特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY）。

村山市：村山市国際クラブ

天童市：天童市国際交流協会

河北町：河北町国際交流協会

西川町：西川町国際化協会

<置賜地方>

米沢市：米沢市国際交流協会（市の市民交流係で事務局を兼務）

長井市：長井日中友好協会。長井バートゼッキンゲンクラブ。

高畠町：高畠町日中友好協会。国際ソロプチミスト高畠。高畠にほんごボランティアの会。

小国町：小国町国際交流協会

白鷹町：白鷹町日中友好協会。白鷹町日韓親善友好会。

飯豊町：飯豊町国際交流協会

上記のように最上地方以外は連携団体ありとする市町村が多い。これはそもそも最上地方には上記の『山形県国際交流関係団体ダイレクトリー』掲載の団体が8団体と少ない（他の3地方にはそれぞれ20を超える団体がある）ことや、上記の最上広域国際交流センターが主導して行政主体で事業を担ってきたということも影響しているのだろう。

（2）質問2 国際交流・国際協力施策について

①質問2-1）姉妹都市

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 相手あり(予定含む) | 19 | 5 | 2 | 8 | 4 |
| 相手自治体数 | 32 | 7 | 2 | 15 | 8 |

<庄内地方>

鶴岡市(2)：姉妹都市：ニューブランズウィック市（アメリカ）。友好

都市：ラ・フォア市（ニューカレドニア）

酒田市(2)：姉妹都市：ジェレズノゴルスク・イリムスキー市（ロシア連邦イルクーツク州）。友好都市：唐山市（中国河北省）

余目町(1)：友好都市：コルサコフ市（ロシア・サハリン州）

三川町(1)：マクミンビル市（アメリカ・テネシー州）

遊佐町(1)：姉妹都市：ソルノク市（ハンガリー共和国）

<最上地方>

戸沢村(1)：ゼネラルトリアス市（フィリピン）

※「しかし活動なし」との注記あり。

鮭川村(1)：友好・姉妹都市：カウイット町（フィリピン）

<村山地方>

山形市(5)：吉林市（中国）、ウラン・ウデ市（ロシア）、ボルダー市（アメリカ）、キッツビューエル市（オーストリア）、スワンヒル地方市（オーストラリア）

寒河江市(2)：安東市（大韓民国慶尚北道）。ギレスン市（トルコ共和国）

上山市(1)：ドナウエッシンゲン市（ドイツ連邦共和国）

村山市(1)：ヤクーツク市（ロシア）

天童市(3)：マロスティカ市（イタリア）。マールボロウ市（ニュージーランド）。瓦房店市（中国）

河北町(1)：キャニオンシティ市（アメリカ・コロラド州）

西川町(1)：フリスコ町（アメリカ・コロラド州）

大石田町(1)：方正県（中国・黒龍江省）

<置賜地方>

米沢市(1)：タウバテ市（ブラジル・サンパウロ州）。モーゼスレイク市（アメリカ・ワシントン州）。

長井市(2)：バート・ゼッキンゲン市（ドイツ）。双鴨山市（中国・黒竜江省）。

南陽市(1)：南陽市（中国）

高畠町(1)：2005年度にシングルトン町（オーストラリア）と友好都市締結予定。

村山地方では協定締結の自治体が多い。また、相手先国を見ると、アメリカとが3市3町の6自治体、中国とが5市1町の6自治体と並び、ロシアとの4市1町の5自治体がこれに続いている。こうした活動が市町村の住民の意識、特に現実に地域に在住する外国系住民との交流にどのような影響を及ぼしているかについてはさらなる調査が必要だろう。なお、かつて結んでいた協定を廃止したとする自治体はなかった。

②質問2-1) 自治体としての国際協力事業について

予定も含めての質問であったが、実施自治体は皆無であった。ただこれに外郭団体としての地域国際化協会などがおこなう研修生受け入れ事業なども含めて考えるべきであろうから、そちらも含めての調査が必要と思われる。

(3) 質問3) 住民の日常生活における事業について

①質問3-1) 役所や公民館などの公共施設の案内表示に外国語または「ふりがな」の併記があるかどうか

| | 回答市町村計(41) | 庄内(13) | 最上(8) | 村山(13) | 置賜(7) |
|------|------------|--------|-------|--------|-------|
| 併記あり | 8 | 1 | 2 | 3 | 2 |

<庄内地方>

遊佐町：総合案内窓口（英語・中国語・ハングル）

<最上地方>

最上町：町関連施設（韓国語）

大蔵村：町役場案内（ローマ字表記）

<村山地方>

山形市：市役所内（英語）。今後、中国語、ハングルについても表示予定。

東根市：庁舎各窓口

天童市：（記入なし）

<置賜地方>

南陽市：公共施設看板（英語）

高畠町：役場庁舎内案内表示（英語）

外国人登録者数が多い自治体が必ずしも併記をしているわけではなく、市での普及度が低い。たしかに外国人が必ずしも日本語が読めないわけではないが、どの地域でも外国人が増加している現状では、新来者に対する配慮として、せめて役所内での併記は必要だろう。

②質問3-2) 外国出身者（日本語を母語としない人々）向けの広報やチラシ、生活ガイドブック等について（「ふりがな」付きも含む）

| | 回答市町村計(41) | 庄内(13) | 最上(8) | 村山(13) | 置賜(7) |
|----|------------|--------|-------|--------|-------|
| あり | 18 | 5 | 4 | 6 | 3 |

<庄内地方>

鶴岡市：在住外国人のための国民年金案内書（英・中・韓・タガログ）

酒田市：「ゴミのきまり」（韓国語版、中国語版）、『5ヶ国語会話集』（2004年3月刊）、『5ヶ国語単語集』（同上）、『在住外国人のための医療ガイドブック』（日韓併記、日中併記、日英併記／2004年2月刊）、『日本の運転免許をもらうためのガイドブック』（日・英・フィリピン語併記／2004年改訂版）。情報誌『（酒田市国際交流）サロンだより』。

羽黒町：観光パンフレット（英語）

遊佐町：県で発行している『やまがたくら

しのガイドブック』

八幡町：母子健康手帳（2003 年発行）

<最上地方>

新庄市：ゴミの選別・出し方等（中国語）。

※「これからボランティアグループ
による市内医院の診療体制を 5 ヶ
国語に翻訳した情報誌を発行す
る」との注記あり。

最上町：観光パンフレット（韓国語）

真室川町：母子保健事業について（日本
語，ふりがな付）

鮭川村：『やまがたくらしのガイドブック』
（2003 年 3 月発行。英語，中国語，
韓国語，ポルトガル語）

<村山地方>

山形市：市国際交流協会が発行『外国人の
ための広報やまがたダイジェスト
版』，生活ガイドブック

寒河江市：『くらしのガイドブック』（中
国，ハングル，英語）2004 年 1
月発行。

村山市：県国際室発行「やまがたくらしの
ガイドブック」，「ゴミの出し方」

東根市：母子健康手帳の訳書

尾花沢市：『Welcome to Obanzazawa』
（英語，2000 年）

河北町：ごみの分別について（中国語，ハ
ングル，英語）

<置賜地方>

米沢市：『米沢リビングガイド』（英語，中
国語，韓国語，ポルトガル語）初
版 1995 年

長井市：『山形県生活ガイド』（山形県発
行）

高畠町：『防災の手引き』『こち E 広場』

どの地方も半数程度の実施率だが，市町村独自
の発行物に限るか，それとも国や県の発行物も含
めるかで回答内容が変わってきている可能性もあ
り，それらも含めてさらに調査する必要がある

う。たとえば，外国人向けの「母子健康手帳」に
ついては，実際には大多数の自治体で配布してい
ることが下記質問 4-4 にて判明している。

なお酒田市の各種ガイドブックの発行が注目さ
れるが，その作成をおこなってきた国際交流サロ
ン企画・運営委員会は 2001 年に発足したもので，
外国出身者 9 人，日本人 5 人の計 14 人で構成さ
れている（参照：質問 1-5）。同委員会はその活
動が認められて，「平成 16 年度地域づくり総務大
臣表彰」の「国際化部門」で全国 7 団体の一つに
選ばれたとのこと⁽⁶⁾。

③質問 3-3) 職員向けの外国語研修について

実施しているのは鶴岡市（庄内／英語），山形市
（村山／英語。今後は中国語を予定とのこと），高
畠町（置賜／中国語。常時ではないとのこと）の
2 市 1 町の 3 自治体のみであった。中国帰国者は
一家全員で移住してくる場合が多いので，高畠町
や山形市などでは中国語の必要性は高まるばかり
であろう。

④質問 3-4) 外国出身者向けの相談窓口について
（他団体含む）

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 窓口あり | 12 | 3 | 3 | 4 | 2 |

<庄内地方>

鶴岡市：出羽庄内国際交流財団に委託。常
設。面談と電話（英・中・ハング
ル）

酒田市：市として／常設（毎日），面談・電
話（日本語）

立川町：町として／常設。面談・電話（中
国語）

<最上地方>

最上町：町として／常設。面談（韓国語・
中国語）

舟形町：町として／常設。面談・電話（日

(6) 『サロンだより』第 9 号（2005 年 1 月 24 日）1 頁掲
載の記事「国際交流サロン企画・運営委員会／総務
大臣表彰を受賞！」より。

本語)

大蔵村：町として／随時。面談（日本語）

<村山地方>

山形市：市として／週1回（うち月2回は専門相談），面談・電話（英語，中国語，ハングル。一部スペイン語，タガログ語も可）

寒河江市：市として／専門窓口はないが，市担当課で担当，常設（日本語）

東根市：市として／常設

朝日町：町として／随時。面談（日本語）

<置賜地方>

米沢市：市として／相談窓口としては開設していないが随時対応。面談・電話（英語）

高畠町：町として／常設。面談・電話（中国語，韓国語（要予約））

外国系住民向けの案内物よりも実施率はさらに低い。日本語での相談窓口を設けている自治体は，在住歴が長い住民を想定しているのだろう。

⑤質問3-5) 公営賃貸住宅には外国人は入居できるかどうかについて（中国帰国者の優先入居を含む）

明示的に不可としたのは松山町（庄内），鮭川村（最上），上山市（村山）の3自治体のみである。他の自治体では，公営住宅がないとした櫛引町（庄内）をのぞき，どの市町村も入居可としており，外国人登録があれば日本人と同等という自治体が多いようである。ただ具体的に，単身者としてか，世帯の一員としてか，さらには世帯主としてか等々の場合分けて市町村によって解釈が異なっている可能性もある（戸沢村は「単身者」は不可としている）。公営住宅関係の条例，規定についてさらなる調査が必要である。

(4) 質問4) 健康保健事業について

①質問4-1) 日本語以外の言語による医療相談事業について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|-----------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| ある(検討中含む) | 7 | 2 | 1 | 1 | 3 |

<庄内地方>

鶴岡市：現在事業展開を検討中

立川町：中国人の場合，必要に応じて

<最上地方>

舟形町：乳幼児相談（中国語・韓国語）

<村山地方>

山形市：英語，中国語，ハングル。現在，健康相談を実施。医療については市立病院の方で現在対応を検討中。

<置賜地方>

南陽市：中国語

高畠町：中国語

白鷹町：タガログ語，中国語など

上記（質問3-4）の相談事業よりもさらに実施率は低い。専門性の高い通訳者の確保の難しさや，実際に相談会を実施しても利用者が意外と少ないといった声も聞くが，逆に実施している自治体が開催時間の設定のしかたなどでどのように工夫しているかについても調査の必要がある。また，村山市では「両親学級における通訳，各種資料の翻訳版配布」などをおこなっているとのこと，保健医療関係全般として考察する必要もあろう。さらには，山形市の回答にあるような自治体立病院との連携や，県の保健所の施策との連携も考慮に入れる必要がある。

②質問4-2) 医療現場への通訳派遣事業について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|-------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 派遣あり(検討中含む) | 6 | 2 | 0 | 1 | 3 |

<庄内>

鶴岡市：現在事業展開を検討中

立川町：中国語

※遊佐町：「町内には事業はありませんが，出産後の退院時に指導が必要な方に，酒田市の国際交流セン

ターに派遣依頼して、通訳をしてもらった事例があるそうです。」とのこと。

<村山地方>

山形市：国際交流団体で事業

<置賜地方>

南陽市：中国語

高畠町：中国語

白鷹町：タガログ語、中国語など

山形県では特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY）が医療と保健現場のための通訳者の養成と派遣事業をおこなっているため、それを念頭に置いて質問したが、派遣事業自体の認識度から調査の必要があったのかもしれない。（なお IVY では山形県弁護士会からの依頼を受けて、刑事事件で弁護士が被疑者と接見する際の通訳者派遣もおこなっている。）

実施数は少ないとは言え、急増している中国系住民のための需要は高まっていると思われる。特に医療現場では生命に関わるコミュニケーションとなる一方で、焦って第二言語としての日本語が思うように出てこない状況も考えられる。ただ通訳の費用負担の問題があるため、二の足を踏んでいる当事者も多いのかもしれない（基本的に患者側の負担であり、病院として負担するようにしているところは少ないとのこと）。ちなみに山形市立病院済生館では、2004 年 9 月の「外国人との懇談会」（参照：質問 7-1）で医療についての要望が出されたのを契機に、従来からの外国語による案内表示や案内書作成に加え、「通訳ボランティア」を制度化している。

③質問 4-3) 保健士が外国出身者の出産家庭を訪問する場合、通訳者を同行するかどうか

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 常に同行する | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 必要に応じて同行する | 13 | 3 | 3 | 4 | 3 |
| 計 | 14 | 3 | 3 | 4 | 4 |

言語の記載のあった自治体を紹介する。

<庄内地方>

酒田市：（必要に応じて）外国出身者の使用言語

立川町：（必要に応じて）中国語

三川町：（必要に応じて）英語

※遊佐町：「上記（※松本注：上記質問 4-2 での通訳派遣の件）と同様に、通訳をお願いして同行訪問したことはあるそうです（韓国）。」との注記あり。

<最上地方>

金山町：（必要に応じて）英語、ポルトガル語、タイ語、中国語、韓国語、タガログ語

舟形町：（必要に応じて）中国語、韓国語

真室川町：（必要に応じて）英語・中国語

<村山地方>

山形市：（必要に応じて）中国、ハングル、タガログ語など

寒河江市：（必要に応じて）これまで実績はないが、必要あれば対応を検討

上山市：（必要に応じて）英語、韓国語、中国語 ※IVY の協力を得て

東根市：（必要に応じて）各世帯による

<置賜地方>

米沢市：（必要に応じて）英語

南陽市：（必要に応じて）中国語

高畠町：（常に）中国語

白鷹町：（必要に応じて）タガログ語、中国語など

「同行」する用意のある自治体が半分以下という状況はやはり少ないのではないか。一方、置賜地方に「常に同行する」「必要に応じて」自治体が 2 市 2 町と集中したが、これはやはり中国帰国者の集住が影響しているのであろうか。

④質問 4-4) 外国語表記の母子健康手帳の配布について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 希望者に配布している | 35 | 9 | 6 | 13 | 7 |

<庄内地方>

鶴岡市：無料／母子保健事業団（英・ポルトガル・中・スペイン・韓・タガログ）

酒田市：無料／市販のもの（外国出身者の使用言語）

立川町：無料／日本家族計画協会（中国語、韓国語）

余目町：無料／韓国語・中国語。

羽黒町：無料／県作成（英語、中国語等）。
「希望があれば配布するが、今のところなし。」との注記あり。

櫛引町：無料

温海町：無料／母子保健事業団（5 カ国語）

遊佐町：無料／母子保健事業団（中国・ハングル・英語）

平田町：無料／平田町（中国語、韓国語）
※八幡町は、上記質問3-2での回答では2003年の手帳ありとのことだった。

<最上地方>

新庄市：無料／民間業者より購入（ハングル・中国語・英語・ポルトガル語・タガログ語・ドイツ語）

金山町：無料／財団法人母子衛生研究会（中国語）

最上町：無料／希望があれば取り寄せ（市販されているものを配布）

舟形町：無料／母子衛生研究会（英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語）

真室川町：無料／母子保健事業団（中国語・英語）

鮭川村：無料／日本家族計画協会（ハングル、中国、英語、ポルトガル、フィリピン）

<村山地方>

山形市：無料／山形市作成（中国語、英語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）

寒河江市：無料／市販のもの（英語、中国語、ハングル、スペイン語）

上山市：無料／母子保健事業団（英、韓、中国、タガログ、ポルトガル）

村山市：無料／母子保健事業団（英語、ハングル、中国語、タガログ語）

天童市：無料／母子衛生研究会（英語、中国語、ハングル、タガログ語）

東根市：無料／母子保健事業団（英、ハングル、中、タガログ、ポルトガル、スペイン）

尾花沢市：無料

大江町：無料／母子保健事業団（韓国語、中国語）

中山町：無料／日本家族計画協会（中国、韓国、ポルトガル、スペイン、英語）

河北町：無料／河北町（英語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ハングル、中国語、タガログ語）

西川町：無料、母子保健事業団（英語、ポルトガル語、韓国語）

朝日町：無料／母子保健事業団（母国語）

大石田町：無料／財団法人母子衛生研究会（英語・タガログ語・韓国語）

<置賜地方>

米沢市：無料／母子衛生研究会（母子保健事業団発行。英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ハングル、スペイン語、インドネシア語、タガログ語）

長井市：無料／長井市作成（英語、中国語、韓国語）

南陽市：無料で／母子衛生研究会、日本家

族計画協会（中国語、韓国語、英語、ポルトガル語、フィリピン語）

高島町：無料／母子衛生研究会（中国語、韓国語、英語、タガログ語）。「なお制度改正があったため、現在配布するかどうか検討中」との注記あり。

小国町：無料／市販のものを使用（英語、韓国語、中国語）

白鷹町：無料／町役場健康福祉課（中国、英、タガログ、スペイン、タイ、ポルトガル、ハンゲル）

飯豊町：無料／母子保健事業団（英語、中国語、ハンゲル）

本施策は非常に普及率が高い施策と言えそう。かつ配布している自治体ではいずれも無料配布というのは特筆すべき状況だろう。国際結婚による女性の割合の高い本県では基本的かつ重要度の高い施策であり、財政難状況の中でも今後も継続を望みたい。なお発行所について、多くの自治体が「母子衛生研究会」と「母子保健事業団」の手帳を利用しているが、これは「財団法人母子衛生研究会」が企画・編集して有限会社母子保健事業団が発行・販売している『外国語／日本語併記母子健康手帳』⁽⁷⁾を指しているものと思われる（同事業団によると、よく母子健康事業団や母子衛生協会、母子保健研究所などと誤記されとのこと。上記の回答でもこれに類するものがあったので、適宜修正した）。また、「日本家族計画協会」は社団法人日本家族計画協会であろう。

（5）質問 5）日本語教室

(7) 財団法人母子衛生研究会が、他の3団体・3会社とともに「母子保健・家庭保健教育普及グループ」として運営しているウェブサイト「子育てインフォ」での「外国語／日本語併記母子健康手帳」(<http://www.mcfh.or.jp/kyouzai/295-302.html>)によると、8カ国語版（英・ハンゲル・中・タイ・タガログ・ポルトガル・インドネシア・スペイン）があり、1冊定価787円（本体750円）とのこと（2005年5月30日アクセス）。

①質問 5-1）日本語教室について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 教室あり(予定含む) | 30 | 8 | 5 | 10 | 7 |
| うち行政主催 | 10 | 3 | 4 | 2 | 1 |
| うち市民団体会主催 | 23 | 7 | 1 | 9 | 6 |

市町村内の教室の存在について問うと共に、日本語教室の主催組織について「行政・市民団体・学校法人・その他」の4区分を聞いた。なお団体名については、県国際交流協会が作成した『平成16年度 山形県の日本語教室』を参考にして法人格などを追加しているものがある。

<庄内地方>

鶴岡市：その他（出羽庄内国際交流財団）

酒田市：行政。市民団体（日本語学習支援ボランティア「べにばな会」）。「行政としては、市が「べにばな会」に日本語学習指導を委託している（年90万円）。市の国際交流推進員1名が専任で指導している。」との注記あり。

立川町：市民団体（立川町国際友情会）

余目町：市民団体（余目町国際交流協会）

朝日村：行政

遊佐町：市民団体：遊佐町日本語講座ボランティア（町中央公民館内）

八幡町：行政。市民団体（八幡町国際交流センター）。

平田町：市民団体（日本語学習会ボランティア）

<最上地方>

新庄市：市民団体（国際交流ボランティアグループ スマイル）

最上町：行政

舟形町：行政

大蔵村：行政

戸沢村：行政

<村山地方>

山形市：行政（2005年度から就学前児童を

対象に実施する予定)。市民団体（特定非営利活動法人ヤマガタヤポニカ。J. A. Y（山形ボランティア日本語協会）。学校法人（山形短期大学（別科）。その他：山形市国際交流協会（2005年度から山形市で主催）。

寒河江市：市民団体（寒河江日本語教室「むくげ会」）

上市市：市民団体（特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形（IVY））

村山市：市民団体（村山日本語教室・MC日本語ボランティア）

天童市：市民団体（天童日本語ボランティアの会）

東根市：市民団体〔団体名未記入〕

尾花沢市：市民団体（尾花沢市日本語いきいき教室指導者の会）

河北町：その他（河北町国際交流協会）

西川町：市民団体（西川町国際化協会）

朝日町：行政

<置賜地方>

米沢市：市民団体（ぼらんていあさーく・GAEA。グローバルコミュニケーションサークルよねざわ（GCCY）。ニーハオ・コンニチワ（ハ）会）

長井市：市民団体（世界と楽しくつながるアクショングループながい）

南陽市：市民団体（南陽日本語ボランティアの会）

高畠町：市民団体（高畠にほんごボランティアの会）

小国町：市民団体（おぐに子育てネットワーク“くっく”）。その他：小国町国際交流協会が支援する有志団体。

白鷹町：市民団体（白鷹町日本語学校）

飯豊町：行政。

母子手帳の配布と同様、どの地域にもまんべんなく日本語教室は存在していると言って良さそうである。しかし最上広域国際交流センター時代からの伝統を有する最上地方以外では市民団体の開催が主流となっており、内容の重要度の高さに比して不安定さは否めない。ただ外郭団体による教室も多いことから、役場から他団体への委託や、外郭団体の事業をどう見るかなど、より詳細に調査をおこなう必要がある。この点では、山形市が2005年度に新事業に乗り出すのが注目される。これは「村山広域在住外国人等こども日本語習得支援事業」と題して、「日本語を母語としないこども」を対象におこなうもの。連携市町は村山地方の14市町のうち山形市、寒河江市、上市市、天童市、山辺町、中山町の4市2町である。

(6) 質問6) 教育現場について

①質問6-1) 小・中学校での多文化共生施策（異文化理解教育）に関する指針について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|----|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| ある | 10 | 2 | 1 | 5 | 2 |

<庄内地方>

余目町：「余目町の学校教育～基本理念と重点～」

遊佐町：「遊佐町小・中学校における国際理解教育に係る指針」

<最上地方>

鮭川村：国際理解教育

<村山地方>

山形市：「学校教育指導の指針」

上市市：「学校教育指導の方針」（上市市教育委員会作成）

東根市：「東根市教育方針」

河北町：「教育行政の基本方針」中の「学校教育の重点」として。

大石田町：「平成17年度大石田町の教育」

<置賜地方>

長井市：〔未記入〕

小国町：小中高一貫教育における特設教科を設定し、小学校からカリキュラムを作成。

上記のように「国際理解教育」として特に個別の指針を有するか、「学校教育指導の方針」のなかに定めるかの2方法が見受けられる。つまり、その他の自治体でも「学校教育指導の方針」の中に国際理解教育を有している可能性があるため、これも更なる調査が必要であろう。

②質問6-2) 小・中学校にて日本語指導が必要な児童・生徒の把握状況について

これは調査に回答した市町村ほぼすべてが把握していた。やはり文部科学省が公立の小学校、中学校、高校などをすべて対象にして定期的に調査していることもあるのだろう（文科省の悉皆調査は1991年度から始まっている⁽⁸⁾）。ここではそうした児童・生徒に対する対応について記入のあった自治体について、その内容を紹介する。

<庄内地方>

鶴岡市：外国人子女等教育支援事業（通訳付添等、保護者対応）

酒田市：日本語指導講師1名を巡回で学校に派遣している。

余目町：日本語指導補助の配置

平田町：定期的に日本語指導講師を学校に派遣し、個別指導を行っている

<最上地方>

新庄市：個別指導員をつけたことがある

金山町：現在、日本語指導を必要とする児童・生徒は一人もいない。

舟形町：町単独での教師の配置、日本語教室の特別授業

戸沢村：日本語指導教員の増員

<村山地方>

山形市：派遣指導員による取り出し指導（中国語、韓国・朝鮮語）

寒河江市：外国人子女等学習支援事業として、指導員を派遣し、該当児童生徒に日本語指導を行っている（週2回程度）。

上山市：個別指導（担任外教員）

村山市：複数教師による指導・個別指導

東根市：語学の活用状況にあわせて、ことばの指導や下1学年の学習指導などを行っている。

河北町：日本語指導を行っている

西川町：現在は特に対応は要しない

朝日町：母国語を話せる講師を依頼している。

大江町：現在、特別な対応を必要とする児童・生徒はいない。

<置賜地方>

高畠町：把握しているが現在該当者がいない。

白鷹町：中国国籍の児童・生徒に対し、日本語指導指導員を設置している。

飯豊町：個別に日本語指導が必要な時は、指導する担当者の配置等を行ってきたが、現在はその必要性がなくなったため、特別な対応はしていない。

外国育ちの子ども転校という事例は、家族としての在留となることの多い日系ブラジル人労働者の在留や、国際結婚によって来日した女性が以前の結婚で生まれた自分の子どもを日本に連れてくる場合が多いと考えられる。もちろん中国帰国者の家族の場合もあるので、教育現場を対象にした独自の調査が必要であろう。

③質問6-3) 外国出身の児童・生徒が小・中学校に転入する際の、受け入れる学年の方針について

(8) 文部科学省ウェブサイト「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（届出統計）」（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index32.htm）

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|-----------------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 学校ごと、子どもごとに対応する | 32 | 11 | 7 | 9 | 5 |
| 方針あり | 6 | 1 | 0 | 3 | 2 |

以下では方針ありとする自治体の方針内容を紹介する。

<庄内地方>

鶴岡市：日本語適応能力に応じる

<村山地方>

山形市：学齢相当の学年で受け入れることを原則としている。

天童市：基本的には年齢相当の学年に編入。

東根市：学齢に合わせた受け入れを原則とする。

<置賜地方>

長井市：原則として年齢に応じた学年に入れるが、言葉がわからずついていけないときは保護者から聴き取りのうえ、学年を下げる時がある。

高畠町：就学前に全然日本語が話せない事と保護者の希望により学年を下げる。

実際のところでは、上記の方針のうち学年を下げることを選択肢に入れているところは「子どもごとに対応する」方針だとも言えるわけで、こちらも学校を対象にした調査によって、より正確な状況がつかめられると思われる。ただ、置賜地方の1市1町が具体的に学年を下げる場合を記述しているのは、それだけ中国帰国者や日系ブラジル人などの来日者の家族の受け入れの実績があることを示しているのかもしれない。

④質問 6-4) 未就学外国人児童・生徒の把握について

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|--------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 把握している | 34 | 12 | 7 | 8 | 7 |

就学年齢でありながら就学していない外国人児童・生徒について把握しているかどうか、また、把握していない場合は、該当者はどのくらいいると推定しているかを問うた。結果、大多数の市町村では把握しており、該当者は0人とするところが多かった。把握していないとした自治体がどの程度と推定しているかについては、「ごく少数と思われる」とした山形市（村山）と「把握していないが、推定0人（外国人登録者は把握しているが、登録していない方については把握していない）」とした上山市（村山）以外の、酒田市（庄内）や新庄市（最上）、河北町（村山）、寒河江市（同）、尾花沢市（同）は「該当者数は不明」であった。

把握していないとする自治体に市が多いように、そもそも外国人在住者が多いところでは100%把握すること自体が難しいだろう。ただ、上山市の回答にあるように、まず外国人登録をしている子どもについての就学状況を把握しているかどうかは重要なポイントであり、あらためての調査が必要のようだ。

⑤質問 6-5) 貴自治体内の小学校・中学校での多文化共生施策（異文化理解教育）について。

「特色ある取組み」の記入をお願いしたところ、次のような回答があった。

<庄内地方>

酒田市：市立南遊佐小学校と姉妹都市ジェレズノ市のラジーシチェフ小学校との文通。

余目町：余目町第四小学校に於いて年間20時間、総合的な学習の時間の中で国際理解教育を推進している。

三川町：ALT（外国語指導助手）と英語指導員による指導

遊佐町：小学校、中学校それぞれにALTを配置して、国際理解教育を推進している。

平田町：「平田町国際理解教育支援事業」を行い、町在住の外国人と交流学習を、小・中学校で行っている。

<最上地方>

鮭川村：曲川小学校にて、平成 16 年度の学校経営として「国際理解教育」のねらいを教育活動全体で実現する取組み。

戸沢村：総合学習の中で食文化交流（キムチやギョウザ作り）の体験学習

<村山地方>

山形市：全中学校に ALT を配置。

村山市：小学校専属 ALT を導入し、小学校英語活動を実施している。

天童市：姉妹都市のマールボロウ市と中学生の派遣、受け入れをおこなっている（長期休暇中に 10 日間程度で、生徒 4 人）

河北町：ALT は中学校対応であるが、小学校にも派遣している

西川町：ALT による英語指導、外国文化紹介。フリスコ町へ中学生・町民派遣、フリスコ町からの受け入れ（小・中学校での交流）

大江町：アメリカのモンタナ大学と提携し、学生の休暇（6～8 月）を利用し、国際理解英語指導助手として迎え、小中学校児童生徒の国際理解の充実を図っている。

<置賜地方>

高畠町：全町的に小学校給食において月 1 回外国料理を食し異文化に触れている。町立糠野目小学校において、町 ALT を招いて異文化研修を実施。

小国町：（上記質問 6-1 と同じ）中高一貫教育における特設教科を設定し、小学校からカリキュラムを作成。

上記質問 3 の健康保健事業と比べると、実施度は高い。下記質問の 7-4（外国籍職員数）と関連するが、ALT による主に英語教育の推進中心になっており、市町村在住者、特に児童・生徒間の

「多文化共生」を視野に入れた教育をおこなっている自治体はまだ少数派のようである。ただこれも、上記にあげたような取組みをしても、それを「特色」と考えていない自治体もあるだろうことも考慮に入れる必要がある。

（7）質問 7）行政への参加について

①質問 7-1）2004 年度に外国人住民の声を特に聞くための何らかの機会を設けたかどうか（例：アンケート調査、行政モニター、審議会委員への登用など）

機会を設けたとするのは次の 5 市町村にとどまった。もちろんこの点についても解釈の相違などがありうるが、より制度化させたところとして、審議会委員に登用した金山町や、定期的に会を設けている山形市などが特に注目される。

<庄内地方>

八幡町：八幡町国際交流センター活動の中での交流を通して。

<最上地方>

新庄市：最上総合支庁（教育事務所）との共催による外国人結婚家庭を支援するフォーラムにおいて何人かの方に参加いただき、意見をいただいた。

金山町：国際交流の集い、アンケート調査、町審議会委員（病院経営委員）への登用。

※最上町は「今年度検討中」とのこと。

<村山地方>

山形市：外国人懇談会の実施（年数回実施）

<置賜地方>

高畠町：地域福祉計画策定におけるアンケート調査を実施。

②質問 7-2）上記のほかに外国人の協力を得た自治体主催の企画について（例：講演会の講師、広報への寄稿、運動会・交流会での参加など。住民投票への参加も含む）

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 企画あり | 21 | 4 | 7 | 5 | 5 |

<庄内地方>

立川町：地域在住外国人とのグラウンド交流

羽黒町：町で事務局を持つ日中友好協会主催の国際文化交流会では町民と外国出身者とが各国の文化に触れた（各国の習慣・文化等について講師として発表いただいた）。

遊佐町：毎月の広報に「Hello Friends」のコーナーがあり、ALT の先生から寄稿していただいています（日本語と英語の併記）。

平田町：成人式における講演会講師。

<最上>

新庄市：日本語教室参加者との交流会。上記の最上総合支庁（教育事務所）との共催による外国人結婚家庭を支援するフォーラム。

金山町：国際交流の集い、サタディスクール、韓国からの視察団に対するボランティア通訳

最上町：ふれあい交流の夕べ、クリスマスパーティー等。講演会

舟形町：町村合併の賛否を問う住民投票への参加

真室川町：英会話教室

鮭川村：食文化交流、調理実習の講師

戸沢村：モモカミ農楽祭

<村山地方>

山形市：小中学校への出前講座。外国人相談員。育児関連事業への通訳派遣。

寒河江市：国際結婚定住者交流会への参加

上山市：ALT（外国語指導助手）による広報への寄稿。

天童市：外国からの来客があった場合に、

交流会などでの通訳をお願いした。

大石田町：尾花沢市との合併について賛否を問う住民投票

<置賜地方>

米沢市：米沢市国際交流員（イギリス出身）による広報への寄稿。国際理解講座での講師（韓国出身。ニュージーランド出身）

長井市：市制施行 50 周年記念事業

南陽市：きらきらEKUBOキッズ国際交流

高畠町：人材養成事業中・高生海外派遣研修において事前研修における町 ALT からの英会話指導

小国町：子育て支援センター主催の親子活動に、餃子づくりの講師として参加予定。

最上と置賜の 2 地方で実施率が高いが、どの地方でも、大きく分けて、ALT や国際交流員（CIR）協力による事業と、住民としての参加との二つがあるようである。また、住民投票への参加を可能にした 2 町（舟形町と大石田町）が、昨今の外国人に対する地方参政権付与の問題を考えたときには注目される。一方、庄内に多い縫製工場の研修生についての企画が登場しないのは、一般の住民との接点が少ないことによるのかもしれない。

③質問 7-3) 自治体職員の採用試験の受験資格と日本国籍

すべての職種に日本国籍が必要とした自治体が圧倒的に多く、一部の職種では不要とする自治体は下記のように地方ごとに 1 自治体ずつの 3 市 1 町にとどまった。また、いずれも行政職は不可という状況である。外国籍の児童が首都圏などと比べて少ないと見られる本県では、現在のところは採用試験での国籍条項撤廃を求める声は少ないかもしれない。

酒田市：看護師。医師は受験制ではないが採用が可能。

最上町：医療職をのぞき日本国籍が必要

寒河江市：行政職以外の職種

米沢市：看護師。技能労務者。

④7-4) 外国人の職員・教員数について（臨時・嘱託ふくむ）

| | 回答市町村
計(41) | 庄内
(13) | 最上
(8) | 村山
(13) | 置賜
(7) |
|--------|----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| いる | 35 | 12 | 5 | 11 | 7 |
| うち JET | 29 | 10 | 3 | 10 | 6 |
| JET 以外 | 10 | 5 | 2 | 2 | 1 |

「JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）」による外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）などの外国籍職員を有する自治体が多数を占めるが、地方ごとに濃淡があり、最上地方はやや低めである。また JET 職員を複数有するのは山形市（17 人）や酒田市（3 人）、米沢市（3 人）、村山市（2 人）の 4 市のみである。なお庄内地方の平田町と八幡町は 2 町合同で 1 人を採用している。

JET 職員以外の外国籍職員がいるとした 10 市町について職種内容などを下記に紹介する。

<庄内>

酒田市：1 人（病院医師：中国籍）

立川町：1 人（国際交流推進員：嘱託）

羽黒町：1 人（臨時職員）

※鶴岡市（2 人）と櫛引町（2 人）については職種の記入なし。

<最上地方>

金山町：1 人（臨時）

※最上町（2 人）については職種の記入なし。

<村山地方>

山形市：1 人（国際交流員：嘱託）

※大石田町（1 人）については職種の記入なし。

<置賜地方>

※高畠町（1 人）については職種の記入なし。

JET（ALT）職員が先の質問 6-5 で見たような日本人向けの小中学校での英語教育や国際理解

教育にその力を発揮しているように、外国人向けの施策でも同様の人材登用が鍵になると見て良いだろう。つまり質問 7-1 で見たような声を聞くだけの客体としての立場にとどめず、具体的に職務を担ってもらうのである。そのための経路としては、次の二つが考えられる。

①質問 7-3 で見たような採用試験の国籍条件を緩和して採用する。この場合の主な対象者は 1980 年代以前から山形に住んでいるオールド・カマーの子孫（主に韓国・朝鮮籍）となるが、1990 年代以降に親について子どもとして来日した人々もそろそろ高校・大学を卒業する年頃である。

②1980 年代以降の来日のニュー・カマーの人々を、（外国籍のまま）臨時・嘱託職員として採用する。

上記の 10 市町の事例は、そのための先例としてさらなる考察が必要である。

⑤質問 8) 来年度（2005 年度）の新規事業、また合併の影響について

回答のあった市町村について、その内容を紹介する。

<庄内地方>

・10 月 1 日・新「鶴岡市」へ：1 市 4 町 1 村（鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町）

鶴岡市：〔上記質問 4 にて、健康保健関係での事業展開を検討中とのことだった〕

羽黒町：現在でも隣接する自治体で開催される日本語教室や交流会、講座などに参加している外国人もいる。合併後は現在の連携よりも密に各地域の情報提供、交流等ができると思われる。

・11 月 1 日・新「酒田市」へ：1 市 3 町（酒田市、平田町、八幡町、松山町）

酒田市：酒田 FM 放送（ハーバー RA-DIO）の外国語放送（中国語・英語・韓国語）。

八幡町：合併に向けて、独立した団体として国際交流センターを維持していくために、補助金確保ができるかどうか。新規事業はありません。

松山町：平田町を含む 1 市 3 町での合併であるため、平田町との共同事業による ALT については担当課で協議し、合併後も実施していく。

平田町：新規事業の予定は特になし。また来年度、周辺 1 市 3 町で合併する予定であるが、事業の統合等の調整については今後行う予定です。

・7 月 1 日に「庄内町」へ：2 町（立川町、余目町）

立川町：来年度余目町との合併を 7 月 1 日に予定している。余目町の国際交流協会は準備会を立ち上げ、両町に会員の拡大を図る。国際友情会については当面存続し、国際交流協会事業にも参加し、交流を深めていく。

余目町：余目町は 7 月に立川町との合併を予定しており、来年度新規事業や合併後の事業計画等につきましては、今後の理事会や総会で検討する予定です。

<最上地方>

新庄市：具体的にはまだ決まっていないが、ボランティアグループほか民間団体と協力、連携しながら事業を展開していくつもりである。

鮭川村：子育て支援事業（相談も含む）

<村山地方>

山形市：村山広域在住外国人等こども日本語習得支援事業。就学年齢対象者の在住外国人で日本語が話せないこどもたちへの日本語習得の支援として、村山広域連携で支援していく（集中日本語講座の開設）

天童市：村山広域で在日外国人の子どもたちへの日本語教室の開催。外国語の市内パンフレットの作成。市内の案内板の外国語表記。

<置賜地方>

米沢市：日本語教室補助金（教室が財政的に安定して運営されることにより、より活発な活動が展開される）。

長井市：友好都市である中国黒竜江省双鴨山市から自治体職員協力交流事業により研修生を受け入れる。

高畠町：高畠町とオーストラリア・シングルトン町との友好都市締結。町内各中学校とシングルトンハイスクールとの姉妹校締結。

合併を予定している庄内地方の自治体はいずれも事業のすりあわせと新たな展開を課題としている。一方、村山地方では子どもとしての来日者に焦点を当てた事業を行政としておこない始めるのがやはり注目される。

⑥質問 9）外国出身の住民への対応や多文化共生施策について苦慮している点や、懸案事項について。

こちらにも記入のあった自治体について紹介する。

<庄内地方>

立川町：国民年金や国民健康保険の制度理解が難しく、説明に苦慮している。

鶴岡市：役場内での対応に限界があり、鶴

岡市に対応をお願いしている。

遊佐町：現在の国際交流については「遊佐町国際交流推進協議会」という行政と関係機関の長で組織した団体を中心となって進めています，平成 17 年度からは町民型の組織である「（仮称）遊佐町国際交流協会」を立ち上げ，以前というか，今現在よりも自由度の高い交流活動・事業を展開する予定です。

松山町：本町は，人口等から見ても小さな自治体で，現在外国人登録者数を見ても少なく，特に苦慮している点はない。来年度の合併後，12 万都市となるが，国際交流関係事業は，これまで以上に充実させなければならないと考える。

<最上地方>

新庄市：まだ取り組んでいないので何とも言えないが，年々外国籍の居住者が増える中，様々な問題に対する相談の窓口の必要性を感じるところではある。

舟形町：外国籍児童・生徒に対する町単教師の確保のための予算減額。

<村山地方>

山形市：日本語を話せない在住外国人に対し，いかに日本語を習得させるかが大きな課題であり，行政と民間の国際交流ボランティア団体が連携し推進していく必要がある。（特に就学年齢児童への日本語習得支援）。日本語を母語としない母親への子育て支援。多言語による行政サービスを周知のため送付しているが，反応がない。たとえば育児に悩んでいる方が多いということで，これに適した事業を紹介しているが参加率が低い。

上山市：日本人と結婚し，しばらくたった後でことばの問題等によるコミュニケーション不足で，本国に残してきた子どもがいることが分かり，引き取ることも多い。その後も家族問題が浮上したり，意志疎通が不十分で生じる問題，経済的な問題が目立っている。

村山市：自治体による小中学生を対象にした日本語指導の一層の充実。

天童市：結婚や仕事により市内に在住する外国人が増加しているが，外国人の生活上の問題や悩みなどを聞く専門窓口がない。日本語教室については，市内のボランティア団体に頼っている現状であるが，指導者も少なく，受け入れ人数に限りがある。幸い，子どもたちの日本語習得については村山地域の市町などと協力して来年から実施予定である。

<置賜地方>

米沢市：中国，韓国出身の在住者が増加しており，それに伴い相談，問い合わせも増えてきているため，中国語，韓国語など母国語で相談等できる体制の必要性が高まっていると思われる。

高畠町：一番の課題は日本語を話せない，分からないことでの生活・学校・医療への不安を解消するための中国語を話せる生活支援通訳員が一人しかおらず，対応できない状況がある。今後国際交流協会を設立し，在住外国人が安全で安心して住めるような対策が必要。

3) まとめ

冒頭にも述べたように，本報告はあくまで中間

報告であり、今後は地域国際化協会や市民団体との連携、また県による全県的、また支庁ごとの施策との連携の状況についてもよりいっそう調べる必要がある。それらを留保しつつ、ここでは次のような概括と展望ができるであろう。

- ・ 1980 年代後半から始まった成人女性を中心にした外国からの移住者の増大傾向はなお続いてると見られる。また中国帰国者も含めた日本語を母語としない大人への日本語教育の重要性は依然として高く、各市町村もそれに対応しようとしている。
- ・ 同様に成人女性の移住者のための施策として基本線ともいえるべき外国語併記版の母子健康手帳の普及度は高いものの、さらに一步進での医療現場での多言語対応はまだまだ進んでいない。より効果的な施策を模索している段階であるようだ。
- ・ 一方、本県における新来者の第一のパターンとしての成人女性の渡来が主たる要因となってもたらしめている日本語を母語としない子どもたちの移住が第二のパターンとして、特に学校現場に衝撃を与えつつある。まず受け入れるだけでも一苦勞というのが現場の実感と思われるが、それが多文化共生教育の貴重な実践でもあることは確かである。
- ・ 行政にとって当の外国系住民は、JET による ALT などの職員をのぞけば、大多数がまだまだサービスの受益者としての“お客さん”的な扱いが中心である。サービスをもっとも必要とする人たちが、言語面や文化面のコミュニケーション不足によって、サービスからもっとも遠い位置にいるというパラドックスを日本人だけで覆すことは難しい。この点で、第一のパターンで来日して 10 年来日本に在住している方々は自分の経験を生かして——子どもも大きくなってきたこともあり——活動できる貴重な人材である。財政難状況の中でより効率的に施策をおこなうためにも、地域社会の主体としてサービスの担い手

に参加してもらう段階に至っているのではないか。

要旨（英語、中国語）

《悲憤詩》和《胡笳十八拍》

— 蔡琰文本的改觀 —

福 山 泰 男

現在的文學史書中，對於蔡琰的作品，大體認為《悲憤詩》是自作的，《胡笳十八拍》是偽作。不過，此中包含着看作偽作時的傳承和接受的過程，關於蔡琰的《胡笳十八拍》可以被認為依然留有研究的余地。

但是，如果只歸結于真偽論的話，《悲憤詩》和《胡笳十八拍》這兩篇作品所表現出的種種不同的意義和理由就會失去。《悲憤詩》和《胡笳十八拍》本質的差異是什麼？《胡笳十八拍》是怎樣形成的？在《後漢書・列女傳》中被收錄的底本《悲憤詩》的特征是什麼？本文將圍繞上述種種問題闡明一些個人見解。

把《後漢書》刊載的被認為是蔡琰自作的《悲憤詩》和《樂府詩集》中所收錄的蔡琰、劉商的《胡笳十八拍》，以及王安石等人的擬作進行比較，就可看出蔡琰的形象有了很大的改觀。可以說蔡琰《悲憤詩》的中心主題描述的是自身從被擄虜到南匈奴，到歸漢這一強烈的體驗，及母子離別的悲劇場面。另一方面，包括蔡琰，劉商和王安石等人的集句、擬作的《胡笳十八拍》一系列作品，如此超越一名女性的痛苦，把重點放在基于排外的蠻夷觀之上來謳歌國家意識。

如《胡笳十八拍》這樣，謳歌華夷對立所帶來的國家意識的文學作品是怎樣為人接受而流傳下去的？對這樣問題的深入探討是本文的端緒。

Tetsuro Watsuji's Concepts of Immanence and Transcendence in the Period of Systematic Years

ITAGAKI, Tetsuo

(Professor, History & Culture, Cultural System Course)

Tetsuro Watsuji's career as a philosopher is divided into three periods: first, the early years (1889-1927), second, the middle years (1927-45), and third, the post-War period (1945-60). The middle phase is also known as the period of systematic years, when he attempted to systematize his ideas and thought in a more lucid form. This paper is dealing with his systematic years, in terms of the concepts of immanence and transcendence that had been the crux in the thought of Watsuji.

Stability and Robust Stabilization of Linear Time-delay Systems

— An Approach Using a Dynamic Auxiliary Systems

NISHIHARA, Naofumi

(Lecturer, Public Policy and Social Studies)

Abstract: In this paper, stability and robust stabilization of linear time-delay systems which are given by retarded differential difference equations are considered. First, we consider stability analysis of linear time-delay systems. By introducing an auxiliary linear system, we derive a much less conservative stability condition in the form of linear matrix inequalities(LMIs) compared with previously reported LMI conditions. To illustrate its less conservativeness numerical examples are shown.

Secondly, the problem of robust stabilization for uncertain linear time-delay systems is considered. The uncertainty is assumed to be norm-bounded and appears in all the matrices of the state space model. Stabilizability conditions reported by many researchers, however, rather complex to design a controller and are considerably conservative. We propose a robust stabilizability condition via dynamic memoryless state feedback in the form of LMIs. A control law is obtained using solutions of the LMIs.

More effective question form in German Web-CALL-system

— Multiple choice and blank-filling questions —

WATANABE, Masanao

(Lecturer, European & American Cultures, Cultural System Course)

NISHIHARA, Naofumi

(Lecturer, Public Policy and Social Studies)

In recent years, many Web-CALL-systems have been developed. However, they intend to make the students study more only outside the classroom(e.g. at home). They are lacking in the discussion how the teachers can make their classes more effective and the students learn more from it.

We developed a Web-CALL-system that can realize more effective classes by showing how much the students understand : The students send their answers via Internet to the server and the teacher obtains them from the server. In this paper, we report two experiments in our German class considering how we can make the system more useful.

Family Farm Operating/Transfer Agreements and Maintenance Agreements

KUNIKATA, Keiji

(Professor, History & Culture, Cultural System Course)

In Japan, American family farm operating/transfer agreements have been recognized as a modern institution. Is it true ?

In post-war Japan we began to use the father-son agreements to modernize the relationships within the farm families. Father-son agreements were modelled after American family farm operating/transfer agreements. It is true that family farms were succeeded within the families by the farm operating/transfer agreements in the mid-twentieth century America.

Although family farm operating/transfer agreements consist of many kinds of agreements, maintenance agreements were particularly important and prototypal transfer agreements. While they were certainly used in the mid-twentieth century, they had been devised and used in medieval England. It follows that American family farm operating/transfer agreements are not always a modern institution.

Demand Analysis Model of Music Service by On-Line Music Shop and Traditional Music Shop

TAKITA, Toshiaki

(Associate Professor, Public Policies, Social System Course)

This paper aims to propose an economic model for analyzing the effects of the emergence of on-line music shops on total music services. This model is developed to explain the interaction between on-line shops and traditional music shops. The author proposes some new economic models to explain the interaction between the virtual world and the real world.

Currently, we can buy compact discs without going to a music shop, and also download music data via the Internet. Because of this, it is important for us to understand the relationship between traditional real-world music shops and virtual-world music shops.

Keywords: on-line music, on-line music shop, Internet, digital music player

Interim report of local government's business investigation in Yamagata Prefecture about “internationalization” of local politics

MATUMOTO, Kunihiro

(Associate Professor, International Relations, Social System Course)

This report is an interim report of 41 local government's business investigation in Yamagata Prefecture. Matumoto conducted the investigation as a part of a joint study in 2004 research of “local publicness and a local governance study group” (representative: professor Takahashi Kazu). This investigation focuses on the so called “internationalization” of local politics, especially on the problem of “foreign-related inhabitants”. The numbers of foreign-related inhabitants who lived in Yamagata Prefecture increased dramatically from the later half of 1980's. A pace of increase in a prefecture far exceeds it of the country. In addition, a characteristic of Yamagata Pref. is a point that most of new immigrants are foreign women by marriage with a Japanese man. Therefore, Yamagata Prefecture becomes a national advance example as for “multi-cultural symbiosis” in the local society and the family.

What this investigation shows as follows:

- 1) The first pattern of 1980's -1990's foreigner increase in this prefecture is an adult female migrant (from China, Korea and Philippines). An increase tendency by this pattern still continues.
- 2) For an adult who's native language is not Japanese, Japanese language education is still important. There are many Japanese classrooms in each cities, towns and villages all over the Prefecture.
- 3) The diffusion degree of a maternity nursing record book of foreign and Japanese language for pregnant woman is high. However, medical on-site multilingual correspondence is not still advancing. A local government seems to be a stage groping for a more effective measure.
- 4) The second pattern of foreigner increase is the emigration of the children who's native language is not Japanese (especially from China and Korea). This pattern is giving a shock in the school especially.
- 5) A foreign-related inhabitants still takes handling as an only beneficiary of service by local government with the exception of JET(ALT) officials as an english teacher. But, it may be a breakthrough plan for the future financial difficulty and the merger times to assume a foreign-related inhabitant the staff of a local government as a leading figure of service.

社会文化システム研究科 彙報

2004 年度開講科目一覧（特別研究Ⅰ，Ⅱは除く）

文化システム専攻

| 授 業 科 目 名 | 担当教員 | 開 講 期 |
|-------------------|-------|-------|
| 英語語法論特論Ⅰ | 鈴木 亨 | 前 期 |
| 英語語法論特別演習 | 鈴木 亨 | 後 期 |
| 生成文法論特論Ⅰ | 富澤 直人 | 前 期 |
| 生成文法論特別演習 | 富澤 直人 | 後 期 |
| 日本語文法論特論Ⅰ | 阿部 八郎 | 前 期 |
| 日本語文法論特別演習 | 阿部 八郎 | 後 期 |
| 言語学特論Ⅰ | 池田 光則 | 前 期 |
| 言語学特別演習 | 池田 光則 | 後 期 |
| 実験心理学特論Ⅰ | 渡邊 洋一 | 前 期 |
| 実験心理学特別演習 | 渡邊 洋一 | 後 期 |
| 人間情報科学特論Ⅰ | 本多 薫 | 前 期 |
| 人間情報科学特別演習 | 本多 薫 | 後 期 |
| ヨーロッパ近世近代思想文化論特論Ⅰ | 古川 英明 | 前 期 |
| ヨーロッパ現代思想文化論特論Ⅰ | 小熊 正久 | 前 期 |
| ヨーロッパ現代思想文化論特別演習 | 小熊 正久 | 後 期 |
| 中国思想文化論特論Ⅰ | 上田 弘毅 | 前 期 |
| 中国思想文化論特別演習 | 上田 弘毅 | 後 期 |
| 日本中世宗教文化史特論Ⅰ | 松尾 剛次 | 前 期 |
| 日本中世宗教文化史特別演習 | 松尾 剛次 | 後 期 |
| 論理学特論Ⅰ | 清塚 邦彦 | 前 期 |
| 論理学特別演習 | 清塚 邦彦 | 後 期 |
| 日本古代史特論Ⅰ | 三上 喜孝 | 前 期 |
| 日本古代史特別演習 | 三上 喜孝 | 後 期 |
| 文化人類学特論Ⅰ | 坂井 正人 | 前 期 |
| 表象文化論（現代批評）特論Ⅰ | 中村 三春 | 前 期 |
| 表象文化論（現代批評）特別演習 | 中村 三春 | 後 期 |
| 日本古代中世文化論特論Ⅰ | 菊地 仁 | 前 期 |
| 日本古代中世文化論特別演習 | 菊地 仁 | 後 期 |
| 中国古典文化論特論Ⅰ | 芦立 一郎 | 前 期 |
| 表象文化論（美学・芸術学）特論Ⅰ | 元木 幸一 | 前 期 |
| 美学・芸術史特論Ⅰ | 阿部 成樹 | 前 期 |
| 美学・芸術史特別演習 | 阿部 成樹 | 後 期 |
| 比較文化論特論Ⅰ | 市川 修二 | 前 期 |

| | | | |
|----------------|---------|---|---|
| 比較文化論特別演習 | 市 川 修 二 | 後 | 期 |
| 英米近世文化論特論Ⅰ | 大河内 昌 | 前 | 期 |
| 英米近世文化論特別演習 | 大河内 昌 | 後 | 期 |
| 英米近代文化論特論Ⅰ | 佐 藤 清 人 | 前 | 期 |
| 英米近代文化論特別演習 | 佐 藤 清 人 | 後 | 期 |
| 英米現代文化論特論Ⅰ | 藤 澤 秀 光 | 前 | 期 |
| 英米現代文化論特別演習 | 藤 澤 秀 光 | 後 | 期 |
| フランス現代文化論特論Ⅰ | 阿 部 宏 慈 | 前 | 期 |
| フランス現代文化論特別演習 | 阿 部 宏 慈 | 後 | 期 |
| イギリス近現代文化論特論Ⅰ | 中 村 隆 | 前 | 期 |
| イギリス近現代文化論特別演習 | 中 村 隆 | 後 | 期 |
| ロシア東欧文学特論Ⅰ | 中 村 唯 史 | 前 | 期 |
| ロシア東欧文学特論Ⅱ | 中 村 唯 史 | 前 | 期 |
| ロシア東欧文学特別演習 | 中 村 唯 史 | 後 | 期 |
| ロシア文化論特別演習 | 相 澤 直 樹 | 後 | 期 |

社会システム専攻

| 授 業 科 目 名 | 担当教員 | 開 講 期 | |
|---------------|---------|-------|---|
| 地域経済論特論Ⅰ | 大 川 健 嗣 | 前 | 期 |
| 地域経済論特別演習 | 大 川 健 嗣 | 後 | 期 |
| 地域産業連関論特論Ⅰ | 柴 田 洋 雄 | 前 | 期 |
| 地域産業連関論特別演習 | 柴 田 洋 雄 | 後 | 期 |
| 地方財政論特論Ⅰ | 木 村 武 司 | 前 | 期 |
| 地方財政論特別演習 | 木 村 武 司 | 後 | 期 |
| 公共経済学特論Ⅰ | 是 川 晴 彦 | 前 | 期 |
| 公共経済学特別演習 | 是 川 晴 彦 | 後 | 期 |
| 財政学特論Ⅰ | 大 槻 芳 孝 | 前 | 期 |
| 財政学特別演習 | 大 槻 芳 孝 | 後 | 期 |
| 社会経済システム論特論Ⅰ | 田 北 俊 昭 | 前 | 期 |
| 社会経済システム論特別演習 | 田 北 俊 昭 | 後 | 期 |
| 環境地理学特論Ⅰ | 阿子島 功 | 前 | 期 |
| 環境地理学特別演習 | 阿子島 功 | 後 | 期 |
| 経済地理学特論Ⅰ | 山 田 浩 久 | 前 | 期 |
| 企業経営論特論Ⅰ | 伊 藤 宣 生 | 前 | 期 |
| 比較会計学特論Ⅰ | 洪 慈 乙 | 前 | 期 |
| 日本産業構造分析特論Ⅰ | 立 松 潔 | 前 | 期 |
| 日本産業構造分析特別演習 | 立 松 潔 | 後 | 期 |
| 契約・不法行為法特論Ⅰ | 上 野 芳 昭 | 前 | 期 |
| 契約・不法行為法特別演習 | 上 野 芳 昭 | 後 | 期 |

| | | |
|--------------|------|----|
| 不動産取引法特論Ⅰ | 高橋良彰 | 前期 |
| 不動産取引法特別演習 | 高橋良彰 | 前期 |
| 国際関係論特論Ⅰ | 高橋和 | 前期 |
| 国際関係論特論Ⅱ | 高橋和 | 前期 |
| 国際関係論特別演習 | 高橋和 | 後期 |
| フランス政治思想特論Ⅰ | 北川忠明 | 前期 |
| フランス政治思想特別演習 | 北川忠明 | 後期 |
| ドイツ政治思想特論Ⅰ | 星野修 | 前期 |
| ドイツ政治思想特別演習 | 星野修 | 後期 |
| EU 経済論特論Ⅰ | 鈴木均 | 前期 |
| 国際取引法特論Ⅰ | 富澤敏勝 | 前期 |
| 国際取引法特別演習 | 富澤敏勝 | 後期 |
| 国際経営特論Ⅰ | 佐藤幸志 | 前期 |

共通科目

| 授業科目名 | 担当教員 | 開講期 |
|--------------|-------------|-------|
| 情報処理実習 | 古藤浩(非常勤) | 前期 |
| 現代外国語(英語)Ⅰ | 富田かおる | 前期・集中 |
| 現代外国語(英語)Ⅰ | ライアン・スティーバン | 前期 |
| 現代外国語(英語)Ⅱ | 山口常夫 | 通年 |
| 現代外国語(ドイツ語) | 奥村淳 | 前期 |
| 現代外国語(フランス語) | 磯野暢祐 | 前期 |
| 現代外国語(ロシア語) | 相澤直樹 | 前期 |
| 現代外国語(中国語) | 邵迎建 | 前期 |

2004 年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

| (題 目) | (分 野) | (領 域) | (氏 名) |
|--|-------|---------|---------------------|
| インカ帝国の形成と王族私有地の出現 | 思想歴史論 | 歴 史 文 化 | 伊豆田亮爾 |
| 関東における鎌倉時代の蹴鞠について ―源頼家期を中心として― | 思想歴史論 | 思 想 文 化 | 伊藤 清明 |
| 風景画における空 ―ヤーコプ・ファン・ライスダール研究― | 国際文化論 | 欧 米 文 化 | 鈴木 明子 |
| 鎌倉時代における護持僧について ～将軍家護持僧と北条貞時護持僧を中心にして～ | 思想歴史論 | 思 想 文 化 | 永塚 昌仁 |
| 現代の神社における祭祀と建築活動 | 思想歴史論 | 歴 史 文 化 | 難波 洋史 |
| Mother and Daughter in <i>The Joy Luck Club</i> and <i>The Woman Warrior</i> | 国際文化論 | 欧 米 文 化 | 蔡 少玲 |
| 社会主義時代のモンゴルにおける女性と家族 | 思想歴史論 | 思 想 文 化 | Turmunh
Odontuya |

社会システム専攻

| (題 目) | (分 野) | (領 域) | (氏 名) |
|--|--------|---------|-------|
| わが国の洪水ハザードマップの評価と効果的な防災地図の提案 | 公共システム | 地 域 政 策 | 大貫 和也 |
| 所得税における配偶者控除及び配偶者特別控除の諸問題について ～女性の税制上の取扱い～ | 公共システム | 公 共 政 策 | 白田真由美 |
| 観光と地域経済 ―山形県を事例として― | 公共システム | 公 共 政 策 | 辰巳 直子 |
| 山形市市街地の拡大に伴う農地の縮小過程とその特徴 | 公共システム | 地 域 政 策 | 樋口奈津子 |
| 中国における企業形態 ―その現状と今後の問題点― | 企業システム | 企 業 経 営 | 張 侃 |
| 公的年金制度における女性の地位 ―日本と韓国― | 公共システム | 公 共 政 策 | 朴 基延 |
| ポスト冷戦期におけるロシア＝ウクライナ関係 | 国際システム | 国 際 関 係 | 横山 友則 |

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は 400 字詰め原稿用紙で 100 枚(40 字×40 行のワープロ用紙では 25 枚分) 以内とする。欧文原稿の場合は A4 判の片面に周囲 3cm の空白を残して 2 段送りタイプすることにし、50 枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (2) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。
- (3) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり 1 頁とする。
- (4) 前項の制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (5) 特殊な印刷を要するもの(カラー印刷など)は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさは A4 判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も 2 段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワープロで作成し、フロッピーディスクを添えて提出する。
- (2) プリントアウトしたものを3部本編編集委員まで提出し、そのうち1部を執筆者が保管する。
- (3) 提出時に編集委員から、原稿題名・受付日・時間を明記した受領書を受け取る。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、5月31日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校 正

- (1) 校正是執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正是誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

論文を投稿するものは、山形大学本研究科に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

体系期和辻哲郎における内在と超越

板垣哲夫

(文化システム専攻歴史文化領域担当)

本論文は、和辻哲郎（一八八九～一九六〇）の思想構造の展開を、初期（一八八九～一九二七）、体系期（一九二七～一九四五）、戦後期（一九四五～一九六〇）に区分して論述する論文のうちの、体系期の和辻における内在と超越を対象とするものである。初期の和辻における超越を

対象とする論文、初期の和辻における内在を対象とする論文は既に発表した〔それぞれ、「初期和辻哲郎における超越」〔山形大学人文学部研究年報』第2号）、「初期和辻哲郎における内在」〔山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』創刊号〕。戦後期の和辻を対象とする論文を別に予定している。いずれの論文においても、和辻の思想を通底する構造として、内在と超越における把握、離反の構造を見出そうとする。始めに、内在、超越、及び両者における把握、離反という用語を予備的に考察、説明しておくことにする。これらの用語は、具体的な思想に適用される以前にその意味が確定しているものではなく、具体的な思想に適用されることにおいてその意味を分化させ、明確化していくものであるが、本論文の本論における考察、検討におけるその意味の分化、明確化を可能にする基礎的意味についてあらかじめ考察しておくことにするのである。

『和辻哲郎全集』（岩波書店、第一巻～第一九巻（一九七六年一月～一九七八年五月）、第二〇巻～第二五巻・別巻一～別巻二（一九九一年一月～一九九二年八月））所収の和辻の文章の典拠は、例えば、「普遍的道德と国民的道德」37年、『全23』一六四頁（一九三七年発表の和辻の文章、

「普遍的道德と国民的道德」、『和辻哲郎全集』第三三巻の一六四頁）のよう

第1節 内在・超越、把握・離反の予備的考察

内在と超越とは人間の存在のありかたであり、内在とは人間が世界のうちに埋没しているありかたであり、超越とは人間が世界のうちから脱却しているありかたである。内在において人間はその世界のうちに埋没しており、その世界を認識し、表現することはない。超越において人間はその世界のうちに埋没してはならず、その世界を認識し、表現する。内在において人間はその世界を保持し、超越において人間はその世界を変革する。超越は、内在しているところの世界からの脱却であり、その世界を対象化しうる位置の獲得である。現実からの超越という場合、その現実とは内在であり、現実からの超越とは、その現実から脱却して、その現実と距離を置いて、その現実を対象化することである。現実への超越という場合、その現実とは、内在している世界を対象化しうる位置を獲得しているという現実であり、現実への超越とは、そういう現実への到達である。内在・超越は人間の存在の具体的なありかたの根底における構造であり、人間の存在の一切のありかたのうちに通底している構造である。

次に、内在と超越の対概念に照応する対概念を提示する。以下提示する対概念のうちに内在と超越とが通底しているのである。

第一に、人間の存在のありかたの根底である対概念を提示する。内在対超越に対し、即自対脱自、自然対作為、観照対行為、無意識対意識、演繹対帰納、消費対生産が照応している（内在、即自、自然、観照、無意識、演繹、消費の系列に、超越、脱自、作為、行為、意識、帰納、生産の系列が対応している）。

第二に、人間の存在のありかたの根底を構成する言語行為における対概念を提示する。内在対超越に対し、シニフィエ対シニフィアン、ラング対ディスクール、パロール対エクリチュールが照応している（内在、シニフィエ、ラング、パロールの系列に、超越、シニフィアン、ディスクール、エクリチュールの系列が対応している）。

第三に、人間の存在のありかたの根底を構成する時間意識における対概念を提示する。内在対超越に対し、記憶対予期、既定対未定、過去対未来、伝統対革新、共時対通時、空間対時間が照応している（内在、記憶、既定、過去、伝統、共時、空間の系列に、超越、予期、未定、未来、革新、通時、時間の系列が対応している）。

第四に、人間の存在のありかたに照応する世界のありかたにおける対概念を提示する。内在対超越に対し、実体対観念、同一対差異、多元性対一元性が照応している（内在、実体、同一、多元性の系列に、超越、観念、差異、一元性の系列が対応している）。

第五に、人間の存在のありかたが形成する人間相互の関係としての世界のありかたにおける対概念を提示する。内在対超越に対し、存在対当為、他力対自力、特殊対普遍・個別（特殊に対し、普遍・個別を対置）、ゲマインシャフト対ゲゼルシャフトが照応している（内在、存在、他力、特殊、ゲマインシャフトの系列に、超越、当為、自力、普遍・個別、ゲゼルシャフトの系列が対応している）。

次に、内在と超越における把握、離反について考察する。先に離反について考察する。超越から離反している内在とは、世界から脱却し、

世界を対象としてとらえることがなく、世界のうちに埋没しているありかたであり、内在から離反している超越とは、世界のうちに内在することがなく、世界を自己から隔絶した対象としてとらえるありかたである。以下には、この離反がその基底を構成している、人間の存在のありかたを提示する。

一切を懐疑する懐疑主義において、超越が懐疑されている場合（超越から離反している内在）と内在が懐疑されている場合（内在から離反している超越）とがある。

人間を含めた全ての存在者は世界のうちにおいて意味連関をもたず、機械連関をもつのみであるとする機械論は超越から離反している内在である。全ての存在者を包摂する世界は一定の目的を達成すべく展開しているとする目的論は内在から離反している超越である。

権威主義、公式主義は超越から離反している内在であり、機会主義は内在から離反している超越である。必然は超越から離反している内在であり、偶然は内在から離反している超越である。

アニミズム等の呪術、自然宗教、トーテムズム、シャーマニズム等の氏族的、部族的宗教、及びそれらに由来するナショナリズムの純粹なありかたにおいては、世界のうちに人間を含めた全ての存在者は内在し、人間は世界から超越することがない（超越から離反している内在）。それに対し、キリスト教を典型とする唯一神＝絶対者信仰の純粹なありかたにおいては、自己は唯一神＝絶対者と結合することにおいて世界から脱却する（内在から離反している超越）。唯一神＝絶対者信仰において確立された自己が経験を資料として対象化し、観念、仮説、実験を設定していく近代科学、実証主義においては、人間はあらゆる前提を破壊し、世界をとらえなおしていく（内在から離反している超越）。

強迫現象（不安状態があり、意識の内部に感情、観念、傾向が患者の意志に反して、患者の人格にとって不調和なものとして存在し、これを

追い払おうとしても追い払うことができない）は、世界に対し距離をとり、その世界を対象化すること（超越）ができなくなり、感情、観念、傾向を制御すること（超越）ができなくなり、それらが人格にとって不調和なものになっている状態（超越から離反している内在）である。不潔恐怖の強迫現象における、手を洗うしかたを定式化する儀式化は呪術のありかたそのものであり、両者は世界からの超越を回避し、世界のうちに自閉することなのである（超越から離反している内在）。日本人において一般的である甘えの現象（土居健郎『甘え』の構造）弘文堂、一九七一年が解明）も、甘えることができる世界のうちに内在し、その世界から脱却し、その世界を対象化すること（超越）ができない状態（超越から離反している内在）である。動物の生殖行動は、本能の世界のうちに深く埋没し、本能の世界を対象化することがないありかたである（超越から離反している内在）。これに対して、鬱病における抑鬱状態（気が滅入る。気が沈む。うっとうしい。空虚に感じる。つらいことがあっても悲しめないし、泣けない。感情をとまなわれない淋しさ）は、世界のうちに内在することの不可能（内在からの離反）が強化された、内在から離反している超越であり、躁病における高揚した気分、欲動の高まり、観念奔逸、誇大な空想は、世界のうちからの脱却、その世界を対象として様々の想像、解釈を遂行する超越が強化された、内在から離反している超越である。

次に把握について考察する。超越を把握している内在とは、世界から脱却し、世界を対象としてとらえる超越のありかたを、世界のうちに内在するありかたのうちにとらえているありかたであり、内在を把握している超越とは、世界のうちに内在するありかたを、世界から脱却し、世界を対象としてとらえる超越のありかたのうちにとらえているありかたである。以下には、この把握がその基底を構成している、人間の存在のありかたを提示する。

対象化には、そのうちに内在しているところの世界から超越し、その世界をとらえること（内在を把握している超越）と、そのとらえられた世界を内在していた世界のうちにとらえなおすこと（超越を把握している内在）の二面がある。

欲求は、基底において世界に内在しつつ、その世界から超越すること志向、予感することであり、超越を把握している内在である。人間における性的行為、サディズム、マゾヒズムにおけるエクスタシーにおいては、基底において本能の世界のうちに内在し、自我の意識の消滅がめざされつつ、性的パートナーとの関係構築のうちに意味を追求していく（超越）（超越を把握している内在）。これに対し表現は、自己が内在している世界を観念、象徴としてとらえなおしていくことであり、内在を把握している超越である。

義務は、自己が内在している世界を超越していく規範を、自己が内在している世界の秩序として受容することであり、超越を把握している内在である。これに対し権利は、自己が内在している世界の秩序を、自己が内在している世界を超越していく規範としてつくりなおしていくことであり、内在を把握している超越である。

自然法に依拠すること（内在）によって現実世界を変革すること（超越）は内在を把握している超越であり、現実世界の変革の経験（超越）のうちに於いて自然法が変容していくこと（内在）は超越を把握している内在である。

人間が自然界を、自然法則に依拠しつつ（内在）、実験を行いながら操作的に改造していくこと（超越）は内在を把握している超越であり、そのような自然界の改造の経験（超越）のうちに於いて自然法則の体系が変容していくこと（内在）は超越を把握している内在である。

S・フロイドの精神分析においてエスと超自我は内在であり、現実状況への直面は超越であり、現実原則に従っている場合（現実状況を考慮

しつつ、迂回路をとって満足を追求する）は、現実状況への直面をしてエス・超自我を把握させ（内在を把握している超越）、エス・超自我をして現実状況への直面を把握させる（超越を把握している内在）役割を自我が果していると考えられ、快樂原則に従っている場合（現実状況は考慮されず、最短距離をとって満足が追求される）は、自我が機能していない（超越から離反している内在）と考えられる。

以上のような離反、把握においては、内在から離反している超越に続いて、その超越から離反している内在、さらに続いてその内在から離反している超越という様な離反の連続的展開、内在を把握している超越に続いて、その超越を把握している内在、さらに続いてその内在を把握している超越という様な把握の連続的展開、内在から離反している超越に続いて、その超越を把握している内在、さらに続いてその内在から離反している超越という様な離反、把握の連続的展開が展開される。

第2節 超越を把握している内在

まず和辻における、学問の基本的なありかたをみてみよう。

「方法の問題において我々がまず顧慮しておかなくてはならないことは、総じて学問すなわち「問うこと」がすでに人間の存在に属することである。元来「学」とは「まねぶこと」、「模倣すること」を意味した。すなわちすでに為し得る他の人についてその仕方を習得することである。それは第一には作用、行為であってノエーマ的な知識ではない。第二にそれは他の人との間に行なわれるのであって孤立人の観照ではない。学が特に知識に関する場合でも、すでにできあがった知識を単に受け取って覚え込むのは学ぶことではない。学ぶのは考え方を習得して自ら考え得るに至ることである。だからこの際ノエーマ的契機を抜き去ってノエーシス的契機にのみ即するならば、学とは人と人との間の面授面受の関係であるとも言い得ら

れる。同様にまた「問う」とは訪いたずねることである。人を訪ねる、人を訪う、というごとき行為的連関において、その人に安否を問うというごときことが行なわれる。安否を問うのはその人の存在の有りさまを問うのであり、従ってその人を問うことにほかならぬ。このような問柄の表現が問いの根源的な意味である。問柄においては相互の気分が共同の関心事であり、従って相互の間柄そのものが両者の間に置かれるのである。さらに共同の関心は問柄において見いだされるさまざまな道具に向かう。従って道具について何事かが問われる。その「こと」は問う者と問われる者との間にある。従って問いは問柄において共同に存在する。この意味を問うに至っても依然として同じである。かく見れば学問も問いも「人間」の行動であって孤立人の観照ではない。学問とは探求的な問柄である。探求せられる「こと」は人間の間柄に公共的に存する。すなわち問いは根本的に「人間の問い」なのである」（『倫理学上巻』37年、『全10』三二～三三頁）

まず学問とは根本的に「問うこと」（超越）であるとされるが、「孤立人の観照」（超越）ではなく、「他の人との間に行なわれる」模倣（内在）であるとされ、「ノエーマ的な知識」、「すでにできあがった知識」を「単に受け取って覚え込む」こと（超越）ではなく、「考え方を習得して自ら考え得るに至る」こと（内在）であるとされている。「ノエーマ的な知識」とは、世界から脱却した人間がその世界を対象化し、知識として持っているところの知識であり（超越）、「考え方」を模倣することにおいて「自ら考え得るに至る」ことは、その「考え方」の世界のうちに内在することである。

さらに学問における「問うこと」が、「訪いたずねること」、「安否を問う」こと、「気分」を問うこと、「道具」について問うこと、「（それらの引用者）ことの意味を問う」とことといった、人間相互の「問柄」（内在）

における「問い」によって基礎づけられているとしている。学問は「問柄」（内在）における「探求」（超越）とされているのである。

精神的な目標をめざす、「道」への志向について次のように述べている。

「かかる道は常に「動きかた」、「方法」であって、目標そのものではない。目標は動きかたを支配し導くものではあるが、しかしそれは動きかた自身の方向としてであって動向と別に先方にあるものとしてではない。悟りの道の「悟り」は道の行く手にある目標ではなくして「道を悟ること」である。解脱もまた目標ではなくして「道の悟り」をその用に即して言い現わしたものに過ぎぬ。解脱によって人は道を問うことの終わりには達するであろうが、しかしそこで人は道の終わりに達するのではなく、むしろここにおいて真に道に入るのである。道に入った人はこの道を絶えず往きまた還るのであって、常に究極を指しつつも究極に達して終わるということはない。

かかる「道」を知ることが単に知的な問題ではなくして実践と密接に結合したものであることは言うまでもないであろう」（日本語と哲学の問題）35年、『全4』五一九頁）

「道」、「悟り」、「解脱」は「動きかた」、「方法」（内在）であり、「先方」、「行く手」にある「目標」（超越）ではないとされている。「道」に入り、「道」を「往きまた還る」ありかた（内在）に立脚しつつ、「究極」がめざされる（超越）のである。このような「道」への志向は、生活から乖離した「単に知的な問題」（内在から離反している超越）ではなく、生活における「実践」（内在）と「密接に結合したもの」であるとされているのである。

和辻は現象学と解釈学とを対置し、現象学においては外部の存在（超越）が解消され、「一切が直観的に照らされ得る静的な観照の世界」に還元される（超越から離反している内在）とし、解釈学においては生（内

在）は表現され（超越）、表現は理解される（超越を把握している内在）とし、解釈学に依拠しようとしている。「悲しみの表現が身ぶり、顔つき、声、言葉、あるいは文字として客観的に現われていればこそ、悲しみは了解され同情されるのである。表現するとは外に押し出すこと、人の間に露出させることであって、単に純粹意識の内部における作用というごときものでない。従って表現作用が我々にとって見ゆるもの触れられるものであり、「表現せられたもの」は対象化せられ得ない主体的な存在である。それ自身において己れを示さないもの（すなわち非現象）が、他者において（すなわち現象において）己れを示す、それが表現作用にほかならない。かく他者となることを通ずる道は純粹意識の内部のみでは不可能である。従って表現関係は個人意識の志向性において解くことのできない問柄的な関係と見られねばならぬ」としている（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』一七六―一七八頁）。「表現せられたもの」、「対象化せられ得ない主体的な存在」（内在）は表現され（超越）、他者に提示され、他者もその表現を理解する（超越を把握している内在）。さらにこの生、表現、理解の連関は、人間相互の「問柄的な関係」のうちに実現されているとしている。この連関は現象学における「純粹意識」、「個人意識の志向性」によってとはとらえられないのである。

解釈学の代表者、W・デイルタイが解釈学的方法における生・表現・理解の連関を個人の体験、芸術家の創造体験のみに限定して見出し、見出していることを批判し、この連関は、人間相互の「問柄」における行為、日常生活における行為において既に実現されており、解釈学におけるこの連関はこの既に遂行されている連関を「うつし取ったもの」であるとしている（超越を把握している内在）（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』一七四―一七五頁）。また日常生活において見出される様々な商品、「電車・自動車のごとき交通機関」、「郵便箱・自動電話のごとき通信機関」、「ラジオ、ポスター、新聞等々の報道あるいは宣伝機関」も表現で

あり、そこから生へ遡源しうるものであるとしている（『倫理学上巻』37年、『全10』四二～四三頁）。

さらに解釈学的方法における「理解」を哲学的認識における「思惟」に對置し、「理解」を文学、歴史における認識、非合理的なものに對する認識（超越を把握している内在）としてとらえ、「思惟」を論理学における認識、合理的なものに對する認識（内在を把握している超越）としてとらえている（『倫理学上巻』37年、『全10』四四～四五頁）。

和辻は學問を仏教における空から不空への運動としてとらえていると考えられる。「空とは靜的なあるものではなくして空すること自身である。しからば空はそれ自身を否定することにおいておのれを現わさなくてはならぬ。すなわち空無差別は不空すなわち差別に現わるることによって空無差別自身を実現するのである。かく他者においておのれを実現することが「空すること」の本質であるとすれば、空は必然にまた「差別を生ずること」にほかならぬ」としている（『仏教哲学における「法」の概念と空の弁証法」31年、『全9』四七五頁）。「空無差別」は内在であり、「不空」、「差別」は超越であり、「空無差別」が「不空」、「差別」においておのれを実現するということは「不空」、「差別」が「空無差別」によって根拠づけられているということであり、超越を把握している内在である。

次に、和辻の學問の具體的展開をみる。まず人間を基本的にどのようにとらえているかについてみてみよう。

「かかる個人人格の独立性の否定とは、個人人格が単に消滅することではない。独立的なるものが同時に独立しないこと、従って差別的（異）なるものがそれにもかかわらず、無差別的（同）となることである。単に差別性にとどまるとすればそこに何らの共同性もなく、従って全体をいうことはできぬ。が、また単に無差別性であるならばここにも「ともにする」という契機なく、従って内容を持つ

た全体は見いだされない。共同とは異なるものが同ずることであり、全体とは同となる異である。だから人格共同態としての一つの全体は、個別的なる多数人格がその個別性を超えて無差別を実現したものでなくてはならぬ。かかる全体における全体性は、差別の止揚、無差別の実現にほかならぬのである。……

全体性が以上のごとく差別の否定にほかならぬとすれば、有限相對の全体性を超えた「絶対的全体性」は絶対的なる差別の否定である。それは絶対的であるゆえに、差別と無差別との差別をも否定する無差別でなくてはならぬ。従って絶対的全体性は絶対的否定性であり、絶対空である。すべての有限なる全体性の根柢に存する無限なるものはかかる絶対空でなくてはならぬ。そこでまた逆に、かかる絶対空を根柢とするがゆえに、すべての有限なる全体性における異にして同の統一が可能となるのである。従ってあらゆる人間の共同態、人間における全体的なるものは、個々の人間の間に空を実現している限りにおいて形成せられるということができる」（『倫理学上巻』37年、『全10』一〇五頁）

「だから絶対的否定性はどこに見いだされるかと言えば、我々は現前の個人や団体、をさすほかはないのである。個人の立場は絶対的否定性の否定として成り立つ。しかしそれは個人が絶対的否定性を他者としてそれに対立するということではない。右の否定は必ず何らか人倫的な全体からの背反として行なわれるのであり、個人が他者として対立するのはその人倫的な全体者である。それが家族、友人、会社、国家などのいずれであるにもせよ、とにかくそこから分離し独立することにおいてのみ、個人的衝動、個人的意志、個人的行為などが云為せられ得るのである。しかもこの有限な否定は、絶対的否定性の自己否定にほかならない。かかる有限な否定を除いては、どこにも絶対的否定性がこれを現わす場所は存しないのである。同

様にまた全体の立場は、絶対的否定性の否定の否定、すなわち自己への還帰として成り立つ。しかしそれは個人が絶対者へ没入するというごとき神秘的な体験を意味するのではない。否定の否定としての個人の独立性の止揚は、必ず何らか人倫的な全体への帰属として行なわれるのであり、個人が没入するのはその人倫的な全体である。ここでもそれは家族、友人、会社、国家などのいずれであってよい。とにかくそれへの合一において、超個人的意志、全体意志、義務的行為などが云為せられ得るのである。しかもこのような有限の全体の実現が、まさに絶対的否定性の自己への還帰である。絶対者の自己還帰は無限に実現される方向であって、静的な絶対境というごときものではない。そうしてこの方向の示される場所は、何らかの有限な人倫的な全体なのである。ここに絶対的否定性の否定の運動が人間存在の理法すなわち倫理たるゆえんが存するのである」（同二二七頁）

人間存在における「絶対的全体性」は「絶対的否定性」であり、人間存在を貫徹する、無限に持続される否定の運動である。この否定の運動は、「個人」と「有限な人倫的な全体」の諸形態とが相互に否定しあう運動として展開される。「絶対的全体性」＝「絶対的否定性」は「個人」においては自己に対する「否定」であり、「有限な人倫的な全体」においては自己への「還帰」である。以上の全体構造において、自己への「還帰」は自己に対する「否定」を包摂しつつ、「絶対的全体性」へと方向づけられていると考えられる。自己に対する「否定」は自己への「還帰」によって根拠づけられていると考えられるのである。自己に対する「否定」は超越であり、自己への「還帰」は内在であり、全体構造は超越を把握している内在としてとらえられる。

人間存在におけるこの全体構造は様々な展開されている。人間存在の存在を「存」と「在」に分析している。「存」の本来の意義は主体的な

自己保持である。忘失に対する把握、亡失に対する生存である。が、主体の保持する自己は、客観化せられて観念的あるいは物的な志向対象になる。存身、存生、存命、存録などと言われる場合には、自己を身体、生命、記録等の形において存するのである。……「在」の本来の意義は主体がある場所にいることである。……ところで主体のいる場所は、宿宅、郷、世などの社会的な場所である。言いかえれば家族、村、町、世間というごとき人間関係である。従って在は主体的に行動する者が何らかの人間関係のなかを去来しつつその関係においてあることにほかならない。……以上のごとく「存」が主体の自己把握であり、「在」が人間関係においてあることにほかならぬとすれば、「存在」とはまさに間柄としての主体の自己把握、すなわち「人間」が己れ自身を有つことである。我々はさらに簡単に、存在とは「人間の行為的連関」であると言い得るであろう。従って存在とは厳密な意味においてはただ「人間存在」である」としている（『倫理学上巻』37年、『全10』二四〇二五頁）。「存」においては、「自己」が「客観化せられ」た「観念的あるいは物的な志向対象」をめがけて超越しており（内在を把握している超越）、同時に「客観化せられ」た「志向対象」を内在すべき世界として設定している（超越を把握している内在）のである。これに対し「在」においては、超越すべき主体はまずもって人間関係のうちに内在していることによって規定されている（超越を把握している内在）のである。

人間存在を「肉体」、「自然的なる有」と「主観的自我」、「観念的なるもの」とに分析し、人間存在を後者（超越）を把握している前者（内在）としてとらえている（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』三五〇三六頁。『倫理学上巻』37年、『全10』一六四〇一六五頁）。

人間存在を「社会的存在」、「共同態」、「実践」と「言葉」、「理性」、「思惟」とに分析し、人間存在を後者（超越）を把握している前者（内在）としてとらえている（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』四六〇

四七頁、七二～七三頁）。

人間存在を「手段的」性格と「自己目的的」性格とに分析し、次のように述べている。

「我れが汝に親切をつくすのは汝の人格を目的とし我れの人格をその手段とすることである。また我れが汝の親切を受けるのは我れの人格を目的とし汝の人格をその手段とすることである。手段とする契機なしには親切をつくすことも受けることもできぬ。従って絶対に人格を手段としない立場は、人格間の連関のない立場でなくてはならない。かかる孤立の人格の立場において人格の体系的結合たる目的の王国などは成り立つはずがないのである。カントはそういうことを主張したのではなかった。人格を手段として取り扱うことの避くべからざるを承認しつつ、しかもその手段的存在が人格の二重性格に属することに注意し、人格をただ、面的に、手段的性格においてのみ取り扱うなど力説したのであった。人格は手段的に取り扱われると同時に、常に目的として取り扱われねばならぬのである」（『倫理学上巻』37年、『全10』一四九～一五〇頁）

「手段的」性格は内在であり、「自己目的的」性格は超越であり、人間存在を後者（超越）を把握している前者（内在）としてとらえていると考えられる。

I・カントに引照しつつ、道德法則に対する「尊敬の感情」を分析し、次のように述べている。

「法則に己れを服従させるとき我々は好んで服従するのではない。いやいやながら強制されるのである。だからこの道德的感情は、「服従としては快をふくまず、むしろ行為への不快をふくむ」。これが法則から逃避しようとする方向である。「しかしこの強制は己れの理性の立法によってのみ行なわれるのであるから、この道德的感情は高めること（Erhebung）をふくんでゐる」（V, S.84）。これは己れを

本来の己れの方へ向かわせるのである。その限り本来的自己への追求がある。かかる追求と逃避との二重の方向においてカントは尊敬の根本的構造を見たのであった」（『カントにおける「人格」と「人類型」』38年、『全9』三七三頁）

道德法則への「追求」は内在であり、「逃避」は超越であり、道德法則に対する「尊敬の感情」を「逃避」（超越）を把握している「追求」（内在）としてとらえていると考えられる。

次に、人間における共同体、倫理についてのとらえかたをみてみよう。まず人間を、社会としてのありかた（「間柄」（内在）と個人としてのありかた（「個別人」（超越）との対立を通じての統一としてとらえている（『倫理学上巻』37年、『全10』一七～一八頁、六一頁）。そして社会としてのありかたは個人としてのありかたよりも根底的である（超越を把握している内在）としている。「むしろ個人としての人間は社会的存在としての人間より生じ来るのである。すなわち間柄から個人意識が生じ来るのである。個人として存在することは同時に社会的存在として存在することである。また肉体としての個人は人間としての間柄よりあらゆる資格を一時的に除外して考えられるのである。すなわちその資格を否定するのではなく、一時的に括弧に入れることによって、肉体としての人間が考えられるのである」、としている（『国民道德論』30年、『全別2』五八～五九頁）。

和辻において、個人に対して要請される道德規範の内容は共同体としての社会における人間関係の秩序そのものになっている。和辻における「倫理」とはこの人間関係の秩序である。「……単に個人的主観的道德意識を倫理という言葉によって現わすのははなはだ不適当である。倫理という言葉は第一に人間共同態に関する。共同態を捨象した個人的意識はこの語と縁なきものである。第二にそれは人間共同態の存在根柢に関する。道德的判断あるいは評価はこの地盤の上で可能にせられるのであ

て、逆にかかる判断や評価が根柢となるのではない。そこで我々は右のごとき語義の上に「倫理」という概念を、主観的道德意識から区別しつつ、作り上げることができる。倫理とは人間共同態の存在根柢として、種々の共同態に実現せられるものである。それは人々の間柄の道であり秩序であって、それあるがゆえに間柄そのものが可能にせられる」としている（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』一二～一三頁）。

「間柄」の「倫理」が対置されている「個人的主観的道德意識」を、I・カントをその代表者とする近代ヨーロッパの個人主義的思想のうちに位置づけている。I・カントとF・ゴッタルテンとを対比しつつ、F・ゴッタルテンの倫理思想を和辻のそれと根柢において共鳴しあうものとして次のように述べている。

「汝為すべし」の要求が何であるかを知るために、彼（ゴッタルテン―引用者）はまず倫理問題の場所を明らかにする。在来の倫理学はそれを「人と自然との関係」において見いだした。自然に対する人の生の自己主張、それが倫理問題である。従って自然からの独立、自然からの自由が中心問題とせられた。これは近代の個人主義の結果である。しかし独立的個人と自然との関係のみからは責任を説くことはできない。……倫理問題の場所は「人と人との関係」において見いだされねばならぬ。人と人との関係（Verhältnis）、すなわち間柄は、相互の従属である。人は相互に従属する限り相互に関係する。これがゴッタルテンにとっては倫理学の根本命題であった。そうしてまたここに彼の倫理学の有する深い意義が存するのである」

（『弁証法的神学と国家の倫理』34年、『全9』四四九頁）

「近代の個人主義」における「自然からの独立、自然からの自由」は個人における、自然からの超越であり、和辻、F・ゴッタルテンに共有されている「間柄」の「倫理」は超越を把握している内在である。

倫理を、理論的反省において対象化されているもの（超越）としてよ

りも、現実の生活において無自覚に実践され、歴史や芸術において実現されているもの（内在）としてとらえようとしている（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』一二頁、一五二～一五三頁）。「わが国の倫理学が従来とかく不評を買ったのは、余りにも主體的、個人的眞実（超越―引用者）を説くに急であって、その実現に欠くことのできない客體的な慣習、制度、法律等（内在―引用者）の意義を見失ったためであると思う。主體的眞実を威圧するというだけの理由で、客體的習俗に直ちに反抗することなしに、その成立と意義とについて鋭き分析のメスを向けるのが知性人の義務である。のみならず主體的眞実そのものの把握が極めて一面的であった。情操の高潔（超越―引用者）を求むるの余り、悦楽や権力意志（内在―引用者）を無反省的に不道德としてしりぞけ、ためにかえって求むる眞実に戻り、現実性を喪失したのである（内在から離反している超越―引用者）。われわれは偏見に囚われることなく、道徳性の諸現象をありのままに開示しなければならぬのである。習俗（内在―引用者）と道徳性（超越―引用者）とを両翼とするところのものが具體的なる人倫であり、それはそれぞれの社会、国家をして存立せしむる人間の理法であり倫理である」としている（『岩波講座『倫理学』』発刊に際して」40年、『全24』二九八～二九九頁）。「主體的眞実」（超越）よりも「客體的習俗」（内在）を根底的なものとし、「主體的眞実」は「客體的習俗」によって根拠づけられている（超越を把握している内在）ととらえているのである。

現象学における「孤立した我れ」の志向性（内在から離反している超越）に対し、「間柄における我れ」の志向性（超越を把握している内在）を対置している。後者において志向する「我れ」は間柄の基盤において志向するのであり、間柄を構成している人々の「共同志向」において「我れ」が志向するとしている。さらに「共同志向」を分析して、物を見るとか、寒さを感じるとかといった志向をなす「我れ」はそれよりも先に

他者のうちに超越しており、この間柄（超越を把握している内在）において物を見、寒さを感じる（超越を把握している内在）のであるとしている。また他者を見る場合に他者から見返されたり、物を見ているのを他者から見られたりするといった構造の基盤（「共同志向」（内在）において「我れ」は見る（超越を把握している内在）としている。このような「共同志向」における志向は間柄の動的な行為連関（超越を把握している内在）のうちにあり、対象を靜的に認識する志向作用（内在から離反している超越）と呼ぶべきではなく、それ自身「行為」であり、全ての生活行為をこの「共同志向」における志向の延長上においてとらえている（超越を把握している内在）（『風土』35年、『全8』一〇〇～一二頁。『人間の学としての倫理学』34年、『全9』一四〇～一四一頁）。

近代ヨーロッパの経済学において労働、経済活動は個人の欲望充足のために行なわれるとされ、そのような経済活動の主体である「独立の経済人」が設定されている（内在から離反している超越）のに対し、経済活動（超越）は間柄の秩序である人倫的組織（内在）の基盤の上に展開されるのであり、人倫的組織に帰属するものである（超越を把握している内在）とされている（『倫理学中巻』42年、『全10』四七一頁）。

「嬰兒の養育にあつては、母は子の衣食住の全体を担う。この母子関係を可能ならしめるためには、父はさらに母子の全存在に対して責めを負わねばならぬ。ここに労働の現われ来る場所があり、そして労働の行なわれる一層広汎な共同社会との接触面がある。……労働が個体保存の生命欲というごときものから発生するのではなく、幼児とその母というごとき他の生命を護り、またこれらの生命における一定の人倫関係を保持するために行なわれるのであることは、ここにもすでに看取せられると思う。家族におけるこの養護の要求が、多くの家族を含んだ一層大きな共同社会において、道具や技術を發明させ、それを通じて自然を客觀的な対象として見いださ

しめるに至るのである。かかる点より見れば、いわゆる物質的基礎なるものの内にはすでに濃厚に親子関係が含まれているのである」（『倫理学中巻』42年、『全10』三九六頁）

「たとえば原料、原料生産の機械、その機械の部分品、その原料、さらにこの原料生産の機械、等々無限に多い商品は、單純に欲望充足物などとは言えないのである。それらは皆相連関した生産行程の一段階として他の労働のためにありまた他の労働によってささえられる。従つてここに労働の間の相互媒介があり、それが取りも直さず相互奉仕であることは実に明白だと言わねばならぬ。巨大な商品の集積は、奉仕の相手の不確定である広い社会においてしかも相互奉仕が行なわれているということの表現なのである。……ここからして我々は経済的活動におけるさまざまな職業の別を人倫的組織における職分の別として理解することができるであろう。前にあげた食品生産の例について言えば、農業労働が一つの社会的職分であるように、その生産物の運搬、配給等の労働もそれぞれ一つの職分である。が、この食品を食物たらしめるためにはさらに塩、醬油、油、砂糖、バタ、胡椒、辛子等の調味類、炭、ガス、電気等の熱源その他さまざまな食器類を必要とする。そうしてこれらの財の一々についてもそれぞれ幾重かの職分が見いだされるであろう。してみれば、我々は簡単な食事をなし得るためにも数え切れぬほど多くの職分における人々の奉仕を受けているのである。もしさらに生活の全面にわたつて数え上げて行くならば、我々が日常重々無尽の職分の網の中でのみ生き得るのであることを容易に見いだすであろう」（同四八九～四九〇頁）

資本主義経済、市場経済を含めてあらゆる経済は人倫的組織としてとらえられているのである。さらに未開人における原始経済においてはこの経済における人倫的組織がより純粹に實現されていることを、B・

K・マリノフスキーの研究に依拠して主張している（『倫理学中巻』42年、『全10』四七五～四七六頁、四八二～四八四頁）。

個人としての国民の集合である全体としての国民を家族等の共同体、集団から峻別している。

「例えば家族に於ても、その個々の成員即ち親子といふ如きものは、家族全体に於て親であり子であるのであつて、家族全体をおのれに於て現はすことなしにはこの個人が「親」であるといふことは全然不可能である。しかし親といふ存在の仕方は、それだけでは、一つの人格としての存在ではない。即ち家族の全体性は、それだけでは一人の人間を人格たらしめることは出来ぬ。これは家族としての生活共同態が、その緊密な生活の共同にも拘はらず、一つの全体人格でないことを意味するのである。従つて家族の生活の共同は、喜怒哀楽を共にし、責任を共にすることであると共に、その成員の誰もが独立の人格として自己のみの責任を負ふのではない。全責任はそれを共同に負ふところの家族全体にかゝつてゐる。しかし家族全体も一つの全体人格として自己責任を負ふのではない。その全責任を家族の一員が代表することも出来る。かゝる関係は親族・友人団体等々に於ても認められる。然るに「国民」の全体性は人をして一定の言語を持ち歴史的伝承や性格を背負ひ特殊の文化的任務を課せられた、一個の国民たらしめる。かゝる国民はそれぞれ一個の人格である。事が具体的な人間に関する限り、国民の全体性によつて一定の個人として規定せられてゐない人間、即ちいづれの国民でもない人間は存しないのである。これは個人を個人たらしめる全体性が一つの全体人格であることを意味する。国民全体と個々の国民との関係はかゝる全体人格と個人格との関係である。個人はこの全体に於てのみ個人であり、全体はこれらの個人に於てのみ全体である。だから個々の国民は国民全体の運命や文化的活動に関して責任を共同にす

ると共に、またその個々の国民が自己のみの責任を負ふ。即ち個人格として全責任を負ふ。それは何人も代表することが出来ぬ。国民全体もまたそれ自身の自己責任を負ひつゝ、同時に個々の国民に対して責を共にする」（『国民道徳論』草稿）31年、『全別1』四三〇～四三一頁）

家族においてはその成員は家族の成員としてのありかたのみをなすのであり、個人における全てのありかたを包含する「個人格」ではない。その成員の集合である家族も家族という集団のありかたのみをなすのであり、全ての集団におけるありかたを包含する「全体人格」ではない。個人は家族の成員として家族のうちにその個人の一部分を内在させ、家族からその個人の一部分を超越させる。これに対し国民においてはその成員である国民は個人における全てのありかたを包含する「個人格」である。その成員の集合である国民も全ての集団におけるありかたを包含する「全体人格」である。個人は国民の成員として国民のうちにその個人の全体を内在させ、国民からその個人の全体を超越させる。そして国民においては、国民のうちへの個人の全体の内在を基盤として、国民からの個人の全体の超越が成立している（超越を把握している内在）と構想されていると考えられる。

この集合としての国民は、より統治体的な集団である国家、より精神共同体的な集団である民族の中間に位置づけられている。和辻においては国家は国民から発生し、国民は民族から発生するものとされ、民族が最も根源的な「生ける全体性」とされ、個人は民族の成員として最も根底的に民族のうちに内在し、最も根底的に民族から超越するとされている。「以上によつて我々は精神共同体としての民族と、民族の一員としての人格とをほぼ規定し得たと思う。この両者の相即こそ、有限なる人間存在において最も現実的に個人的・全体的両契機の相即を実現したものである。個人としての人格は、一切の「私」を去ることによつて、本来

の自己としての生ける全体性に帰来する。が、「私」を去ることは個性を没することではない。精神、共同体の一員である以上、人格はあくまでも個性的でなくてはならない。しかし個性的なるものがそれにもかかわらず全一となり得るのは、「私」を去るがゆえなのである。異にして同の統一はただこの去私没我においてのみ実現される」としている（『倫理学中巻』42年、『全10』五九二頁）。「私」を去ること、「生ける全体性」への「帰来」は内在であり、「個性的」であることは超越であり、「異にして同の統一」は超越を把握している内在である。

国民が統治体化した国家について次のように述べている。

「全体性」のうち、最も高次にして究極的なものは、国家の全体性である。それはおのれよりも低次のあらゆる全体性を己の内に包摂するが、おのれ自身はもはやいかなる有限全体性の内にも包摂されない。かかる全体性はすでに民族の全体性において「聖なるもの」に従って絶大の威力を有するものとして把握せられていたのであるが、しかしその神聖性と威力とを明白に自覚し、これを統治権として法的に表現するに至ったのは、まさに国家なのである。前に説いた国家の「力」は統治権に集中する。従って統治権は法を立てるのみならずまたそれを実現する絶大な力であって、その根を神聖性の中におろしている。がそれは、内に向かって統治を遂行する絶大な力であるのみならず、外に対していかなる者の制御をも拒む力である。すなわちおのれより上に何らの権力をも認めない最高の権力である。これが統治権の主権性にほかならない。従って主権性は、国家の全体性が有限なる人間存在の究極的な全体性であることの表現なのである」（『倫理学中巻』42年、『全11』四一九～四二〇頁）

「おのれより上に何らの権力をも認めない最高の権力である」ことである「主権性」は、国家の基盤である国民が全ての集団におけるありかたを包含し、そのうちに個人の全体を内在させていること（「有限なる人

間存在の究極的な全体性であること」）に依拠しているのである。

以上の、民族、国民、国家からの個人の超越を把握している、それらへの個人の内在という和辻の構想を、近代ヨーロッパにおける、普遍的な理性的存在としての人類へ個人が超越していくとする発想（内在から離反している超越）とを対比し、前者においては、個人は間柄としての共同体に帰属しており、後者においては、孤立した個人（内在からの離反）が自然（「物」と対決している「物」への超越）としている（『倫理学中巻』42年、『全10』五八八～五八九頁）。「普遍的道德と国民的道德」37年、『全23』一六八頁）。

和辻は記紀神話の神々を四種に分類している。第一類は天皇であり、現実の人として現われた神（現人神）である。他の神々を祀る神である。第二類は、天皇の祖先である皇祖神であり、他の神々を祀るとともに自分が祀られる神である。第三類は雨の神、風の神のような、自然、人生を支配する神であり、他の神々を祀ることはなく、自分が祀られるのみである神である。第四類は祀られることを要求する祟りの神であり（充分祀られることによって祟りを撤回する）、他の神々を祀ることはなく、自分が祀られるのみである神である。そして記紀神話において活躍している神は祀る働きが中心である神（第一類、第二類）であり、祀られる役割が中心である神（第三類、第四類）は活躍していないとしている。また神を祀る祭祀において、神を祀り、神の命令を授かる儀式（「神命の通路」）が具体的にあり、「前景」に出ているのに対し、その神自身は漠然としており、「後ろ」に退いていることを指摘している。

以上から、古代日本の祭祀において祀られる神々よりも神を祀る祭祀自身の方が重視されており、祭祀とは首長が共同体を率いて神を祀ることであり、祀られる神よりも祀る首長・共同体の方がより重視され、祀られる神への超越は、祀る首長・共同体のうちへの内在によって基礎づけられている（超越を把握している内在）とされているのである。記紀

神話においては天皇（首長）が統率する「大八島国」（共同体）（内在）が「神代史」（超越）を基礎づけているのであり、祀られる神々（超越）は天皇の神聖性（内在）から導出されてきている（超越を把握している内在）としている。さらに天皇の恋愛譚や皇室内部の復讐譚等が数多く物語られていることは天皇の現人性を強調することであり（かく現人たることなしには現人神であることはできない）、天皇において神性（超越）は現人性（内在）によって基礎づけられている（超越を把握している内在）としているのである（『尊皇思想とその伝統』43年、『全14』二六〇三九頁、四八〇四九頁）。

以上の共同体、倫理についてのとらえかたから、明治以後の国民道徳論と、欧米から発し、日本をも席卷した資本主義の人間観、社会観を批判している。前者について、元来国民的自覚を覚醒させようとしたものであったにもかかわらず、自由主義、個人主義に対する単なる反動としての保守主義に墮していった（超越から離反している内在）としている（『国民道徳論』32年、『全23』九八〇九九頁）。後者について、江戸時代の町人階層の利潤第一主義においてその中核的構造を発生させていたが、明治維新以降欧米の影響下においてより徹底した資本主義化が公然と進行していったとし、その核心を個人主義、自由主義、利己主義（個人、利潤への超越）としてとらえ、生活の共同への帰属が喪失されていった（内在からの離反）（内在から離反している超越）としている（『現代日本と町人根性』35年、『全4』四七九頁、四八六〇四九一頁）。『国民道徳論』草稿」31年、『全別1』四二三〇四二五頁）。これらに対し、「国民の全体性が個人を規定しなければならぬ」とし、「産業上からは全体が統制されなければならぬ」とする社会主義と和辻の倫理構想（超越を把握している内在）とは、基盤としての「国民の全体性」（内在）を共有しているのとらえられている（『日本文化史』30年、『全別2』一六四〇一六五頁）。

次に、自然についてのとらえかたをみてみよう。自然界が、人間が作った文化、人工の世界よりも「はるかに精巧な機構」を持ち、「実に豊富な変様」を展開させている「驚異の海」であるとしている（寺田さんに最後に逢った時」36年、『全17』三五六頁）。人間の認識が到達しえない、この無限に複雑な、深い自然界のうちに人間は内在しつつ、生活の技術の視野のうちに自然をとらえようとする（超越）（超越を把握している内在）。

「道具の見いだされ、あるいは作り出される場面としての土地は、いわゆる「自然」に当たるとも知れない。が、この自然はまだ「手近なもの」としての自然（超越を把握している内在―引用者）であって、自然科学的対象としての自然（内在を把握している超越―引用者）ではない。後者が成立し来たるまでの間に、人間は実に多くのことをその存在の中から見いだし作り出していった。一度見いだし作り出されたものは共同の所有として有るものになる（超越を把握している内在―引用者）。かかるものの堆積の上にのみ自然は対象として開放されてくる（内在を把握している超越―引用者）のであって、ある主観がその感覚的所与を概念の統一の下にもたすことにより初次的に成立する（内在から離反している超越―引用者）というわけではない。人間が土を少しく掘りくぼめ、柱を立て、草で屋根をふいたとき、そこにはすでに雨や風や寒さや樹木や草などについての豊富な理解が存していた。雨は単に空から落ちてくる水滴であるにとどまらず、屋根をもって防ぐべきもの、肉体から遠ざくべきものとして見いだされている。それは人間の存在の中から見いだされた雨であって、人間と独立に認識される自然現象としての雨ではない。前者がさらに植物を育てる雨、暑さを防ぐ雨、洪水を引き起こす雨等々として、さまざまな角度から精密に理解せられた（超越を把握している内在―引用者）後に、かかる雨の現象から一定

の抽象的方法によって自然現象としての雨が見いだされた（内在を把握している超越——引用者）のである。この種の事は土地を形成する無限に多い契機の一つについて言えるであろう。寺田博士（寅彦——引用者）の観察によれば、土地のきわめてわずかの震動である地震のごときも、そののしばしば起こるわが国にあっては、非常に精緻に理解せられていた。そうしてその理解は家屋の構造や村落の位置の選定などにすみずみまで滲み渡っていた（超越を把握している内在——引用者）。地震学の知識（内在を把握している超越——引用者）はまだこの理解に追い及んでいない。何千年何万年を通じて蓄積した理解には恐るべき深さがあるのである。かかることが無数の事象について言えるとすれば、我々が土地として指し示しているものは、実に無限に深い理解の海である」（『倫理学中巻』42年、『全10』四四五～四四六頁）

和辻は、「ある主観がその感覚的所与を概念の統一の下にもたらすことにより初次的に成立する」自然（内在から離反している超越）よりは「自然科学の対象としての自然」（内在を把握している超越）の方が重視されており、さらに「自然科学の対象としての自然」よりは「手近なもの」としての自然（超越を把握している内在）の方が重視されていると考えられる。生活の技術の視野において、自然への内在がより深く、より根底的であることを志向していると考えられるのである。

次に、自然科学の対象である自然ではなく、人間存在のうちにあるものとしてとらえられた自然である風土についてのとらえかたをみてみよう。風土である「沙漠」について次のように述べている。「吾人は沙漠を「人間の有り方」として取り扱う。この場合、人間が個人にして同時に社会であること、及びかかる人間が歴史的にのみ存在し得ることを前提としているのである。従って人間の有り方としての沙漠は、人間の社会的歴史的なる性格と離すべからざるものである。沙漠はその具体性におい

てはただ人間の歴史的社會にのみ現出する。自然科学的な沙漠に達するためには、人はこの具体的なる沙漠から、あるいは沙漠的な人間社会から、あらゆる人間の性格を捨象するところの、抽象の立場に立たなくてはならない。自然としての沙漠はかかる抽象にはかならぬ。……吾人はかかる抽象的沙漠が人間の歴史的社会的現実のうちに影響するかを見ようとするのではない。むしろ逆にかかる抽象の行なわれる地盤としての歴史的社会的沙漠を明らかにしようとするのである」（『風土』29年、『全8』四五頁）。自然科学における自然（超越）は「歴史的社会的」自然すなわち風土（内在）から抽象されたものであり、後者は前者より根源的なのである。

人間は根源的に風土のうちに内在する。この根源的内在においては人間は風土及び人間自身を対象化することがない。「ギリシアの真昼の明るさは初めよりギリシア人の明るさであり、ギリシアの自然の規則正しさは初めよりギリシア人の合理的傾向であった。だから自然の特殊性はその自然においてある人間の精神的構造に属する問題であると見られなくてはならぬ」としている（『風土』29年、『全8』二〇〇～二〇一頁）。「ギリシアの真昼の明るさ」（「自然の特殊性」）は「ギリシア人の明るさ」（「その自然においてある人間の精神的構造」）のうちに包含されているのである。

この根源的内在を基盤として人間は風土及び人間自身、さらに両者を包含する世界を対象化していく（超越を把握している内在）。「第三に超越は風土的に外に出ることである。即ち人間が風土に於ておのれを見出すことである。個人の立場ではそれは身体の自覚になる。が一層具体的な地盤たる間柄にとつては、それは共同態の形成の仕方、意識の作り方、従って言葉の作り方、更には生産の仕方、家屋の作り方、等々に於て現はれてくる」としている（『国民道徳論』草稿）31年、『全別1』四三六頁）。この世界において見出され、対象化されてくる道具について次のよ

うに述べている。「たとえば我々は寒さや暑さにおいて自己を了解するとともに自己の自由にもとづいて「防ぐため」という一定の方向を取る。寒さ暑さの契機なしに全然自発的に着物を作り出すのではない。従って「防ぐために」から「何をもって」に向かって己れを指し示すときに、すでにそこに風土的な自己了解が顕わにされるのである。だからこそ着物は暖かくあるいは涼しく、厚くあるいは薄く、種々の形において製作せられる。羊毛、綿花、絹というごときものが衣服の材料として社会的に見いだされてくる。かく考えれば道具が一般に風土的規定と密接な連関を持つことは明白だと言わねばならぬ。従って道具が我々にとって最も手近なものであるということは、風土的規定が対象成立の最初の契機をなすということにほかならぬであろう」（『風土』35年、『全8』一九二〇頁）。道具への超越において風土のうちへの内在が基盤になっているのである（超越を把握している内在）。

歴史における根底の構造としての時間に対応して、風土における根底の構造として空間を見出している。そして空間の起源としての根源的空間である主体的空間を見出している。

「汝の肉体が単に物体として見られる場合には、それは自然物と同じく我れの外に我れに対立して有り、決して我れと一つになることはない。しかし、その場合の我れは単なる観照の主観であって実践的に行為する主体ではない。しかるに我れが実践の主体として汝に対する時には、汝もまた同じく実践の主体として我れに対する。汝の肉体はそのあらゆる部分において汝の人格を示し、従ってそのあらゆる動きにおいて我れの人格としての反応を引き出す。それは敵意において対立を強め、愛情において合一する。冷淡において外的であることを示し、親切において内に引き入れる。かくのごとく主体的連関をなすものとして汝は我れの外にあり我れに対立し得るのである。このような空間性は自然の世界の空間とは同じでない。すな

わち直観の形式というごときものではなくして多化せる主体の連関する仕方であり、一様の広がりというごときものではなくして遠近広狭の相転換する弁証法的な広がりである。一言にして言えば主体的なる人間の「間柄」そのものである」（『倫理学上巻』37年、『全10』一六三―一六四頁）

この主体的空間から、「環境的空間」、「定位せられた遠近法的空間」、「等質的空間」が発生してくる過程を次のように述べている。「人が主体的空間性の張りの中から脱け出て、単なる個人の立場に立つ時、そこに環境的空間が成り立つ。その場合この空間を占めるものは手にある道具というごときものである。そこでさらにこの個人が具体的な交渉関係から脱離して単に「ながめる」という立場に立つとき、定位せられた遠近法的空間が成り立つ。この空間を占めるものは道具性を脱離した自然物である。ところでこれらの空間は主体的空間性の否定において、すなわち個人の立場において、成り立っている。しかるに空間の根源は主体的な「間」であって個人の立場とは矛盾する。そこでこの個人の立場が否定せられることによって遠近法が消え去り等質的空間が成り立つ。それは主体的空間の極度の抽象化である。そこに間主観的な、従って意識一般において成り立つ自然界がある。以上のごとく我々は主体の外在化の段取りをたどることができる。その限り空間は常に外在化の仕方である。が、それは空間がその根源において主体的空間性であるがゆえに可能なのである」（『倫理学上巻』37年、『全10』一八八―一八九頁）。主体的空間においては最も根底的に内在している。「環境的空間」、「定位せられた遠近法的空間」、「等質的空間」の順に「外在化」（超越）が強まっていく。しかしその超越は主体的空間における内在の基盤において可能になっているのである（超越を把握している内在）。

歴史と風土との対置においては風土をより根底的なものとし、時間と空間との対置においては空間をより根底的なものとしている。歴史、時

間（内在を把捉している超越）よりも風土、空間（超越を把捉している内在）をより根底的なものとして考えると考えられる。「人間存在の構造をただ時間性としてのみ把捉しようとする試みは個人意識の底にのみ人間存在を見いだそうとする一面性に陥っている。人間存在の二重性格（個人と社会―引用者）がまず人間の本質として把捉せられるならば、右のごとき時間性に即して同時に空間性が見いだされなくてはならないことは、直ちに明らかとなるであろう。……歴史性のみが社会的存在の構造なのではない。風土性もまた社会的存在の構造であり、そうして歴史性と離すことのできないものである。歴史性と風土性との合一においていわば歴史は肉体を獲得する。……精神が自己を客体化する主体者である時にのみ、従って主体的な肉体を含むものである時にのみ、それは自己展開として歴史を造るのである。このような主体的肉体的性とも言うべきものがまさに風土性なのである」としている（『風土』35年、『全8』一五―一六頁）。個人は空間性よりは時間性に立脚し、社会は時間性よりは空間性に立脚する。個人における「精神」（超越）は社会のうちに「精神」を「客体化」し（「肉体」、「風土」（内在）（内在を把捉している超越）、社会における「肉体」、「風土」（内在）は個人における「精神」（超越）の基盤となる（超越を把捉している内在）。和辻においてこの全体構造における前者よりも後者の方がより根底的であると考えられていると考えられる。

第3節 超越から離反している内在

和辻における、自己への超越から離反している、共同体への内在をみてみよう。まず共同体への内在の部分の諸相をみてみよう。家族について、「結婚は既存の家族の中へ成員を迎え入れること、すなわち家族構造の複雑化にほかならず、夫婦の死はこの家族内の重要な成員の消失、すなわち家族構造の単純化に過ぎない。特に夫婦の死は通例「親の死」と

して、この家族を解消せしめるどころか、かえって強く緊括せしめる。家族は、そこにおいて人が産まれ、育ち、結婚し、子を産み、育て、老衰し、そうしてついに死んで行くところの、超個人的な場面である。それは婚姻よりも先にすでに存し、夫婦の死を超えてさらに存続する。かかる家族は婚姻を本質とするものとは著しく異なり、血縁関係をその重大な契機としているのである」としている（『倫理学中巻』42年、『全10』四二〇頁）。家族は結婚によってつくられるのではなく、結婚による夫婦の発足、夫婦の死をそのうちに包含しつつ、連綿として連続していく「超個人的」な共同体であるとされている。個人は家族への内在において自己への超越から離反しているのである。

家族、地域団体、経済団体、文化団体等あらゆる共同体を統合し、包摂する国家への個人の帰属において、個人は国家に直接帰属するのではなく、家族等の共同体への部分的帰属を通じて最終的に国家に全面的に帰属するとされる。個人の国家からの超越と国家への内在とが直接対峙するのではなく、家族等への内在を経由して漸次的に国家への内在に到達し、しかも国家への全面的な内在が達成されるとしているのである。

この全面的な内在においては個人における自由、安全、幸福、快樂等への超越の全面的な放棄（「究極的な去私」）が求められるとしている（超越から離反している内在）（『倫理学中巻』42年、『全10』五九五―五九六頁、六〇六―六〇七頁、六二三頁）。国内の統治において最高の権力であり、国際社会においても独立不羈である国家の主権のうちに個人は内在し、個人は主権から超越することはできないのである。国家の主権、ないしその一つの具体化である君主の主権の根拠として国家、君主の神聖性を主張している。個人がそれをめがけて超越すべき神聖性は国家、君主のうちに吸収されているのであり、個人の超越は国家への内在のうちに包摂されているのである（『付録 昭和十七年版『倫理学』中巻』42年、『全11』四二二―四二三頁）。日本の天皇について、「天皇は天つ日嗣にま

くますがゆえに、すなわち天照大御神の神聖性を担いたもうがゆえに、現御神にましますのであります。その神聖性は絶対者のものであります。しかしその絶対者は無限定のままであり、そうしてその限定された形が天照大御神と天つ日嗣とであります。……この立場は絶対者を国家に具現せしめる点においていわゆる世界宗教よりもはるかに具体的であり、絶対者を特定の神としない点においていわゆる世界宗教よりも一段高い立場に立つのであります。従ってどんな宗教をも寛容に取り入れ、これを御稜威の輝きたらしめることができるのであります」としている（『日本の臣道』44年、『全14』三〇八頁）。個人におけるいかなる宗教への超越も無限定の絶対者への内在のうちに包摂されるのである。

家族から国家に至る共同体におけるいかなるありかたのうちに個人は内在しているのか。古代日本の共同体において成員が相互に打解けあい、私心（「キタナキ心」、「クラキ心」）を隠していない状態、「キヨキ心」、「アカキ心」が希求されたことを指摘し、この「感情融合的」状態を日本の共同体における理想としている（『尊皇思想とその伝統』43年、『全14』五一〜五五頁）。この理想において成員は私心への逸脱（超越）から離反し、「感情融合的」状態のうちに内在する。さらに「感情融合的」状態を保持する行動、態度を日本の伝統のうちに見出している。古代日本における、部民に対する統率者の「慈愛」、統率者に対する部民の「敬慕」（同五七〜五八頁）、武士道における「気節廉恥」（「戦時教学の根本方針」42年、『全23』二四九〜二五〇頁）、地域共同体における「控え目、慎み、気兼ね、遠慮」（『倫理学中巻』42年、『全10』四六七〜四六八頁）を指摘し、賞揚している。これらの行動、態度において私心への逸脱（超越）が抑止されているのである（超越から離反している内在）。

次に自己への超越からの離反の部分の諸相をみてみよう。個人における自己への依拠（超越）を根底とする個人主義が明治初年以來流入し、日本の伝統である間柄を破壊してきたことを強く批判している（『マル

クス主義の倫理的批判』30年、『全別2』一〇二〜一〇四頁）。この批判のうちに、個人が自己に依拠すること（超越）において、個人が世界のうちに内在することを変革していくことに對する否定的態度（超越からの離反）をみることもできると考えられる。

心学者、手島堵庵の思想を説明して、「思案なき時、われというものはない。われがなければ「わたくし」というものもない。この無私が仁である。またわれがなければ悪というものもないから、性善である。それに反して思案が働けばわれが出て身勝手になる。それがあらゆる不仁や悪の根元である」としている（『町人道德』41年、『全23』一三八頁）。「思案」する「われ」への超越からの離反において、和辻は手島堵庵に共鳴していると考えられる。

権力による支配を当然視し、正当化し、日本の伝統である道德に依拠した政治を否定する考えかたが明治初年以來強まってきたことを強く批判している（『マルクス主義の倫理的批判』30年、『全別2』一四二頁）。道德に依拠した政治への内在において、権力支配を追求する自己への超越から離反している和辻のありかたから批判がなされているのである。

和辻は、自他不二の本来性が否定されて自他对立の非本来性が生じ、さらにそれが否定されて自他不二の本来性が生ずる運動が無限に連続する、人間存在における絶対的否定性の運動における時間性について次のように述べている。

「本へ「来る」ことが「未来」と呼ばれるのは不当ではない。本来性は既有としてすでに人間のさまざまな共同態に実現せられながら、しかもまだ来てはいないのである。それは「将来性」として常に現前の自他对立の内に自他不二的な方向となって存する。いかに緊密な共同態が実現せられてもこの方向性は決して消失しない。むしろ共同態の緊密性に伴って方向性もまた強まると言ってもよい。従って本来性はまさに未来性として無限の方向を意味する。人間が全体

であり得るのはまさに無限において、すなわち絶対的否定性においてなのである。

同様にまた我々の出て来た「本」を「過去」と呼ぶのも不当ではない。その「本」は我々の本来の面目ではあるが、しかし現前においては無限に実現を要求するものすなわちまだ無いものである。しからば我々はかつて有ったところの本来性を失い尽くしている。それは「過ぎ去った黄金時代」にほかならぬ。かつて有り今は無いというのが過去の意味であるならば、本来の全体性は過去である。それは人間の本来の面目でありながら「未来」であるがゆえにまさに「過去」なのである。

この未来と過去のつながるところ、すなわち過去たる「本」へ将来に「来」ようとする動きの場面を「現在」と呼ぶのも正当である。過去と未来とにおいて絶対的否定性につながりつつ、しかもその否定を現前において自他対立として現わすのは、まさしく現に在るところの人間存在である。それは在るのであるゆえに絶対的否定性たる本来の面目より見ればまさに非本来的であるが、またその「非」のゆえにそれは絶対否定たる本来性が己れを展開する道程たることを示しているのである（『倫理学上巻』37年、『全10』一九八頁）

自他不二の本来性は「かつて有ったところ」のものという過去性としてとらえられる。次いでこの本来性は「まだ来てはいない」ものという未来性としてとらえられる。本来性において未来性は過去性から導き出されてきているのである。しかし本来性は現在性としてはとらえられない。自他対立の非本来性が現在性としてとらえられるのである。自他不二の本来性は共同体として具現し、自他対立の非本来性は自己として具現している。それ故共同体への内在は過去、未来への内在であり、自己への超越は現在への超越であり、両者は本来性対非本来性として離反しており、両者の時間性の全体は現在への超越から離反している過去、未

来への内在としてとらえることができる。

M・ハイデガーが『存在と時間』において、現存在（人間）が他人の言動に支配され、自己性を喪失し、平均化された個人に墮し、代替不可能な自己の死を忘却し、死を覚悟しえなくなっている非本来的状态（「世人」）から、「良心の声」によって自己性を覚醒させられ、自己の死を覚悟する本来的状态、倫理的状態（現存性の全体存在）に還帰するとしての対し、和辻は、人間存在の全体存在は個人、自己のみに立脚する立場からは獲得できず、他者をも包摂した立場における自他不二（本来性）と自他対立（非本来性）との否定の運動としてとらえることができ、自他不二への還帰こそが倫理の要請であるとし、さらに個人における死の覚悟はそれ自体では何らの意義をも持ちえず、死の覚悟は「自他の連関の中において」、「自発的な自の放擲」として「自他不二への通路」となり、「慈悲の行」に「究極」するがゆえに、人間存在の本来性、倫理性を実現するとしている。ハイデガーにおいて個人における死の覚悟、死への超越は自己への最も根底的な超越であると考えられているのに対し、和辻においては死への超越は「臨終、通夜、葬儀、墓地、四十九日、一周忌等々」に帰属し、共同体への内在のうちに解体されているのである（超越から離反している内在）（『倫理学上巻』37年、『全10』二三二―二三四頁、二三六―二三九頁）。「人は死に、人の間が変わる、しかし絶えず死に変わりつつ、人は生き人の間は続いている。それは絶えず終わることにおいて絶えず続くのである。個人の立場から見ても「死への存在」であることは、社会の立場からは「生への存在」である」としている（『風土』35年、『全8』一六頁）。個人の死は共同体の持続のうちに包摂され、その超越性は見失われているのである。

次に、和辻における、人間存在における、自己の抽象化「普遍的存在化（超越）」から離反している、共同体への内在をみてみよう。和辻は、F・テンニースが提起した「情誼社会」（あるいは「共同社会」）（Gy-

meinschaft)と「打算社会」(Gesellschaft)との対比を重視し、次のように論及している。「それ(打算社会)はいわば取り引きの場であり、「交換社会」であって、そこでは、アダム・スミスのいうごとく、「すべての人が商人」なのであり、己が利益を追求してさまざまな関係を結びはするが、決して内的に合一するということはない。……打算社会的関係が成り立つためには、ただ何事かをなし得、従って何事かを約束し得る裸の人々が多数に存しておりさえすればよい。従って情誼社会的な限界はここでは不要なのである。そこでこの無限界の打算社会の住人は、ただ己れの利益のみを追求し、あらゆる他の人に対して敵意を抱くのであるが、しかし互いに相戦うよりも契約を結んで平和的に取り引きする方が有利であると打算し、相互に共通の利益を追求し得る打算社会を打ち立てたと考えられる。こういう欲望人あるいは経済人が仮構人であることは言うまでもない。それは仮構的な社会の仮構的な住人なのである」としている(『倫理学巻中』42年、『全10』五一〇～五一二頁)。ここで和辻は人間存在を、「情誼社会的な限界」のうちにおいて「内的に合一する」存在、すなわち共同体のうちに内在する存在としてとらえている。また「打算社会」は、「情誼社会的な限界」を突破した、普遍的な「無限界」であり、利益、欲望のみをめざすとされた「仮構人」が、相互に「敵意」を抱きつつ、「取り引き」する「仮構的な社会」であるとし、現実には存在しない、学問、とりわけ経済学における理念上の存在として仮定されたものであるとしている。和辻においてこの理念上の存在は現実の人間社会とは無関係なものであり、現実の人間存在は「打算社会の住人」への自己の抽象化(超越)から離反し、共同体のうちに内在している(超越から離反している内在)のである。

K・マルクスにおいて商品の「使用価値」と「交換価値」とが区別され、資本主義経済は「交換価値」を基軸として展開されているとされているが、和辻は生産物、サービスの「使用価値」を基軸として人間の生

活、社会は展開しているとしている。人間存在は「交換価値」への自己の抽象化(超越)から離反し、「使用価値」のうちに内在している(超越から離反している内在)としていたのである(「マルクス主義の倫理的批判」30年、『全別2』一二八頁)。

生産物、サービスの「使用価値」のうちに、それらを消費することによって欲望を充足するという価値とともに、それらが贈与、交換されることによって共同的な人間関係が形成されたり、それらのうちに注入された労働、さらにはその労働をなした人間が賞揚されたりするといった倫理的な価値を見出している。「マリノウスキーがニューギニアの土人の研究をしてるが、そこでは立派なイモを作り、みんなに「ア、立派だ」とほめられることが、めざされている」と述べている(一九三八年の発言)(勝部貞長『和辻倫理学ノート』東京書籍、一九七九年、九九頁)。さらに、生産、サービス、所有、分配、流通等の経済現象の根底は倫理であるとし、経済を倫理から派生してきたものとしてとらえている。「人間世界のことは、すべて根本は倫理であって、経済といえどもその一段階にすぎず、倫理が現われて経済となったのだ」としている(一九三八年の発言)(同一〇一頁)。

倫理を根底とする経済観からは、倫理を実現すべく経済を統制する統制経済への志向が出てくる。「近時論議せられている統制経済も、^{ホモ・エコノミクス}経済人を前提とする立場において考えられる限り、決して成功することはないであろう。なぜなら、その場合には統制は単なる外的強制に過ぎないからである。ここには^{ホモ・エコノミクス}経済人という「見方」の克服がなくてはならぬ。経済時代の経済観に人倫的意義の喪失を認め、経済組織の本来の面目が人倫的組織にあることを自覚すること、それが統制の前提として何よりも必要なのである」としている(『倫理学巻中』42年、『全10』五〇三頁)。

さらに統制経済の延長上に、「マルキシズムに限らず、あるいは社会主

義を標榜している者とに限らず、国家主義、家族主義をすべて入れることのできる広い意味の「社会主義」を主張し、資本主義に對置している（『マルクス主義の倫理的批判』30年、『全別2』一〇五頁）。

以上のような和辻のみかたにおいて、人間存在は「ホモ・エコノミクス経済人」への自己の抽象化（超越）から離反し、倫理を根底とする経済、統制経済、社会主義のうちに内在している（超越から離反している内在）のである。

さらに、人間存在は「超国家的な人類の概念」への自己の抽象化（超越）から離反し、国家のうちに内在している（超越から離反している内在）としている。「人類という一つの全体などは今も昔も存しない。人間の形成した全体にして国家よりも大いなるものはどこにもない。すなわち国家はもはや己れの上に己れを規定するとき、ホモ・サピエンス人間的全体性を有してはいないのである」としている（『付録 昭和十七年版『倫理学』中巻』42年、『全11』四三二頁）。

和辻は地理上の発見以降の欧米人によるアジア、アフリカ、南北アメリカ等の植民地化、有色人種に対する搾取、奴隷化を激しく非難している。この非難において、欧米人による植民地化、搾取、奴隷化は、前述した、人間存在における自己への超越、自己の抽象化＝普遍的存在化（超越）において推進されているととらえられており、人間存在の本来のありかたである、共同体への内在からの逸脱としてとらえられていると考えられる。自己への超越は欧米人＝白人の優秀、優越の承認、有色人種に対する劣等視、搾取、奴隷化の正当化として現われ、自己の抽象化は人類平等の主張、あらゆる国家、民族に通底すべき普遍的文化、理念への志向として現われ、両者は相互に依拠しあっているのである。普遍的文化、理念の基底には欧米文化、理念が浸透し、白人の優秀さはそのような普遍的文化、理念の基準によって証明されるのである（『普遍的道德と国民的道德』37年、『全23』一七二～一七三頁）。

植民地化され、破壊されたアジア等の国家、民族、文化においては、

植民地化の前において、人間存在の本来のありかたである、自己への超越、自己の抽象化＝普遍的存在化（超越）から離反している、共同体への内在が実現されていたとしている。「打算社会に墮せる国家（欧米の国家―引用者）がその武力をもって世界の諸地方を侵略した時代には、数知れぬほど多くの民族国家が破壊された。それらの中には人倫的組織としてきわめてよく整ったものも少なくなかったのである。アメリカ原住民の国家でさえも、インカ帝国のごときは、多くの壮大な神殿を持ち、多くの時をその祭儀に費やし、人倫の道の実現にきわめて細心な、美しい国家であった。アフリカのニグロの中にも、きわめてよく均衡の取れた、そうして醇美な風習や道德を持った国家が存在したと言われる」としている（『付録 昭和十七年版『倫理学』中巻』42年、『全11』四二八頁）。

日本を、この植民地化されたアジア等の国家のうちに位置づけつつ、欧米文化の導入による国力、国防力の増強によって植民地化を免れた唯一の国家であるとしている。「日本だけが抵抗戦争（欧米に対する―引用者）を続けてきたために、滅亡を免れてきたのだ。大東亜戦争にしても、いまだに抵抗戦争なのだ」と述べている（一九四二年の発言）（勝部真長『和辻倫理学ノート』六六頁）。他の植民地化された国家と日本とを比較して、前者の植民地化は国防力の弱さに起因し、国防力の弱さは「その国家の人倫的、ホモ・サピエンスな弱さにほかならない」とし、日本については、「百年前にこのような武力（欧米の武力―引用者）を瞥見した我々の祖先は、直ちに国防の急を自覚し、その努力を始めるだけの人倫的な強さを持っていた。それがわが国をして国家としての存在を健全に保持せしめた根本の力である。その後一世紀の間、わが国にとって国防の急が消失したことは一度もない」としている（『付録 昭和十七年版『倫理学』中巻』42年、『全11』四二八～四二九頁）。

さらに、「国防が国家にとって必須であることは、同時に戦争が国家に

とって必至であることを意味する。国家は戦争において形成され、戦争において成育すると言われるが、事実上戦争をしない国家などというものは、かつて地上に出現したことはないのである。従ってまた逆に、戦争をなし得るか否かが国家であるか否かの試金石であるとも言われる。国家が勝義の人倫的組織であり、そうしてそれが外からの脅威を受けているとすれば、それを防ぐために生命や財産を犠牲にすべきであるのは当然のことである。しかるに生命や財産の安全のために戦争を避けるというのであるならば、そこにはこれらの犠牲を要求し得る国家が存していないのである。戦争を端的に非人道的と考えるのは、個人の生命や財産の安全がいかなるものにも優って重大であるとする快樂打算の立場に過ぎない。平和の讚美はしばしばかかる立場の表現であった。特にこの二十年来喧伝された平和主義は、実は Pax Americana の宣伝にほかならなかった。そこでは平和とは、アメリカの経済力への他民族の屈服、それに基づいてのアメリカ式生活様式（すなわち文化的には空疎でありながらただ便利安易快適という点において優れた奢侈生活）の擁護を意味した。かかる平和に我々は高い人倫的意義を認めることができない。いわんやかかる平和のために多くの民族の国家形成が阻止されているとすれば、我々はむしろかかる平和を呪詛すべきであろう」としている（『付録 昭和十七年版『倫理学』中巻』42年、『全11』四二九〜四三〇頁）。「戦争が国家にとって必至である」ということは、和辻において、国民が「人倫的組織」としての国家のうちに内在し、超越から離反していることにより、国家が交渉し、理解しあうことが不可能になっていることから導き出されていると考えられる。また国民の国家への内在が、「生命や財産」を犠牲にして、国防に献身することを可能にしているとしている。このような「人倫」国家に対して「打算」国家、アメリカが対置され、その「快樂打算」、「平和主義」は自己への超越、自己の抽象化＝普遍的存在化（超越）においてとらえられていると考えられる。

さらにこの植民地化されなかった唯一の人倫的国家である日本の世界的使命を、アジア等の欧米の植民地の欧米からの解放、「東洋の解放」（自己への超越、自己の抽象化＝普遍的存在化（超越）からの共同体への内在の解放（離反））としている。さらにこの「東洋の解放」の自覚において日本人は一貫して不十分であり、とりわけ日露戦争後日本人の思想は「資本主義化」し、欧米に追随することになった（近代日本人における、自己への超越、自己の抽象化への傾斜）としている（『現代日本と町人根性』35年、『全4』四四五〜四四七頁）。

次に、和辻における、普遍への超越から離反している、風土的特殊への内在をみてみよう。第2節において述べたように、和辻において、人間は根源的に風土のうちに内在し、この根源的内在を基盤として風土、人間自身、及び両者を包含する世界を対象化していく（超越を把握している内在）とされている。しかしこの根源的内在にとどまり、対象化することがないありかた（超越から離反している内在）も人間のありかたとして和辻においてとらえられているのである。このありかたは「気分」と表現されている。

「夏」とは一つの気候であるが、しかしその気候は人間の存在の仕方である。ただ気温の高さと日光の強さとのみでは我々は「夏」を見いださない。冬のさ中にまれに現われた高気温の日に、人は「夏のようなだ」と言うかも知れぬが、しかし夏の中にいるとは感じない。同様のことは冬のさ中に日本を出た旅行者が南洋に近づくに当たって経験するところである。香港を出た翌日あたり、船の中の人たちは急に白い夏服になる。烈しい日光が濃紺の海を照らし、寒暖計は上り、人は汗を流す。いよいよ常夏の海にはいったとは誰でもが思う。しかるにシンガポアについた夕暮れ、町ヘドライヴに出かけた旅行者は、草木の豊かに生い茂った郊外でにぎやかに鳴いている虫の音を聞いた時、あるいは露店の氷屋や果物店が立ち並んでいる

る間に涼みの人たちが白い着物で行き来する夏の夜の町の風景をながめた時、初めて強く「夏」を感じ、近い過去に日本に残して来た「冬」との対照を今さらに驚くのである。旺盛な草木の茂りや、虫の音や、夕涼みなどは、この旅行者にとっては、気温の高さや日光の強さよりも一層本質的な「夏」の契機であった。夏の「気分」を除いて夏はない。人間は夏として限定された一定の存在の仕方を持つのである。

しかも我々にとって南洋は異境である。なぜならば我々がそこに「夏」として見いだしたものは南洋にとつては「夏」ではないからである。我々にとつての「夏」は、虫の音がすでに秋を含み、はずした障子が冬の風を含んでいる夏である。若葉や筍と百舌鳥や柿との間にはさまった夏である。しかるに南洋にとつてはかかる秋冬春を含まざる單純な夏が、言い換えれば夏でない、單調な氣候が存するのみである。植物はその葉を変えるのに時を定めぬ。三月の初めにゴムの木の紅葉と落葉と新緑と青葉とが立ち並んでいるように、六月末にも四つの季節は相並んでいる。果物も少数のものを除いては年じゅう絶えることがない。かかる單調な、固定せる氣候は、絶えず移り行く季節としての「夏」とは同じものではない。人間が夏として存在するのは気分の移り行きとして存在するにほかならぬが、南洋の人間はかかる移り行きを知らない（『風土』29年、『全8』二七―二八頁）

人間は風土、歴史のうちに、空間、時間のうちに「気分」づけられて内在する。「気分」としての風土、歴史のうちに内在するのである。この根源的内在においては、内在するところの風土を構成する諸要素を分析し、対象化すること（超越）はない。「気分」づけられてあることは、風土の諸要素に対して距離を置くこと、そこから脱離すること（超越）を不可能にする。「気分」において風土の諸要素は緊密に連関づけられてい

るのであり、分析、対象化を拒むのである。「旺盛な草木の茂りや、虫の音や、夕涼みなど」は「気温の高さや日光の強さ」よりも、より多様な要素をより緊密に連関づけている、夏の「気分」におけるより直接的な構成要素なのである。

この「気分」への内在は、和辻における日本と外国との比較考察の基底における態度となっている。とりわけ昭和二年―三年のヨーロッパ留学時における比較考察において著しい。比較考察において「気分」への内在は、和辻が内在している日本への「気分」づけられた内在であり、日本に対しては和辻は超越することなく、内在している（超越から離反している内在）。他方外国に対しては、日本とは極端に異なっている砂漠のような風土に対しては距離を置いて対象化し（超越）、日本との相違が強調され（しかし日本に対しては内在し、砂漠に対しては超越するのであり、同一の視座において比較されているのではない）、日本とは表面上類似しつつも内実は相違しているヨーロッパのような風土に対しては、その風土に対して内在しようとするが、その内実における相違による異和感から内在は拒まれることになる。「アラビヤやアフリカの砂漠は珍奇で我々とまるでつながりがないほど異つてゐるが、伊太利の自然は我々の国土の自然に大体に於て似てゐながら、しかも色調がまるで違ふ。砂漠は相違があまりに露骨で、その相違を問題にする気にもならなかつたが、後の場合のやうに似た自然がハッキリした相違を持つてゐると、この方を強く感ずる事になる」、としている（一九二七年三月三日、和辻照（和辻哲郎の妻）宛書翰、『全25』二〇〇頁）。

ヨーロッパの風土のうちに内在しようとしながら拒まれたという心理的プロセスは、ヨーロッパの風土、生活を精緻に観察させながらも、日本との相違の強調、和辻がそのうちに内在する日本の美点、長所がヨーロッパに欠落していることの指摘へと和辻を導いていると考えられる。これはヨーロッパへの超越ではなく、日本とヨーロッパとの対置を内蔵

した世界への内在としてとらえることができると思われる。イタリアの山について、「ほかした様に柔かく、濃淡が微妙で、丁度歌麿の浮世絵に使つてある様な、ほんのりとした色、銀や胡粉をまじへた様な色なのだが、それほど微妙な色調でありながら渋味といふものがちつともない。あく迄も甘い。非常に綺麗な、いゝ色だと思ふが、しかしどこか物足りない」とし、フランスの牧場について、「牧場などはまるで奈良の公園の様に、草がきれいに生えそつてゐる。丁度緑の毛氈をしいた様に。さうしてその緑のモーセンの中に真白な鳥が十羽ほどかたまつて餌をひろつたりなどしてゐると、實際目がさめる様な感じがある。しかしどうもあんまりきれいで、何だか面白くない」としている（一九二七年三月三〇日、和辻照宛書翰、『全25』二〇〇～二〇一頁）。

「蓮が今年は大分のびた、と照（和辻照）引用者」が書いてゐる。この蓮といふものが、こちらにあると、やはり純日本的なものとして強く思ひ出される。丁度前の晩芭蕉七部集をよんでゐると、弟子の誰やらの句に、「夕立や、蓮の葉たゞく池の葦」といふのがあつた。大していゝ句でもないが、これを読むと一所にあの蓮の葉特有のいゝ匂がプンと匂つて来た。あゝいふ自然の持つてゐる心持がこちらにはどうもない様に思はれる。自然の美しさにひたつて心が充ちてくるといふ様な経験は、こちらの人、少くとも大都会の人にはまるで知らないだらう。だから郊外の森や原に行つても、人々は自然を味ふのでなくて人間を味ふのだ。大抵は男女で一所に行つて、草原にねころんで抱き合つたりなであつたりしてゐる。でなければ一族そろつて行つて、家の中でやると同じ様なだんらんを野天に移して楽しんでゐる。それも結構な事で悪いわけではないが、自然の美しさにひたるといふ心持を経験出来ない事、又その出来ないの不思議とも思はず、求める気持もない事は、我々と違ふ点としてひどく目についてくる」（一九二七年七月二九日、和辻照宛書翰、『全

25』二九六～二九七頁）

ここでは、二百年前の権威ある俳諧書『芭蕉七部集』まで動員されて、「純日本的なもの」が構築され、そのうちに内在しようとする。そして日本とドイツとの相違が強調され、「自然を味ふ」と「人間を味ふ」とことが対置されている世界のうちに内在しようとするのである。

ヨーロッパ留学時の和辻の状況について、「一体こんなに我々自身のseinから切りはなされてゐて、物が書けるわけはないと思ひます」と述べている（一九二七年一〇月一日、谷川徹三宛書翰、『全25』三四二頁）。ヨーロッパ留学中和辻は、日本という風土的特殊（「我々自身のsein」）のうちに「気分」づけられて内在することが不可能になっており、その結果「物」が書けなくなっているのである。一般に「物」を書くことは「物」を対象化することであり、超越であり、深く内在している風土的特殊からの脱出はかえつて超越（「物」を書くこと）を活発化すると考えられるが、和辻においては、そのうちに内在している風土的特殊からの脱離が「物」を書くことを不可能にしているのであり、このことから、和辻において「物」を書くことが、普遍への超越から離反している、風土的特殊への内在における営為である性質が強いことが推論できると考えられる。

第4節 内在を把握している超越

体系期（一九二七～一九四五）における和辻のありかたは内在が中心であり、超越は周縁的である。従つて超越を把握している内在（第2節）、超越から離反している内在（第3節）が中心的であり、内在を把握している超越（第4節）、内在から離反している超越（第5節）は周縁的である。

和辻は個人と社会との関係について、アリストテレスを引照しつつ、次のように述べている。

「アリストテレスの説く全体と部分との関係は、身体と手足との例によっても明らかのように、部分が全体を現わすことにおいて部分であるという点を強調したものである。個人の言葉は社会的産物であるがゆえに初めてその個人の言葉であり得ることく、個人は社会を現わすことにおいて初めて個人である。が、この考えは、部分の独立という点を看過していると思う。手足は全体を現わすことにおいて手足であるが、しかし手足として独立することはできぬ。しかるに個人は、社会において初めて個人たらしめられるにかかわらず、しかもその社会にそむき得るものである。この点において個人がそれ自身に根拠を持つという彼の他の考えがここに結合せられなくてはならぬ。従って社会が個人に先立ち個人を個人たらしめるということとは、同時に社会が己れの否定において個人となるという意味を持たねばならぬ。個人が社会の手足に過ぎぬならば、個人が自らの意志によって社会に従うということさえあり得ないであろう。アリストテレスがプラトンの理想国の主要欠陥として指摘したのは、私有財産及び家族の廃棄が、ポリスによる個性の滅却を意味する、という点であった。個性が滅却せられれば、個人が全体に従うという関係は不可能になる。従って社会において個人が個人たらしめられることは、個人の社会よりの独立をも含意せねばならぬのである。この独立のゆえに、個人の結合によって社会が実現せられるという他の契機も生かされてくる。かく見ればアリストテレスにおける全体主義と個人主義との結合は、彼自身それを十分に試みていないにかかわらず、きわめて豊饒な思想を示唆するのである」（『人間の学としての倫理学』34年、『全9』四八頁）

ここで和辻はアリストテレスを参照しつつ、社会が、個人が発生してくる基盤であること（超越を把握している内在）（第2節参照）を承認した上で、同時に個人が社会を超越していくこと（内在を把握している超

越）を強調している。この強調の方向のうちに、東洋、日本における共同体への個人の埋没に対して、ヨーロッパにおける共同体からの個人の自立が優位していることを承認する和辻の志向を位置づけることができる。

まずヨーロッパにおける、人間が容易に克服できる自然的条件において、人間による自然に対する征服につれて、人間の自発性はますます強まり、人間は能動的な主体として、自然は「従順」な対象として対置されていったことを指摘している。「西欧の寒さは人間の自発的な力を内より引き出し、寒さに現われた自然の征服に向かわしめ、そうしてそれを従順な自然たらしめている。……西欧の冬の風情はただ室内に、炉辺に、劇場に、音楽堂に、舞踏室に、すなわちただ人為的なものにのみあると言ってよい。それは冬が人間の自発性を引き出したということにほかならぬのである。（亀井教授（亀井高孝―引用者）の説によれば、西欧における「機械の発明もまたこの室内における人間の自発性に帰着するらしい。……）」、としている（『風土』35年、『全8』一〇三―一〇四頁）。またヨーロッパの農耕について、「麦の収穫時は恐らく年中の最も忙しい時期と思われるが、しかしそれは七月の末から八月の末まで悠々として続いている。だから収穫時の広い野原を見渡しても、刈り取りの仕事をしている農人たちの姿はまれにしか見ることはできない。これは麦の収穫から田植えへと目まぐるしく働く日本の農人の生活とはまるで調子の違うものである。人間は自然に追い立てられることなく、悠々として自然を従えて行くことができるのである」、としている（同一〇九頁）。

さらにヨーロッパ文化の起源としてのギリシア文化について次のように述べている。

「ギリシア的自然は従順であり明朗であり合理的である。しかしそれは初めよりギリシア的な「真昼」、ギリシア的な合理性として現わ

れていたわけではなかった。人間が従順なる自然への支配を自覚し、自然の支配者として己れ自身の生活を形成し始めたとき、右のごとく風土的性格がギリシア精神の性格となったのである。この自覚はしばしば自然の拘束からの人間の解放と呼ばれている。しかし自然が暴威を振るうところでは人間の解放はこの仕方では起こらなかった。自然が従順であり、従って原始時代にすでに技術的な自然への支配が行なわれていたからこそ、自然を人間に隷属せしめるという仕方での自覚が起こったのである。だからギリシアにおける自然との調和は自然の人間化であり人間中心的な立場の創設であった。そこで自然からの解放は自然との戦いからの解放、従って、人間の活動の激成となった。人間の競争、従って権力欲や遊戯欲による人と人との摩擦、あるいは人間の創造力の挙揚、従って知識欲による理性の発展や創作欲による芸術の産出、それらがこの新しい立場のひき起こした新しい形勢なのである（『風土』35年、『全8』八二頁）

「ポリス」が作られたときに「ギリシア」もまた始まったと言われる。それならば農牧の生活から武士の生活への転化がギリシアの開始なのである。そうしてそれを媒介したものは海への進出であった。海へ出るということは土地から離れること、従って農牧生活からの脱却である。人々はこの脱却によって自然の拘束から己れを解放した。このことは二重の意味を持っている。すなわち人々は自然を看護してそこから物資を得るという生活を捨て自由な海の交通路へ出たのみでなく、また衣食住の必需品のみを作るところの生活を超えて生活自身により高い形成に向かったのである。最初農牧の民を海へ追いやった原因が食糧の不足であったかも知れないということとは、ただ右のごとき運動の機縁を示すのみであって、この運動の意義を把握せしめるに足らない。食糧を得るために人々が冒険、征

服、権力などに向かったのであったとしても、やがて冒険、征服、権力などは食糧よりもはるかに重大な意義を持つものとして生活を支配し始めた。畜群を獲るために争闘が行なわれる場合、その畜群が生命を賭するに価する高貴なものだというのはない。生命を賭する、という活動そのもの、それによる征服、及び被征服者に対する権力、それらがそれ自身において貴いとせられるのである。この生活態度は実用的打算的な態度とは全然異なっている。それは命がけの仕事であるにかかわらずしかも遊戯の性格を失わない。『イリアス』に描かれた戦争がその最もよき証拠であろう。ここにギリシア人の性格の顕著な特徴としての競闘の精神が見られるのである（同八五～八六頁）

ギリシア人は従順な自然を征服することにおいて「自然の拘束から己れを解放し」、「衣食住の必需品のみを作るところの生活を超えて生活自身により高い形成」へと飛躍したとしている。この「より高い形成」の内容として、「命がけの仕事であるにかかわらずしかも遊戯の性格を失わない」ところの「冒険」、「征服」、「権力」獲得、及び、「人間の創造力の挙揚」である「知識欲による理性の発展」、「創作欲による芸術の産出」を指摘している。これらの内容は「自然の拘束」から超越してきている「人間中心な立場」における営為である（内在を把握している超越）が、これらの活動のありかたである「競闘」も、自己が内在する世界から、他者と競争しつつ、超越しようとするもの（内在を把握している超越）としてとらえることができる。しかもこの「競闘の精神」は「実用的打算的な態度」とは全く異なっているとしており、F・テンニースが提起した「打算社会」の「住人」のありかた（内在から離反している超越（1897）（1996頁を参照）とは異なっているとしていのである。この「競闘の精神」の延長上に、ヨーロッパにおける集団からの個人の自立がとらえられているのである。

ヨーロッパ中世の、「城壁に囲まれて武装した」、自治都市（「ブルグ」）の商人における、教会、封建領主の支配を打破しようとする自治、自由の精神、都市内部の「共同社会的な結合」、さらにヨーロッパ近代の国民国家の資本主義的企業家における、精神上、政治上、経済上の自由志向、個人自立の志向をギリシア文化の「競闘の精神」の延長上に位置づけている（内在を把握している超越）。このヨーロッパにおける精神的伝統と日本の「町人」のありかたとを対比している。

「ブルグは第一に独立せる政治的団体であったという点において町（日本の町―引用者）と異なっている。日本においては堺の町が一時類似した形態を取ったのみで、ついに独立せる商業市を發展せしめなかった。……第二に町の全体性としての意義が稀薄であったために、個人は直接には家の全体性において生き、従って個人を町の全体性から解放するというごとき運動も始まらなかった。人々は家の利己主義が是認せられるということでもって満足したのである。そこで家風の因襲というようなことが、個人の解放に伴なって起こるところのあの「常軌を逸する」冒険的企業を勃興せしめなかった。第三に中世のブルグがすでに持っていた政治的实力、従って自由人としてのブルジョワ（ブルグの構成員である市民―引用者）の名誉は、ブルグがその中世的色彩を失って近代的大都市に変わった後にも、ブルジョワをして社会の上層に浮かび上がらしめる力となったが、町人はついにそれだけの政治的権力を握り得ず、従って社会的な地歩をも占め得なかった。ブルジョワが自由市民の意味において担っている名誉は、町人においてはついに見いだすことができぬ」

（『現代日本と町人根性』35年、『全4』四八二頁）

「町人」においては「町」は領主勢力から独立しえず、「町人」個人は「家」のうちに埋没し、「町人」身分は領主勢力を圧倒する政治勢力とはなりえなかったのに対し、「ブルジョワ」においては、中世の「ブルグ」

が既に領主勢力から独立しており、「ブルジョワ」個人は次第に個人として解放され、「冒険的」企業家として成長していき、「ブルジョワ」階層は社会の支配層にまで成長していったことを対比的に強調している。この対比的強調において、日本における共同体への個人の埋没に対する、ヨーロッパにおける共同体からの個人の自立が強調され、和辻において後者の前者に対する優位が承認されてきていると考えられるのである。

このヨーロッパの優位の承認は、太平洋戦争の戦況が悪化しつつあった一九四四年三月頃に和辻が、「近世」というものを初めから考えなおしてみる研究会」を組織したことにつながっている（『鎖国』50年、『全15』三頁）。この研究会において和辻は、「ルネッサンスについて考え直して見る必要がある。その精神をもっとも直観的にあらわすものは地理上の発見であるが、そこには近代ヨーロッパ人の無限追求の精神と科学の尊重とが示されている」と述べ、また「西洋史の山中謙二教授の航海者ヘンリ王子に関する研究報告」を熱心に聴いていた⁽¹⁾。さらにその延長上に、戦後、一九四六年四月発表の「人倫の世界史的反省 序説」における、「太平洋戦争の敗北によつて近代日本を担つてゐた世界史的地位は潰滅した」という表明、中世においてはヨーロッパに優位していた東洋がその受動的閉鎖的態度によつて次第に劣位に追いこまれていったことの指摘、及び、この論文を序説とする、日本の鎖国についての自己批判的研究である、一九五〇年の『鎖国―日本の悲劇』の著述が位置づけられると考えられる。和辻のこの視座において、東洋、日本における超越を把握している内在、及び超越から離反している内在に対する、ヨーロッパにおける内在を把握している超越の優位が見なおされてきているのである。

(1) 金子武蔵「解説」（一九六二年九月）、『全11』四八二―四八三頁。
(2) 和辻哲郎「人倫の世界史的反省 序説」（『思想』第二七三号、一九四六年四月）。

男女間の性の愛について次のように述べている。「あます所なく与えまた取ることこそちょうど性の愛の特徴なのであり、そうしてこの性の愛こそちょうど性関係の本質なのである。しかし、このことを認めれば、性関係の本質が自然衝動としての性衝動であるという前提は、捨て去らねばならない。相互に人格や個性や身体や心などの全体を所有し合おうとする要求は、自然科学が性衝動として取り扱っているそのものではないのである。……日常現実における性関係は、初めより人格や愛の契機を含み、身心の統一において男女が互いに相手の全体を取り、自己の全体を与えんとするものであって、何らかの浄化過程を経た後にかかる段階に達するのではない。身心分離の立場に立って、身体の側に性衝動を、心靈の側に愛を認めようとするときは、抽象的思惟の作為に過ぎない。……愛する者の「顔」は単なる肉体などではない。そこに相手の人格があり心靈があり情緒がありまた個性がある。相手が頼もしい人物である場合には、その頼もしさは顔に現われている。相手が優しければその優しさも顔にある。相手が他の何人によっても置き換えられ得ぬ唯一回的存在であるとすれば、その唯一性もまた顔にある。……かくのごとく顔はあらゆる精神的なるものの座であるが、しかもその顔は肉体の一部分である。そうして顔について言えることは、また肉体の全部についても、何ほどかの程度において言うことができる。顔が唯一回的存在であるように、指の先の紋様も唯一回的存在である。かかることは指紋に限らず身体の一部にわたっている。顔が情緒を現わしているように、全身もまた情緒を現わし得る。顔に気品があり得るように、身体にもまた気品があり得る。してみれば、肉体全体は精神の座である。しかもそれは肉体であることをやめはしない。そうしてその点が男女関係においては欠くことのできない重大な契機なのである」としている（『倫理学中巻』42年、『全10』三四六～三四七頁）。「自然衝動としての性衝動」は超越から離反している内在であり、「身心分離の立場」における、「身体の側」

の「性衝動」は超越から離反している内在であり、「心靈の側」の「愛」は内在から離反している超越である。和辻においては性の愛は、唯一的な顔に収斂していく肉体の唯一的存在化、すなわち肉体の精神化としてとらえられている。そして精神化された肉体は部分的に所有されることはありえず、その完全な所有が欲求される。すなわち性の愛においてはあくまでも肉体のうちに内在しながらも、精神への超越において始めて所有が遂行される（内在を把握している超越）ととらえられているのである。

芸術の創作について次のように述べている。「意味は意味ある形が作られたときに初めてその姿を現わすのであって、それ以前には作り手自身にも見えないのである。たといそれが作る働きそのものに方向として内存しているとしても、その方向が作る働きを導いて一定の形成作用をなしおえるまでは、すなわち意味あるかたちが作り出されるまでは、同じく意味は現われて来ない。しからば作る働きが初めて意味や価値を見いださしめるのであって、逆に意味や価値が作る働きに先立つのではない」としている（『倫理学中巻』42年、『全10』五二二～五二三頁）。「私たち」を「作る働き」は超越であり、芸術創作において先行し、芸術における「意味や価値」は内在であり、「かたち」のうちに見出されてくるのである。「かたち」への超越は、「意味や価値」への内在を把握しているのである。

「ギリシア彫刻の最も著しい特徴は、その表面が、内に何物かを包める面としてでなく、内なるものをことごとく露わにせるものとして、作られていることである。従って面は横に広がったものではなくして看者の方へ縦に凹凸をなすものと言うことができる。面のどの部分どの点も内なる生命の露出の尖端として活発に看者に向かって来る。だから我々は、ただ表面を見るだけであるにかかわらず単に表面だけを見たとは感じない。我々は外面において内面を見つくすのである」としている

『風土』35年、『全8』九二頁。「内に、何物かを包める面」としての「表面」は内在（何物か）と超越（表面）との離反であり、「内なるもの」を、ことごとく露わにせるもの」としての「表面」は内在（内なるもの）を把握している超越（表面）である。「外面」への超越が「内面」への内在を把握しているのである。

日本庭園の造園術について次のように述べている。

「自然を人工的に秩序立たしめるためには、自然に人工的なものをおかぶせるのではなく、人工を自然に従わしめねばならぬ。人工は自然を看護することによってかえって自然を内から従わしめる。雑草を、あるいは一般に遮るもの、むだなるものを取り除くことによって、自然はそれ自身のまとまりをあらわにする。かくて人は無秩序な荒れた自然のうちに自然の純粋な姿を探り求めた。そうしてそれを庭園において再現したのである。……

……それ（庭園の苔の面における敷き石の配置―引用者）は幾何学的な比例においてではなく、我々の感情に訴える力の釣り合いにおいて、いわば気合、いにおいて統一されている。ちょうど人と人との間に「気が合う」と同じように、苔と石と、あるいは石と石との間に、「気」が合っているのである。そうしてこの「気」を合わせるためには規則正しいことはむしろ努めて避けられているように見える。このようなまとめ方は庭を構成する物象が複雑となればなるほど著しく目立って来る。……だから優れた庭の池は、決して一目ではその全体の形を捕えしめず、いかなる方向からながめても常にそこに新しいまとまりのある姿を感じしめるように、無限に複雑な面を具えたものとして作られている。また樹木にしても種々なる性質の形状を持ったものの取り合わせがここでは重大であり、従って四季の変化を通じての色彩のまとまりが作り出されねばならぬ」（『風土』29年、『全8』一八九―一九一頁）

日本の庭園においては、「人工」（超越）が「自然」（内在）に従い、「自然」を「看護」することにおいて、「自然」は外から強制されるのではなく、おのずからそれ自身の「純粋な姿」を開示する（内在を把握している超越）としている。複雑、多様な構成要素（内在）が、「気（内在―引用者）が合う」というありかたにおいて統一されている（超越）（内在を把握している超越）としている。構成要素、すなわち「気」は外側から合法的に統一される（内在から離反している超越）のではなく、内側からその複雑、多様なままに、「気」のままに統一されているのである。ギリシア彫刻の場合（内なるものをことごとく露わにせるもの）としての「表面」と同様、内在は超越に密接しており、超越において直接把握されているのである。

さらにこの「気が合う」という統一のありかたを、日本画の構図、色や線の調和における「寸分の隙間もない釣り合い」、連歌における、参加者それぞれの個性ある付句が交響、呼応しつつ構成される「偶然」的統一、掛詞による描写における、論理的には脈絡がないにもかかわらず、「一つのまとまった情調を浮かび出させる」ありかたのうちに見出している（『風土』29年、『全8』一九一―一九五頁）。これらのいずれにおいても、構成要素である「気」（内在）そのものが統一（超越）（釣り合い、「偶然」的統一、「一つのまとまった情調」において直接把握されているのである）。

和辻は、禅宗における「空すなわち絶対的否定の実践的体得」の志向（超越）が、能、水墨画、茶の湯等のその中核における「否定の契機」（超越）を産み出してきているとしている。「能の動作は、役者である「人」の動きからあらゆる人間的特性を奪い去るところに、その特殊の様式の基礎を置いている。……墨絵の様式は、自然のもつあらゆる色彩の否定を本質とする。……茶の湯は人間の生を空寂ならしめようとする」としている（『日本の文芸と仏教思想』33年、『全4』四〇〇―四〇一頁）³⁾。

「人」の動き」における「あらゆる人間的特性」、「自然のもつあらゆる色彩」、「人間の生」のうちに人間は内在しているのであり、この内在を否定する（超越）（内在を把握している超越）ところにこれらの芸術の核心があるのである。

さらに能の能面について、それが「急死した人の顔面にきわめてよく似て」おり、「人らしい表情」（内在）が徹底的に抜き去られており、「何らの人らしい表情」をも「固定的に現わしていない」（内在を把握している超越）としている。「顔面」は「単に肉体の一部分であるのではなく、肉体（内在―引用者）を己れに従える主体的なるもの（内在を把握している超越―引用者）の座、すなわち人格の座にほかならない」とし、能面は「人らしい表情」に束縛されていない故に、より一層主体的になり得るのであり、この結果、能面をつけた役者の肢体、動作、謡の旋律が表現する内容（内在）が能面に「吸収」され、「人らしい表情」を持たない能面が「自由自在に、また微妙に」、「心の陰影」（内在）を表現する（内在を把握している超越）としている（「面とペルソナ」35年、『全17』二九一―二九三頁。「能面の様式」36年、『全17』二九七―二九九頁）。

第5節 内在から離反している超越

古代ギリシアの知のありかたについて次のように述べている。「観る」とはすでに一定しているものを映すことではない。無限に新しいものを見いだして行くことである。だから観ることは直ちに創造に連なる。しかしそのためにはまず純粋に観る立場に立ち得なくてはならない。

(3) 和辻は同じ箇所において、日本庭園をも同様のものとしてとらえ、「庭園は加えられた人工を全然没せしめる所に極致があり」としているが、本文前述のように、日本庭園における「人工」（超越）は「自然」（内在）を直接把握しているであり、「全然没せしめ」られているように見えて、根本的に働いているのである。和辻はこの箇所において、「加えられた人工」を内在としてとらえており、とらえ違いがあると考えられる。

い。単に手段として観るのならば、目的に限定せられた範囲以上に観る働きは進展しない。観の無限の発展は手段的性情からの解放、従って観の自己目的性を前提とする。ギリシアの市民はちょうどこの立場に立って、互いに観ることを競ったのである。……アリストテレスは言っている。人は本来知ることを欲するものであるが、その証拠の一として感覚を喜ぶということをおこなうことができる。感覚が何かのために役立つというばかりでない、感覚をそれ自身のために喜ぶ、中でも視覚を喜ぶ。すなわち行為するために見るというだけではなくて、行為を全然考えない時でも「見る」ということ、それ自身が何よりもありがたいのである。これは「見る」と「知る」が他のあらゆる感覚に優るものを知らしめ、ものの区別を明らかにするからである。このアリストテレスの言葉は一挙にして「見る」と「知る」との実践に対する優位を言い現わしている」としている（『風土』35年、『全8』八九頁、九二頁）。手段としての「観る」ことのうちに人間は内在している。「純粋に観る立場」においては、手段としての「観る」ことへの内在から離反し、自己目的的な「観る」ことへ超越しているのである。

古代ギリシアについて、「緑の美しい牧場、すなわち従順な自然は、一方において人間の生に没頭する競闘の立場を作り出すとともに、他方において人間を自然の中へ押し戻してしまった。人間はここで神々のごとく生きる市民と家畜のごとく生きる奴隷とに分裂する。……そうしてこの徹底的な分裂の上にのみギリシアのあの華やかな文化は創造せられ得たのである。ギリシアにおける自然との調和、人間中心的な立場の創設、というごときことも、奴隷を使役する少数のギリシア市民について言われるのであることを忘れてはならない」としている（『風土』35年、『全8』八七―八八頁）。「神々のごとく」、「純粋に観る立場」に位置する少数のギリシア市民における、内在から離反している超越は、「家畜のごとく」自然に埋没する多数の奴隷における、超越から離反している内在と

対応し、両者は表裏の関係にあるととらえられているのである。この表裏の関係に対する和辻の立場は複雑であるが、和辻のうちに、ギリシア市民における内在から離反している超越にひきつけられる面があると考えることができる。

日本人と中国人とを比較して、次のように指摘している。「シナ人の無感動な性格と対比するとき、我々は日本人の易感性がいかに日本人にとって性格的なものであるかを痛感せしめられる。これは日本人が生存競争においてシナ人よりも弱いことを意味するが、しかし同時にその心情においてはるかに多く人間的であることを意味する」、とし、さらにキリスト教とマルクス主義というヨーロッパから伝来した宗教、思想に対して、中国人に比べて日本人がはるかに鋭敏な感受性を示し、より純粹、より熱烈に帰依、信奉しているとしている（『風土』29年、『全8』二四七～二五一頁）。「易感性」、鋭敏な感受性を持つ日本人はみずからの内在から離反して、異質なもののへ超越し（内在から離反している超越）、「無感動」な中国人は異質なものに超越することなく、みずからの世界に内在している（超越から離反している内在）としているのである。しかも和辻自身において、日本人の「易感性」を中国人の「無感動な性格」よりも「はるかに多く人間的」であるとしているのである（和辻における、内在から離反している超越への傾斜）。

第2節(12)103～(13)102頁において、古代日本の祭祀においては祀られる神々よりも祀る神々、神を祀る祭祀自身、祀る首長・共同体の方が重視され、祀られる神への超越は、祀る首長・共同体のうちへの内在によって基礎づけられている（超越を把捉している内在）とされていることを指摘した。さらに和辻は、首長・共同体↓祀る神↓祀られる神（↓は祀る方向）という段階構造があり、↓の方向に遡り、もはや祀ることがなく、祀られるのみである究極の神を求めていくと、神として対象化されない「不定者」につきあたるとしている。記紀神話の叙述に依拠して、

天照大神↓イザナギ・イザナミ↓天つ神（イザナギ・イザナミがその指令を求めた神）と究極の神を求めていったところ、もはやより根源的な神、祀るべき神を持たない、この天つ神も「占卜」によって、イザナギ・イザナミに与えるべき指示の内容を知ろうとしたとし、天つ神に指示した、天つ神よりも根源的なこの存在は「神ではなくしていわば不定なもの」であるとしている（『尊皇思想とその伝統』43年、『全14』三二～三三頁）。

この「不定者」を「無限に深い神秘」と表現し、次のように述べている。「祭祀も祭祀を司どる者も、無限に深い神秘の発現し来る通路として、神聖性を帯びてくる。そうしてその神聖性のゆえに神々として崇められるのである。しかし無限に深い神秘そのものは、決して限定せられないことのない背後の力として、神々を神々たらしめつつもそれ自身ついに神とせられることがなかった。これが上代の神の意義に関して最も注目せらるべき点である。究極者は一切の有るところの神々の根源でありつつ、それ自身いかなる神でもない。言いかえれば神々の根源は決して神として有るものにはならないところのもの、すなわち神聖なる「無」である。それは根源的な一者を対象的に把捉しなかったということの意味する。絶対者に対する態度としてはまことに正しいのである。絶対者を一定の神として対象化することは、実は絶対者を限定することにはほかならない。それに反して絶対者を無限に流動する神聖性の母胎としてあくまでも無限定にとどめたところに、上代信仰の素直な、私のない、天真の大きさがある。それはやがてあらゆる世界宗教に対する自由寛容な受容性として、我々の宗教史の特殊な性格を形成するに至るのである」としている（『尊皇思想とその伝統』43年、『全14』三八頁）。「対象化すること」とは、そのうちに内在しているところの世界から超越し、その世界をとらえること（内在を把捉している超越）と、そのとらえられた世界を内在していた世界のうちにとらえなおすこと（超越を把捉してい

る内在）である。「無限に深い神秘」のうちには内在することができず、ただそれをめがけて超越していくのみであり、この「神秘」を対象化することはできないのである（内在から離反している超越）。またこの「無限に深い神秘」への超越はいかなる内在をもともなわない故に、言い換えれば全く無方向な超越であるが故に、いかなる外来の宗教（内在を把握している超越）における内在とも衝突することなく、それら外来宗教をみずからの、内在から離反している超越のうちに寛容に受容し、包蔵することができるというのである。

編 集 委 員

渡 辺 文 生（文化システム専攻）

松 本 邦 彦（社会システム専攻）

阿 部 成 樹（文化システム専攻）

| | |
|-------|--------------------------|
| 編 集 者 | 山形大学人文学部 |
| 発 行 者 | 〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12 |
| 責 任 者 | 阿子島 功 |
| 印 刷 所 | 田宮印刷株式会社 |
| 発行年月日 | 平成17年7月31日 |

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No.2

CONTENTS

Articles

| | | |
|--|--|--------|
| 《悲憤詩》和《胡笳十八拍》— 蔡琰文本的改觀 — | 福山泰男 | 1 |
| Stability and Robust Stabilization of Linear Time-delay Systems
— An Approach Using a Dynamic Auxiliary Systems — | NISHIHIRA, Naofumi | 13 |
| More Effective Question Form in German Web-CALL-System
— Multiple Choice and Blank-filling Questions — | WATANABE, Masanao • NISHIHIRA, Naofumi | 25 |
| Family Farm Operating/Transfer Agreements and Maintenance Agreements | KUNIKATA, Keiji | 33 |
| Demand Analysis Model of Music Service by On-Line Music Shop
and Traditional Music Shop | TAKITA, Toshiaki | 45 |
| Interim Report of Local Government's Business Investigation in Yamagata
Prefecture about "Internationalization" of Local Politics | MATUMOTO, Kunihiko | 51 |
| Tetsuro Watsuji's Concepts of Immanence and Transcendence
in the Period of Systematic Years | ITAGAKI, Tetsuo | (I)114 |
| Abstracts in Foreign Languages | | 73 |
| 2004 : List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses | | 77 |
| Requirements for Contributors | | 81 |

JULY 2005